

ロータリー財団 ハンドブック

2020-21 年度用



The
Rotary
Foundation




**END
POLIO
NOW**

国際ロータリー第2790地区
ロータリー財団委員会

アーチ・C・クランプ Arch C. Klumph (Archibald Cooper Klumph 1869-1951) ＜ロータリー財団の父＞



「ロータリー財団の父」と讃えられるアーチ・C・クランプは、1869年6月6日、ペンシルバニア州コネチカットの貧しい家庭に生まれました。

幼少の頃、両親と2人の兄と共にオハイオ州クリーブランドに移住。家計の足しにするため、12歳で学校を辞めて仕事についたそうです。

仕事をしながら、彼は夜間学校にも通い、18歳の時、キューヤホガ木材会社の雑用係の職につきました。その後、どんどん昇進して、最終的にはその会社の総支配人、そして経営者になったのです。

彼は、製箱会社や汽船会社、銀行の社長、不動産業などでも、経営手腕を発揮しています。また、優れたフルート奏者として、クリーブランド交響楽団で14年間に亘って活躍したことで知られています。

1911年、クランプは「木材卸売ならびに小売」の職業分類でクリーブランドRCの創立会員となり、翌1912年に同クラブの会長をしています。

熱心なロータリアンだったらしく、友人達は彼のことを「寝てもさめてもロータリーだ」と評していたと伝えられています。

彼は、クラブ会長としての最後のスピーチで、今後クラブが多くのことができるように「非常時基金」を作ることを提案しました。この提案が、彼が1916～17年度の国際ロータリークラブ連合会の会長を務めた時の「ロータリー基金」の提案に繋がったとされています。

また、彼は1914年に国際ロータリークラブ連合会の理事になり、1915年に採択された標準ロータリークラブ定款・細則の制定に携わった責任者であったことでも有名です。

さらに、ロータリーに地区を設け、地区ガバナー職をつくり、年次地区大会を確立したのも、彼の業績なのです。驚くべきことに、これらの彼の活躍は、第一次世界大戦（1914～1918年）の最中の出来事でした。

1928年のミネアポリス国際大会で「ロータリー基金」が「ロータリー財団」と改称された折、当時、管理委員であったアーチ・C・クランプは次のように述べています。

「我々は、この財団を今日明日の時点ではなく、何年、何世代の尺度で見つめるべきです。なぜなら、ロータリーは幾世紀にもわたる運動だからです」と。

実際、彼が1928年9月号のロータリアン誌の記事で主張した「これからの財団プログラム：学生の交換、グループの交換、国際事業関係を通じての友好」は、その後、財団事業として実施された奨学金、研究グループ交換、マッチング・グラントなどの形で実現しているのです。

まさに、彼は「ロータリー財団の父」と呼ばれるに相応しい人なのです。

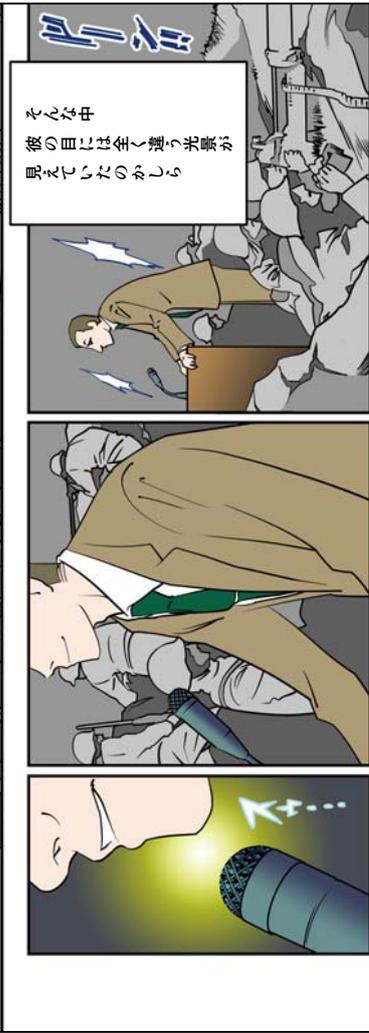
(R I D 2800 山形・寒河江RC 鈴木一作氏「ロータリーの歴史から学ぶ」より引用・加筆)



1917年（大正6年）
第1次世界大戦

自国の勝利
自分の身の安全
家族以外を信じることが
できない

皆、自分の事で
頭が一杯な時代



そんな中
彼の目には全く違う光景が
見えていたのかしら



世界の誰かのために

基金を作らしましょう

その時、彼の口から
突如発せられた
非理非論的な言葉に

きつと会議中は
凍り付いたに
違いないわ



残念ながら、その声は
仲間達の心を動かすことは
できなかったのだ...

初めて集まった基金は
わずか26.5ドル(※)

数年経っても
財団のために力を
貸そうという人は
ほとんど
あられなかったわ

あれが例の
財団ですか？
そこそこ

ううこの
たわいもない
物語だよ

このロータリー財団が
その後10年以上に
亘り何百万人もの
人生を変えていく
ことになるなんて

きつと誰も想像して
いなかったでしょう
アーチ・C・クランプ
本人以外はね



いらっしやませつ!!

おい、クーパー(※)
学校進学したんだった?!

ああ、色々あって
働かなくなっ
たんだ...

仕方ないさ

でも働まながら
勉強も
続けているよ

今、市内の夜間学校に
通ってるんだ

夜間学校?!

あ、二まで6キロ
くらいあるぜ!
まさか歩いて...
なわけないよな?

電書機なんて
とてふんばないよ...
慣ればは6キロくらい
べつてはらる

アーチ・C・クランプ
12歳

1881年
オハイオ州
クリーブランド



おい！
クーパー！！

はいっ！

アーチ・C・クランプ
29歳

うちの会社の経営を
おままだに任せて
みたいと思ってる
とんだ？

ガクン

...

アーチは
木村会社の
社長となり

大企業にまで
育て上げたのよ

1917年
アトランタ
(ロータリー国際大会)

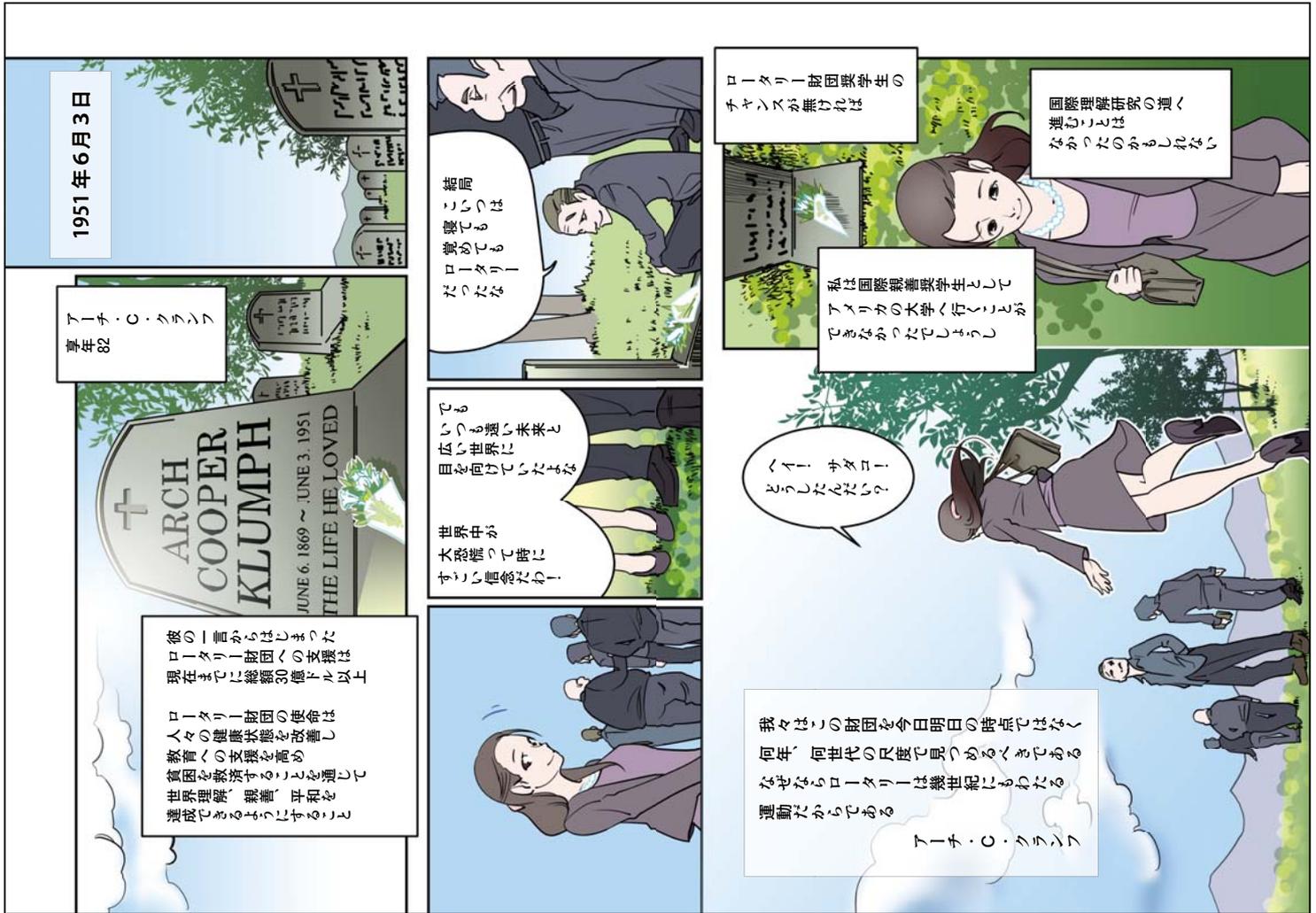
そして例の彼の一言から
ロータリー財団が
始まったのよ

その後、彼が住む
ロータリークラブで
結成され

彼はその創立委員として
迎えられたわ

私たちは
自分達だけのために
生きるべきでは
ありません

誰かのために
よいことをする
喜びのために
生きるべきなのです



1951年6月3日

アーチ・C・クランプ
享年 82

ARCH
COOPER
KLUMPH
JUNE 6, 1869 ~ JUNE 3, 1951
THE LIFE HE LOVED

彼の一言からはじまった
ロータリー財団への支援は
現在までに総額30億ドル以上

ロータリー財団の使命は
人々の健康状態を改善し
教育への支援を高め
貧困を救済することを通じて
世界理解、職業、平和を
達成できるようにすること

結局
これについては
尊めても
だんな
ロータリー

でも
いつも遠い未来と
広い世界に未来と
目を向けていたよな

世界中が
大恐慌って時に
すごい信念だわ！

...

ロータリー財団奨学生
のチャンスが無ければ

私は国際観業奨学生として
アメリカの大学へ行くことが
できなかったでしょうし

国際観業研究の進め
進むことは
なかつたのかもしれない

へー！ サタニー！
どうしたんだい？

我々はこの財団を今日明日の時点ではなく
何年、何世代の尺度で見てあげるべきである
なぜならロータリーは幾世紀にもわたる
運動だからである

アーチ・C・クランプ

目 次

アーチ・クラフ<ロータリー財団の父>	1
マンガ アーチ・クラフ物語	2
目次	4
ロータリー財団ハンドブック発刊にあたり	6
1) ロータリー財団の紹介	
ロータリー財団とは	7
2) ロータリー財団への寄付と認証	
2-1) 寄付の種類	9
2-2) 寄付の方法	10
2-3) ロータリー財団の認証	12
2-4) ロータリーカード	15
2-5) 税制上の優遇措置	16
2-6) 寄付金の現状と分析	17
3) シェアシステム	
3-1) 資金の運用	18
3-2) シェアシステムの仕組	18
3-3) 第2790地区 2020-21年度シェアシステムについて	18
4) ロータリー財団プログラム	
4-1) ロータリー財団プログラムの概要	20
4-2) 地区補助金 (DG) とグローバル補助金 (GG) の比較	21
4-3) 補助金の選択	22
4-3) 補助金申請への参加資格 (DG・GG共通)	23
5) 地区補助金 (DG)	
5-1) 地区補助金 (DG) の概要	23
5-2) 地区補助金 (DG) 申請要項 (様式301)	24
5-3) 地区補助金 (DG) の申請	26
5-4) 地区補助金 (DG) 事業の実績	26
6) グローバル補助金 (GG)	
6-1) グローバル補助金の概要	27
6-2) グローバル補助金 (GG) 申請要項	27
6-3) グローバル補助金 (GG) の申請	28
6-4) グローバル補助金 (GG) の立案から報告までの流れ	29
6-5) グローバル補助金 (GG) 当地区の実績	30
6-6) グローバル補助金 (GG) に関する地区ロータリー財団委員会への事前情報提供	30
7) ロータリー財団奨学生	
7-1) 地区補助金 (DG) 奨学生 申請要項 (様式601)	31
7-2) 地区補助金 (DG) 奨学生 参加申請書 (様式602)	33
7-3) 地区補助金 (DG) 奨学生 応募申請書 (様式603)	37
7-4) グローバル補助金 (GG) 奨学生 申請要項 (様式701)	40
7-5) グローバル補助金 (GG) 奨学生 参加申込書 (様式702)	42
7-6) グローバル補助金 (GG) 奨学生 応募申請書 (様式703)	46
7-7) ロータリー財団奨学生 推薦書	51
7-8) 申請に関する疑義 (Q&A)	53

8) ポリオプラス	
8-1) ポリオプラスの概要	55
8-2) ポリオ根絶(撲滅)活動の軌跡	55
8-3) ポリオプラスプログラムの用語集	56
8-4) 野生株によるポリオ症例数	57
9) ロータリー平和センタープログラム	
9-1) ロータリー平和センタープログラムの概要	58
9-2) ロータリー平和センタープログラムの募集要項	58
9-3) ロータリー平和センタープログラムの申請	59
9-4) 世界の平和センタープログラムの実績	60
9-5) ロータリー平和センター	61
10) 補助金プログラムへの参加資格	
10-1) クラブの参加資格認定	62
10-2) 地区財団活動資金(DDF)運営規程(様式101)	65
10-3) 世界報告分析と報告書提出の督促通知	67
11) ロータリー財団会学友会	
11-1) 学友会の概要	68
11-2) 学友会の活動と現況	68
12) 地区規程・書式	
12-1) 地区補助金(DG)財務管理計画規程(様式201)	69
12-2) グローバル補助金(DG)財務管理計画規程(様式202)	71
12-3) 地区補助金(DG)申請書(様式311)	73
12-4) グローバル補助金(GG)事業計画書(様式501)	75
12-5) グローバル補助金(GG)DDF使用申請書(様式511)	81
13) 参考資料	
13-1) 重点分野の基本方針	82
13-2) 補助金の授与と受託の条件	89
12-3) ロータリー災害救援補助金 授与と受託の条件	100
13-4) 地区補助金実績表	104
13-5) 地区ロータリー財団委員会の役割分担について	106
13-6) ポール・ハリス・ソサエティメンバー	107
13-7) メジャードナーメンバー	108

付記：本書書籍版からpdf版での修正箇所

単純な誤字・脱字等は記載していない

ページ数	修正箇所	修正内容
P. 19	シェアシステムチャート	シェアされない年次基金についての文言を追加
P. 24	最終報告書提出期日	2020年4月30日→2021年4月30日
P. 25	地区委員会URL	URLの修正
P. 26	地区補助金チャート	⑧「実施後一ヶ月以内」の文言を追加
P. 30	奨学生の例	銚子RC、松戸RCの実施国の修正
P. 57	野生株によるポリオ症例数	最新の数値に変更
P. 75	様式501	地区委員会申請用に修正・奨学生に係る項目を削除

ロータリー財団 2020-21年度用ハンドブック発刊にあたり

国際ロータリー第2790地区
2019-20年度ロータリー財団統括委員会 委員長 櫻木 英一郎

ロータリー財団は難しく判らない？

ロータリー財団は判りづらいですか？

国際ロータリーとの関係、数種類の寄付、シェアシステム、資金の流れ、多岐にわたる活動内容、寄付の認証、補助金申請の細かい規程などなど確かに判りづらいです。

そこで、地区ロータリー財団委員会ではロータリー財団を判って頂く為に、エッセンスをまとめて皆様の手引きにして頂く冊子を作っています。

この冊子の使い道は？

大きく分けて下記の3つです。

1. ロータリー財団の概略を知って、解って頂く資料
2. クラブのロータリー財団委員会などが少し掘り下げて勉強する際の参考資料
3. 補助金を申請する際の手引書

毎年発刊する理由は

常に最新の情報を……世界の本部である国際財団の規程や用語が毎年更新されます。

毎年変わる補助金の総額……各クラブへの補助金の基になる地区財団活動資金（DDF）は、3年前の地区内の各クラブの年次基金寄付を基にして算出するので金額が毎年変わります。

冊子を判り易くするためのお願い

この冊子は皆様にロータリー財団を判って頂く為の冊子です。

よって、判りづらい箇所、疑問、改善要望などがあれば当委員会にお知らせ下さい。

ご意見を参考にして次号が更に皆様の役に立つようにしたいと思います。

どうぞ宜しくお願い致します。

連絡先 RID2790 国際ロータリーのロータリー財団委員会 2790zaidan@gmail.com

ロータリー財団はクラブの活動を支援する部門です
ロータリーが活動する費用の財源は寄付金です
ロータリー財団への寄付はロータリーの活動資金の支援です
寄付は第二の奉仕です

「国際ロータリーのロータリー財団委員会」は、2019-20年度まで「地区ロータリー財団委員会」と呼称しておりました。本ハンドブック内では以下「地区ロータリー財団委員会」と表記します。

1) ロータリー財団の紹介

1. ロータリー財団とは？

知っているようで知らない、判っているようで判らないのが「ロータリー財団」。
財団とは寄付を取るだけの団体？・・・ そうではありません。
ロータリーの組織構成の重要な一つです。

ロータリーという組織の運営 → 国際ロータリー(RI) → 管理運営は会費で賄う

実践的な奉仕活動のための資金 → ロータリー財団(TRF) → 奉仕活動は寄付金で賄う

ロータリー財団は世界中のクラブや会員が実際の奉仕活動をする為の資金を集めて配分する組織です。RIの双子の弟のような組織です。

2. いつ頃、どうして出来たか？

ロータリーが出来てから間もなく、地域社会に寄与する意識が生まれました。またほぼ10年後の1914年から第一次世界大戦が始まりました。主戦場だったヨーロッパで、戦傷者が多く出ました。参戦せずに無傷だったアメリカではヨーロッパの戦傷者を支援する機運が興りました。こうして国を越えて戦傷者を支援する機運が興りました。この機運を受けて1916-17年度のロータリークラブ国際連合会会長だったアーチ・克蘭フが1917年6月18日アトランタで開催された第8回ロータリー年次大会で「世界でよい事をする」と提案しました。

3. 世界でよい事をする為に

これに続いてアーチ・克蘭フ会長は「良い事」をする為には資金が必要なので、その為の基金を作る事を提唱しました。これが「ロータリー基金」であり、現在のロータリー財団の基です。このことからアーチ・克蘭フは「ロータリー財団の父」と言われています。
このロータリー基金の設立は日本のロータリーになじみが深い「決議23-34」や「五大奉仕」などよりずっと以前の事です。

4. その後のロータリー財団

1928年に「ロータリー基金」から「ロータリー財団」と名称を変え、ロータリークラブの世界的な拡大と共に財団も大きくなりました。世界の多くのロータリークラブとロータリアンは「他の人の為になる事をする」という、ロータリーの基本精神の「Service」に則って「世界でよい事をする」活動をしています。

5. ロータリー財団は何をしてきたか？

世界のロータリアンやクラブが「世界でよい事をする」為の資金的な支援をしてきました。「WCS」「マッチング・グラント」などという言葉聞いた事があると思います。これらはロータリー財団(TRF)がクラブの活動を支援する際の支援方法です。但し、今は支援方法が変わりました。

6. 資金の支援方法の改革

西暦2000年の頃、RIは何十年も続いたそれまでの漫然とした活動の継続を大胆に見直しました。その結果が「ロータリー戦略計画」であり、ロータリー財団(TRF)に於ける「未来の夢計画」です。RIの戦略計画ではロータリーの活動そのものを見直し、財団の夢計画では各クラブが財団の資金を使い易くしました。

7. ロータリー財団の重点は何か？

RIの最優先項目である「ポリオプラス」「世界平和の構築」と共に「6つの重点分野」を中心とした「人道的奉仕」です。
ロータリー財団(TRF)はRIが掲げる目標の達成の為に、RIと一体になって世界のロータリーの活動の支援をしています。これを「ワンロータリー」といいます。

8. 具体的には？

a. ポリオプラスとは

地球上に何百万人もの患者がいたポリオを根絶する壮大な挑戦です。ロータリーを中心とした3

0年を超える長年の活動の結果、現在ではポリオの新たな発症は大幅に減少しました。このように驚異的な成果を見せています。完全な根絶までに「あと少し」です。

b. 6つの重点分野とは

- ・平和の推進
- ・疾病との闘い
- ・きれいな水の提供
- ・母子の健康
- ・教育の支援
- ・地元経済の成長

です。

人々が最低限の基本的な人権のもとに生活できることを目指しています。世界ではこれに程遠い生活をしている人達が何億人といえます。平和で豊かな日本では想像もつかない生活が世界のいたるところにあります。

9. ロータリー財団はこれらの活動を支援

グローバル補助金 (GG)

クラブや地区が企画する海外のクラブや地区と協力した上記の重点分野に関する活動に対する補助金です

地区補助金 (DG)

クラブや地区が企画するロータリーの目的に即した活動に対する補助金です。活動地は国の内外を問わず、協力相手の地区やクラブは必須ではありません。

但し、両方の補助金は決められた方法で申請をする必要があります。

この他にロータリー財団(TRF)が直接主導する活動の為に資金(WF)もあります。

10. 何故ロータリー財団への寄付が必要か？

私たちロータリアンはロータリーの基本理念である『奉仕の理念』Ideal of Service を実現するため様々な奉仕プロジェクトを実践しています。ロータリー財団(TRF)はロータリアンや他の個人、法人からの寄付金を財源として奉仕プロジェクトを財政的にサポートしています。すなわち、私たちの寄付はロータリーの基本理念実現のためのひとつの手段といえます。

「寄付は第二の奉仕」、皆様からの寄付で「世界でよい事」が出来るのです。

11. 寄付する先は？

寄付の受け皿は5つあります。

- a. 年次基金寄付…ロータリー財団(TRF)で運用され3年後に寄付の半額が地区活動資金の一部となり地区内クラブの活動の補助金などの原資となる寄付
※これは必ずお願いします
- b. ポリオプラス…ポリオ根絶活動を支援するための寄付
- c. 災害救援基金…災害救援補助金として活用される寄付 (2019年新設)
- d. 恒久基金寄付…ロータリー財団(TRF)の基本財産に組み入れ収益金のみが使用される寄付
- e. その他寄付…指定寄付、臨時に設置された基金など

12. 寄付0 (ゼロ) クラブとは

上記の5つの寄付の受け皿の内、a. 年次基金寄付が0 (ゼロ) のクラブを言います。

2016-17年度以来、日本全国の地区で寄付0 (ゼロ) が0 (ゼロ) となっています。

我が地区では2015-16年度から4年連続寄付0 (ゼロ) クラブ0を継続しています。

万が一、皆さんのクラブが寄付0クラブとなってしまった場合日本全国2,600クラブのうち唯一の寄付0クラブということになりかねません。それを防ぐためにも12月までの前期のうち一部でもいいので年次基金への寄付をお願いします。

13. 寄付は寄付ではない

ロータリー財団(TRF)への寄付は世界中のロータリーの奉仕活動の資金となっています。

ロータリー財団(TRF)への寄付は、全く知らない団体にお金をあげるのではなく、我々が属している「ロータリー」の活動の支援に使われるお金です。

皆様の年次基金への寄付が巡り巡ってどこかのクラブの、或は皆様のクラブの活動の補助金として役立てられるのです。つまり、我々が資金を出し合って我々の活動の為に使う資金です。

英語では「Contribution=寄与 や Gift=贈り物」という言葉が使われます。

14. 寄付で活動に参加を！！

あなたがポリオ根絶のためポリオワクチンの投与にアフガニスタンまで行くことが出来なくとも、あるいはきれいな水を必要としているバングラディッシュに井戸を掘りに行くことが出来なくとも、寄付をすることで、奉仕活動に参加できます。

「寄付は第二の奉仕」です。

2) ロータリー財団への寄付と認証

2-1) 寄付の種類

ロータリー財団(TRF)への寄付は大きく分けると年次基金、ポリオプラス、恒久基金、災害救援、その他寄付の5種類となります。中でもクラブの活動の補助金に反映する年次基金へは毎年ご寄付をいただく事を強くお願いいたします。

寄付分類名	説明	
年次基金	シェア (使途の配分)	寄付は投資に回され、3年後に寄付の50%がDDF（地区財団活動資金）に、残り50%はWF（国際財団活動資金）に分割されます。
	WF※1 (ワールドファンド)	寄付を全額WFに指定できます。WFは、特に緊要なニーズがある分野で利用されます。
	重点分野※2	6つの重点分野のいずれかを指定して寄付ができます。DDFには分配されません。
ポリオプラス	寄付は、すべての子どもにポリオ予防接種を行うために生かされます。この寄付はまた、ビル&メリнда・ゲイツ財団から2倍の上乗せの対象となります。	
災害救援基金	ロータリークラブによる災害救援活動や復興活動に生かされます。この基金への寄付は、特定の災害に指定することはできず、ロータリー災害救援補助金を通じて活用されます。	
恒久基金	シェア (使途の配分)	寄付の元金は投資され、投資収益の50%がDDFに、残りの50%がWFに均等に分けられます。
	WF	運用益の全額がWFになります。WFは、差し迫ったニーズがある分野に使われ、すべての地区に財団のプロジェクトを実施する機会を提供します。
	ロータリー 平和センター	平和センターに指定された寄付は、平和と紛争解決の分野で活躍するリーダーを育成する学術研究やプログラム、ネットワーク構築のために生かされます。
	重点分野	6つの重点分野のいずれかを指定して寄付ができます。DDFには分配されません。
	冠名基金※3	25,000ドル以上の寄付をした場合、寄付金は投資に回され、投資収益の一部のみが寄付者が指定したプログラムに恒久的に活用されます。
その他	承認済みの グローバル補助金 事業への拠出	グローバル補助金は、持続可能で測定可能な成果をもたらす大規模な国際的活動を支援します。
	冠名指定寄付	グローバル補助金冠名指定寄付、ロータリー平和センター冠名指定寄付、ロータリー平和シンポジウム冠名指定寄付、平和のための新たな機会：冠名寄付です。
	その他	その他、臨時に設置された基金

※1 WFは、必要に応じてその5%が運営費のために確保されることがあります。

※2 重点分野：平和の推進、疾病との闘い、きれいな水の提供、母子の健康、教育の支援、地元経済の成長

※3 冠名基金の設立についてのお問合せは、地区財団委員会までご連絡ください。

E-mail: 2790zaidan@gmail.com

2-2) 寄付の方法

寄付の方法 ご寄付の方法は、主に次の3つが挙げられます。

1. 銀行振込
2. オンライン寄付修正
3. ロータリーカードのポイント

・銀行振込による寄付の流れ

- ①寄付分類を決める：まず、寄付をする対象（年次、ポリオ、恒久など）を決めます。
ポール・ハリス・フェローやベネファクターなどの認証を目指す場合は「(2-3) ロータリー財団の認証」を参照してください。
- ②寄付者を確認する：寄付者は、個人、法人、ロータリークラブ、インターアクトクラブ、ロータリーアクトクラブ、地区のいずれかをお願いいたします。個人の認証やバナー認証の目標などを確認し、寄付送金明細書の寄付者欄に記入する名義を決めてください。確定申告用の領収証は、記入されたID番号に基づき、個人と法人向けに送金明細書に記入した名義で発行されますのでご注意ください。
※初回ご寄付の際にご報告いただいた漢字表記で領収証を発行します。
- ③寄付送金明細書を記入する：次ページを参照の上、寄付送金明細書に必要な事項を記入し、「kifu@rotary.org」へメールにてお送りください（メールが使えない場合は、FAXでも可）。
※寄付送金明細書は、エクセル形式のままお送りください。
- ④寄付金を指定の口座へ送金する：寄付送金明細書を送った後、以下の口座へ寄付金を送金します。

三井住友銀行 赤羽支店 普通預金 3978101 名義：公益財団法人ロータリー日本財団

※振込先は寄付送金明細書上部にも記載されています。

※留意点 「税制上の優遇措置」を受ける場合は必ず日本円で寄付をしてください。

・オンラインによる寄付の流れ

- ①My ROTARYにログインし、ページ上部の「ロータリー財団」内の「ご寄付」をクリックする
- ②寄付先・寄付金額を選択する。寄付通貨、寄付金額は任意の額を選択できます。また、寄付の回数は1回、もしくは定期的に年1回、四半期に1回、月1回から選択する事ができます。
- ③オンライン寄付の決済はクレジットカードしか使用する事はできません。
是非、ロータリーカードをお使いください（「(2-4) ロータリーカード」参照）。
- ④確定申告時の控除に必要な領収書は年に2回、1月と7月に郵送されます。

法人からの寄付：

法人からのご寄付の場合、領収証は法人名での発行となります。初回のご寄付が受理される際に、その法人にも新たにID番号が作られ、2回目以降のご寄付からはそのID番号を使用します。

周年行事やイベントにて集まったご寄付の送金方法：

イベント等で不特定の方から頂いたご寄付を送金する場合、イベントを主催したクラブや地区、あるいは個人が寄付者となります。イベント名やグループ名等を、寄付者にはできません。実際の寄付者名、寄付額、寄付分類などを事前に寄付者に伝えておくことが重要です。（例）「ロータリー日本財団に、〇〇ロータリークラブとして、チケット代1,000円のうち300円をポリオのために寄付をします。」という文言を、コンサートの広告に掲載する。または、チケット販売時に必ず伝える。

クラブのバナー認証について：

ポール・ハリス・フェローやベネファクターなど個人の認証だけでなく、クラブのバナー認証もあります。地区やクラブによってはクラブのバナー認証を目標に掲げていることもあるので、「(2-3) ロータリー財団の認証」の寄付分類や認証の取得条件を必ず確認して下さい。

R I 会長賞について：

会長賞の住所資格を満たすには、財団への寄付に関する項目の達成も必要です。受賞を目指すクラブは、条件となる寄付分類や金額などの詳細について、テーマと一緒に発表される会長賞のパンフレットをご確認下さい。

<寄付送金明細書記入方法>

A

公益財団法人 ロータリー日本財団 寄付送金明細書

TEL: 03-5439-5806
FAX: 03-5439-0405

振込先: 三井住友銀行 赤羽支店 普通預金 3978101 名義: 公益財団法人ロータリー日本財団

送金明細書送付先: kifu@rotary.org 送金日までにお送りください

通信欄: ①

一括1万ドル以上の大口寄付について寄付者名を公表することがあります。希望されない場合は次の口に✓をお願いします。

公表しないで下さい。(寄付者名) _____

着金日のRIレートが適用されます

送金情報	送金(予定)日	振込元 金融機関 支店名		送金額	RIレート	
	地区番号	クラブ番号	クラブ名	担当者名	TEL	
	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧

記載例の説明書の一部を以下に記載します。

インターネットで「<https://www.rotary.org/myrotary/ja/document/9031>」と入力すると明細書がダウンロードできます。

- ①通信欄: 記入欄がない事項の連絡にお使下さい(大口寄付者の公表の確認、メモリアルコンビューション情報のお礼状送付先など、振込や領収書、認証品等に関する連絡事項やご依頼など)。
- ②送金情報: レートは着金日の月のレートになります。数字だけを入力して下さい。
例: TELは、日中連絡がとれる番号を記入して下さい。
- ③寄付者名: 領収書の宛名となりますので正確をお願いします。
- ④ローマ字: ローマ字名もRIに登録した通りにご記入下さい。法人の場合も正確な英語表記が必要です。1字でも登録と違うと別人とみなされることがあります。
※全会員のローマ字名はMy ROTARYを参照して下さい。
- ⑤会員ID番号: 正確に記入してください。ID番号と名前が一致しない場合、通常はID番号の所有者の寄付として扱われます。IDの無い新入会員の方はNEWと記入して下さい。
- ⑥寄付分類: リストから選択して入力できます。補助金番号の入力やその他の寄付、シェア以外を選択する場合には詳細をご記入下さい。ダブルクリックで入力可能になります。記入は「年次」「ポリオ」「恒久基金」「MG#12345」「GG#67890」のように記入します。その他については、ホームページをご覧ください。
- ⑦円金額: 寄付者、寄付分類毎に円金額を記入します。経費負担を軽減するため、できるだけ一口2千円以上でお願い致します。補助金の提唱者負担分は、送金時のレートで計算します。
- ⑧\$金額: パソコン入力の場合、RIレートと円金額の入力で自動計算されます。手書きの場合は、小数点3位を四捨五入し、第2位までご記入下さい。
尚、日本円以外の寄付は「税制上の優遇措置」を受けられません。

※⑥の寄付分類で必ず寄付先を一つ指定して下さい。(基本は年次基金もしくは年次と記入して下さい)

2-3) ロータリー財団の認証

寄付して頂いた方への感謝のしるしが認証です。

公益財団法人ロータリー日本財団はTRFへの寄付を取り次ぐ財団であり、同財団への日本円での寄付は「税制上の優遇措置」が受けられます。

・個人に対する認証

「財団の友」会員

年次基金に毎年100ドル以上のご寄付をした方。

ベネファクター

遺言またはそのほかの遺産計画に財団恒久基金を受益者として指定した方、または恒久基金に1,000ドル以上を現金で寄付された方。

ベネファクター	\$1,000～	認証状と襟ピン (ウイング)
---------	----------	----------------

※恒久基金1,000ドルに達した時の1回のみ

ポール・ハリス・フェロー (PHF) / マルチプル・ポール・ハリス・フェロー

年次基金、ポリオプラス、承認された財団補助金のいずれかに1,000ドル以上を寄付した方。寄付者は、ご本人以外の方のお名前でも1,000ドル以上を寄付することで、ポール・ハリス・フェローの称号をほかの人に贈ることもできます。また、追加で1,000ドル以上をご寄付いただくごとに、「マルチプル・ポール・ハリス・フェロー」として認証されます。12月の発表待ち

PHF	\$1,000～	認証状と襟ピン
PHF +1	\$2,000～	襟ピン (サファイア1粒)
PHF +2	\$3,000～	襟ピン (サファイア2粒)
PHF +3	\$4,000～	襟ピン (サファイア3粒)
PHF +4	\$5,000～	襟ピン (サファイア4粒)
PHF +5	\$6,000～	襟ピン (サファイア5粒)
PHF +6	\$7,000～	襟ピン (ルビー1粒)
PHF +7	\$8,000～	襟ピン (ルビー2粒)
PHF +8	\$9,000～	襟ピン (ルビー3粒)

ポール・ハリス・ソサエティ (PHS)

毎年合計1,000ドル以上を年次基金寄付、ポリオプラス、または財団が承認した補助金プロジェクトに個人として寄付するお約束をいただいたロータリアンやロータリー財団 (TRF) の支援者を認証するプログラムです。

・PHSの入会方法

以下2つの方法があります。

- ① ポール・ハリス・ソサエティ推進用パンフレット (資料番号:099) の一部が入会申込書になっていますので、こちらに必要事項をご記入し、地区へご提出ください (ポール・ハリス・ソサエティ推進用パンフレットはウェブサイトからダウンロードできます)。
- ② ウェブサイト「My ROTARY」にアクセスし、行動する→寄付者の認証→ポール・ハリス・ソサエティ・メンバーをクリックします。「詳細はこちらから」をクリックして、「PHSご入会フォーム」に必要事項をご入力・送信下さい。また、そのページを印刷しガバナー事務所に送って下さい。まずは、ガバナー事務所にご連絡ください。

・PHSの認証品

入会者には、地区から認証状と襟ピンにつけるウイングが贈られます。郵送、贈呈などは地区のPHSコーディネーターが担当しています。

メジャードナー (MD)

累積寄付の合計が10,000ドルに達した方。

MD レベル1	\$10,000～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
MD レベル2	\$25,000～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
MD レベル3	\$50,000～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
MD レベル4	\$100,000～ \$249,999	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ

アーチ・クランフ・ソサエティ (AKS)

累積寄付の合計が250,000ドルに達した方。ソサエティ入会者は、米国イリノイ州エバンストンの国際ロータリー本部にある「アーチ・クランフ・ソサエティ・ギャラリー」（タッチパネル式スクリーン）に肖像写真と略歴が掲載されます。

AKS 管理委員会サークル	\$250,000～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
AKS 管理委員長サークル	\$500,000～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
AKS 財団サークル	\$1,000,000～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
AKS 管理委員会プラチナサークル	\$2,500,000～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
AKS 管理委員長プラチナサークル	\$5,000,000～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
AKS 財団プラチナサークル	\$10,000,000～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ

レガシー・ソサエティ

恒久基金に100万ドル以上の寄付を誓約された方は、ロータリーの年次報告にお名前が記載されるほか、国際ロータリーとロータリー財団の特別行事に招待されます。レガシー・ソサエティ会員には特別な認証品が贈られるほか、遺贈友の会会員のための特典すべてが与えられます。

遺贈友の会 (Bequest Society)

遺産計画で、10,000ドル相当以上のご寄付を誓約した個人または夫妻が「遺贈友の会」会員となります。寄付は恒久基金として運用され、収益の一部がクラブやロータリー財団(TRF)の活動を支え続けていきます。日本では公益財団法人ロータリー日本財団を通じて寄付し、税制上の優遇措置を受けることができます。寄付者には、ご誓約をされた時点で認証品（クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ）が贈られます。誓約額による認証レベルはメジャードナー (MD)、アーチ・クランフ・ソサエティ (AKS) と同じです。また、2万5千ドル相当以上のご誓約の場合、誓約が果たされた際に、冠名基金を設立することを同意書に含めることができます。

ご入会方法等詳細は、日本事務局財団室までお問い合わせください。

\$10,000	遺贈友の会襟ピンと額に入れることができる芸術品
\$25,000	Rotary's Promiseのクリスタル、冠名基金、上記すべて
\$50,000	2つの重点分野または地区を指定した別途の冠名基金ならびに上記すべて
\$100,000	カスタマイズされたRotary's Promiseのクリスタルならびに上記すべて
\$250,000	逝去後のアーチ・クランフ・ソサエティへの入会ならびに上記すべて
\$500,000	ロータリー国際大会での特別席や登録に関する特典ならびに上記すべて

・クラブに対する認証

クラブに対する認証は、次のものがあります。

- ・100%ロータリー財団寄付クラブ
- ・100%ポール・ハリス・フェロー・クラブ
- ・100%ポール・ハリス・ソサエティ・クラブ
- ・100% Rotary's Promise クラブ
- ・毎年あなたも100ドルを (EREY: Every Rotarian Every Year) クラブ
- ・年次基金の一人当たりの寄付が地区で上位3クラブ

・ 冠名の機会

寄付者または特定の方のお名前のついた冠名基金または冠名指定寄付としてご寄付いただくことも可能です。詳細は、地区財団委員会までお問い合わせ下さい。

・ 財団認証ポイント

財団認証ポイントとは何ですか。また、ポイントはどのように貯まるのですか。

財団認証ポイントとは、年次基金またはポリオプラスを通じてロータリー財団に寄付をした方、あるいは財団補助金の提唱者負担金として寄付をした方に授与されるものです。これらの寄付をした方には、1米ドルにつき1ポイントが与えられます。恒久基金への寄付は財団認証ポイントの対象とはならないことにご留意ください。

寄付者は、自分の認証ポイントを他の人に移譲して、自分以外の人をポール・ハリス・フェロー（またはマルチプル・ポール・ハリス・フェロー）にすることができます。財団認証ポイントは、寄付者が亡くなるまで、または寄付者がポイントを使い切るまで、寄付者ご本人のものとして保存されます（ただし、大口寄付者が亡くなった場合はその配偶者が認証ポイントを使用することができます）。

財団認証ポイントを移譲するには、どうすればよいですか。

一度に移譲できるのは最低100ポイントとなり、認証ポイント移譲の要請書式を提出する際に承認の署名が必要となります。申請書のPDFファイルはMy ROTARYからダウンロードします。全てアルファベットで記入し、署名欄以外はタイプで入力して下さい。

- ・ 個人が所有する認証ポイントの移譲を承認できるのは、寄付者ご本人のみとなります。
- ・ クラブが所有する認証ポイントの移譲を承認できるのは、クラブ会長のみとなります。
- ・ 地区が所有する認証ポイントの移譲を承認できるのは、地区ガバナーのみとなります。

寄付者個人の認証ポイントをクラブまたは地区に移譲することはできない場合があります。

2-4) ロータリーカード

日本では、2002-03年度より、ロータリーカード「ロータリーインターナショナルマスターカード（オリコカード）」が発行されました。カードは、個人のスタンダード、ゴールドと会社法人用のビジネスの3種類です。

ビジネスカードは利用金額の0.5%、その他は0.3%、またカードの年会費のうちビジネスカードは、1,500円/枚、ゴールドカードでは、3,000円/枚がいずれも「ポリオ根絶」のための資金に充てられます。ただし、これらは個人のポリオプラスへの寄付実績には加算されません。

一方、買い物で貯まったポイントを一定の割合（1,000ポイント=5,000円単位）でロータリー財団の年次基金寄付に交換することもでき、こちらは個人の寄付実績に反映されます。つまり、日常生活、経済活動にロータリーカードを取り入れるだけで自動的にポリオプラスへの寄与となるのです。

さらに、2016年からは新たに「ロータリーダイナースクラブカード」が発行されました。こちらはみなし法人カードとしてクラブ、地区、各委員会単位で作成ができ、地区会やセミナーの費用、諸経費やRIへの人頭分担金、寄付などの支払ができ、利用額の0.3%がポリオ根絶の活動資金に充てられます。年会費は無料ですが、カードにポイントは付与されません。

個人カードについては、年会費22,000円のうち初年度のみ5,000円が、利用額については他のカードと同様0.3%がポリオ根絶に充てられます。ポイントは付与されますが、年次基金寄付に交換することはできません。



QRコードはこちら
(ビジネスカードの情報・入会はオンラインではできません)

- (1) ロータリーインターナショナルマスターカード (MasterCardオリコ) ビジネスカード (年会費3,000円) / ゴールドカード (同3,000円) / スタンダード (年会費なし) の3種類
申込み先：<https://www.orico.co.jp/creditcard/contribution/15.html>
テレフォンサービス：0120-911-004

●ロータリーカード実績 (オリコカード) (加入件数は累計、利用金額、還元金額は2018-19年度)

加入カード件数	ゴールド	952
	スタンダード	3,529
	ビジネス	361
	合計	4,842
利用金額総計		1,455,994,609円
ポリオプラス還元金額	利用金額×0.3%、年会費一部、ポイント交換分	9,010,368円

●ロータリーインターナショナルマスターカード (オリコカード)



個人：ゴールドカード

個人：スタンダードカード

会社等：ビジネスカード

(2) ロータリーダイナースクラブカード (Diners Club Card)

クラブカード/地区カード/地区委員会の3種類法人カード (年会費無料) と個人カード (年会費22,000円)

申込み先：https://www.diners.co.jp/ja/entry_form/lp/rotary/index.html
コールセンター：0120-041-962

クラブカード：会長、副会長、幹事、会計、理事、会長エレクト、次期副会長、次期幹事、次期会計、次期理事、事務局の方が対象

地区カード：ガバナー、ガバナー補佐、地区代表幹事、ガバナーエレクト、ガバナーノミニ、直前ガバナー、次期ガバナー補佐、次期地区代表幹事、次期地区会計長の方が対象



QRコードはこちら

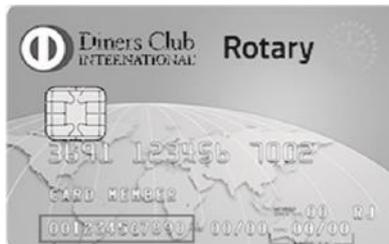
地区委員会カード：地区内の各委員会委員長、地区内の時期各委員会委員長の方が対象

●ロータリーカード実績（ダイナースカード）（加入件数は累計、利用金額、還元金額は2018-19年度）

※個人会員カード除く

加入カード件数	クラブ	76
	地区	290
	地区委員会	19
	合計	385
利用金額総計		416,481,774円
ポリオプラス還元金額	利用金額×0.3%、年会費一部（初年度のみ）	1,249,445円

●ロータリーダイナースクラブカード



（法人向け）クラブ／地区／委員会用

（個人用）

2-5) 税制上の優遇措置

ロータリー日本財団

ロータリー日本財団を通じて日本円で寄付されますと、確定申告を行うことにより寄付金控除の対象となります。送金の際は、11ページに記載した寄付金送金明細書をご参照下さい。ロータリー日本財団設置の大きな目的はこのためです。外貨での寄付は対象になりません。

税制上の優遇措置

公益財団法人ロータリー日本財団への個人、法人からのご寄付は、確定申告を行うことにより税制上の優遇措置の対象となります。個人の寄付金に対する優遇措置は、「所得控除」または「税額控除」のいずれかを選択することが出来ます。「税額控除」には、確定申告の際「領収証」のほかに、「税額控除に係る証明書」が必要となります。証明書はロータリー日本財団のホームページ下記よりダウンロードしていただくか、日本事務局までご請求下さい。

詳しくは国税局のホームページ（個人・法人）、または最寄りの税務署にお問い合わせください。

http://piif-rfj.org/pdf/zeigakukoujyo-shoumei_H281101_H331031.pdf

確定申告用領収証の発送時期

会員個人による寄付については、ご所属のクラブにまとめて送付されます。7月から12月までの分は翌年1月末に、1月から6月までの分につきましては、同年7月末に送られます。

法人および会員以外の個人による寄付については、随時領収証が発行されます。送金明細書の通信欄に送付先をご明記ください。

2-6) 寄付金の現状と分析

2018-19年度日本全体34地区の年次基金寄付の一人当たりの平均は144.85ドルでした。
これに対し当地区の実績は一人当たり139.41ドルとなり平均以下でした。
さらに関東地方の地区ではほとんど毎年最下位という現状です。
以下の表は関東地方の地区の一人当たりの寄付額順に並べた表です（4年間の平均順）。

単位：ドル

順位	地区番号	都道府県名	15-16年度	16-17年度	17-18年度	18-19年度	平均
1	2770	埼玉南東	205.8	207.55	207.65	205.68	206.67
2	2780	神奈川	161.31	177.72	191.61	179.8	177.61
3	2840	群馬	179.15	169.5	172.33	173.93	173.73
4	2750	東京・北マリアナ諸島・グアム・ミクロネシア・パラオ	159.35	171.9	169.69	168	167.24
5	2590	神奈川（横浜・川崎）	160.9	173.03	169.62	164.77	167.08
6	2580	東京・沖縄	143.13	170.38	151.50	159.22	156.06
7	2820	茨城	146.78	156.85	157.56	147.59	152.2
8	2550	栃木	141.6	149.05	152.52	144.29	146.87
9	2570	埼玉西北	138.9	149.11	126.72	143.5	139.56
10	2790	千葉	126.28	125.16	137.09	139.41	131.99
		日本全体	136.08	151.09	144.19	144.85	144.05

個人平均の年次基金寄付額は10地区中で最下位の10番目という結果です。
また、全国平均を大分下回っております。

※昨年度は3年連続で、日本国内で年次基金に全く寄付をしないクラブ「寄付ゼロクラブ」が日本国内でゼロになりました。これは世界でも日本だけの記録です。

（2019年6月末現在の2,254クラブ全てのクラブが年次基金への寄付をしていただきました）

当地区でも4年連続寄付ゼロクラブがゼロとなりました。

当地区の寄付概要（前年対比）

単位：ドル

	2018-19年度	2017-18年度	前年対比	当地区1クラブ平均	日本全体
会員数	2,795	2,763	101.16%	33.67	87,953
1人当たりの寄付	139.41	137.12	101.67%		144.85
年次寄付	389,645.47	378,875.37	102.84%	4,694.52	12,740,325.35
その他寄付（ポリオ）	83,046.14	66,712.32	124.48%	1,000.56	2,901,763.32
恒久基金	69,071.12	49,346.21	139.97%	8,32.18	2,034,169.94
寄付合計	541,762.73	494,933.90	109.46%	6,527.26	17,951,131.29

3) シェアシステム

3-1) 資金の運用

全ての寄付金は、ロータリー財団(TRF)で運用し、年次報告書に掲載されています。

ロータリーの資金はすべて、TRFの投資委員会の管理のもとにプロの投資マネージャーが運用しています。

3-2) シェアシステムの仕組

3年前の年次基金寄付を、地区財団活動資金(DDF)と国際財団活動資金(WF)に50%ずつ配分します。2015-16年度から恒久基金の運用益の5%を国際財団活動資金(WF)の運営費とすることになりました。

この措置は、財団の資金運用益が悪化した場合を想定して、財務の健全化を図るためです。2015年7月以後のグローバル補助金申請のクラブからの現金寄付は5%を追加して上乘せすることになりました。これは、現金寄付は資金の運用益がありませんので、その為の措置です。

3-3) 第2790地区 2020-21年度 シェアシステムについて

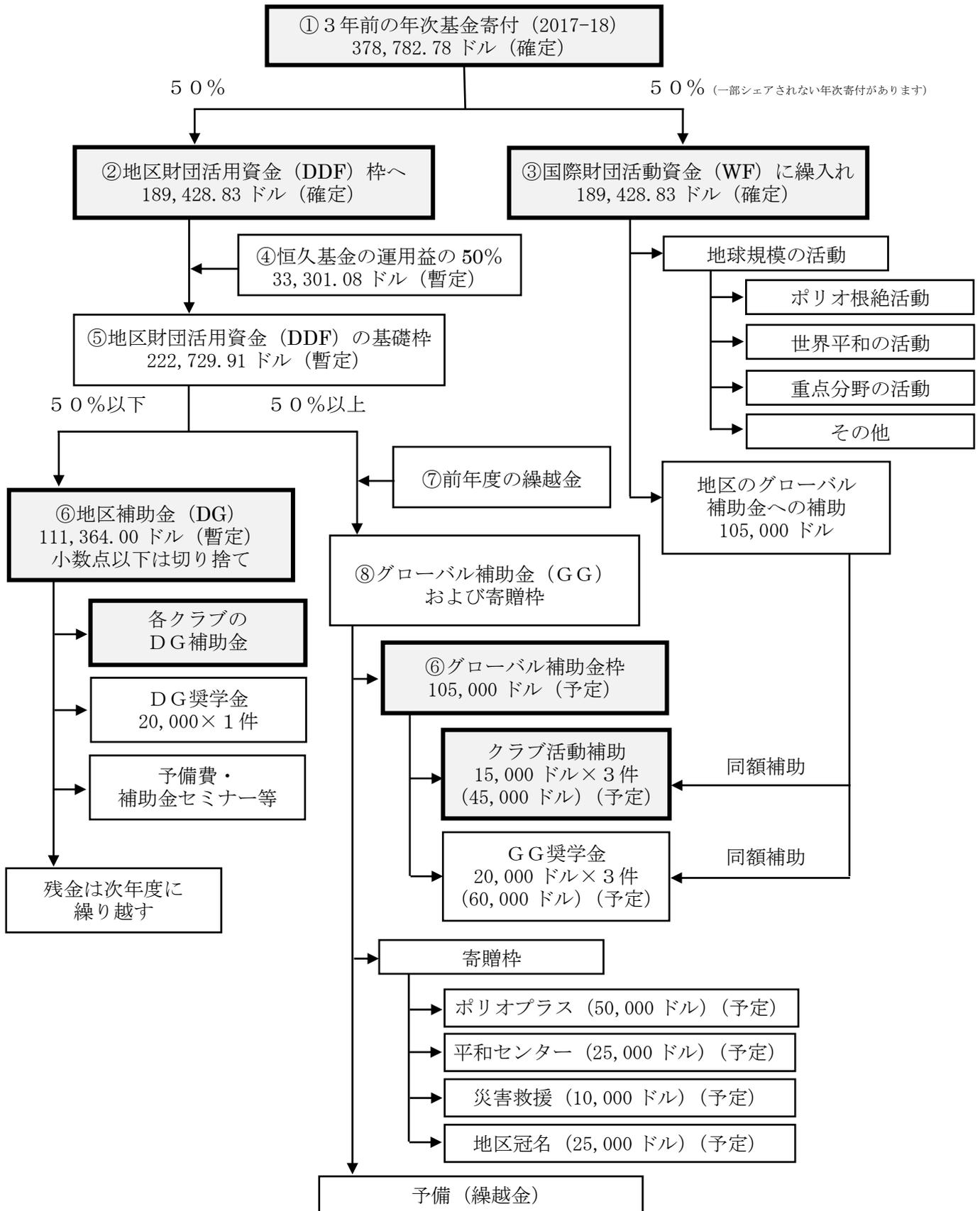
2019-20年度シェアシステムの金額はまだ確定していませんが概算値は下記のとおりです。

この表の内、①「3年前の年次基金(シェア)寄付378,782.78ドルは、2017-18年度に第2790地区内の皆様が年次基金(シェア)にご寄付をして頂いた金額の合計額です。この金額は②地区財団活動資金(DDF)と、③国際財団活動資金(WF)に均等に配分されます。また、2020-21年度の恒久基金の運用益は66,602.16ドルと発表されましたので、④「DDFに組み込まれる金額」は50%の33,301.08ドルになります。上記の結果、⑤地区財団活動資金(DDF)の基礎枠の金額は、222,729.91ドルになる予定です。

⑤は50%を上限として⑥地区補助金(DG)に、50%を下限として⑧地区財団活用資金(DDF)に配分されます。今年度の⑥地区補助金(DG)への配分額は111,364.00ドルの予定です。更にロータリー財団(TRF)は、2019-20年度・2020-21年度の2年間に限り、地区補助金申請額の上限を増額します。2019年7月1日時点での直前(2018-19)年度からの繰越金額の20%の半分ずつ、つまり10%が2019-20年度・2020-21年度に上乘せされます。直前年度繰越金額は90,552ドルでしたので、 $\times 20\% \times 50\% = 9,055$ ドルが、それぞれの各年度の地区補助金に上乘せされます(臨時措置のためチャートに掲載無し)。但し、各クラブからの地区補助金の申請状況によって、この配分額は変更になる可能性があります。

⑧グローバル補助金(GG)および寄贈枠には、⑦前年度の繰越金101,688.95ドルを加えた213,054.86ドルが配分されます。このDDFから財団委員長の判断に基づいてポリオプラス・平和センター・その他に寄贈し、その残額からグローバル補助金事業・グローバル補助金奨学生事業に配分されます。これらの事業には同額が、現金寄付に対しては半額が、それぞれWFから上乘せされます。なお、地区補助金とグローバル補助金の配分額の中には奨学生の派遣費用を含みます。

2020-21年度のシェアシステム
(3年前の年次基金への寄付金の使われ方)



4) ロータリー財団プログラム

4-1) ロータリー財団プログラムの概要

ロータリー財団プログラムは、「地区補助金」、「グローバル補助金」、「ポリオプラスプログラム」、「ロータリー平和センタープログラム」の4つです。

地区補助金

地元や海外でのロータリーの目的に即し、地域社会のニーズに対応した比較的規模の小さい、一年間で完結する短期的な活動への補助金です。各地区は、この補助金を配分するプロジェクトを独自に選びます。

グローバル補助金

ロータリーの6つの重点分野に該当し、持続可能かつ測定可能な成果をもたらす大規模な国際的活動への補助金です。補助金プロジェクトのスポンサー（提唱者）は、国際的なパートナーシップを組み、各地の地域社会のニーズに取り組みます。

ポリオプラスプログラム

ロータリーは、1979年にフィリピンの子どもたちにポリオ予防接種をはじめて以来、パートナー団体とともに懸命に活動を続け、全世界でポリオの発症数を99.9パーセント減らすことに成功しました。今、あと少しでポリオを根絶できるところまでできています。しかし、根絶を完全に成し遂げるには、皆さまからの支援が欠かせません。支援にはさまざまな方法があります。世界でポリオを根絶して、子どもたちを一生ポリオから守るために、“一人ひとりにできること”を実行することが大切です。

ロータリー平和センタープログラム

国際レベルで平和活動に貢献する人材を支援するプログラムです。専門教育を受け、実践的な知識やスキルを身につけた平和フェローたちは、卒業後に多方面で活躍し、スーダンの難民支援、インドの女性のための雇用機会創出、紛争や災害後の復興支援といったさまざまな活動に携わっています。

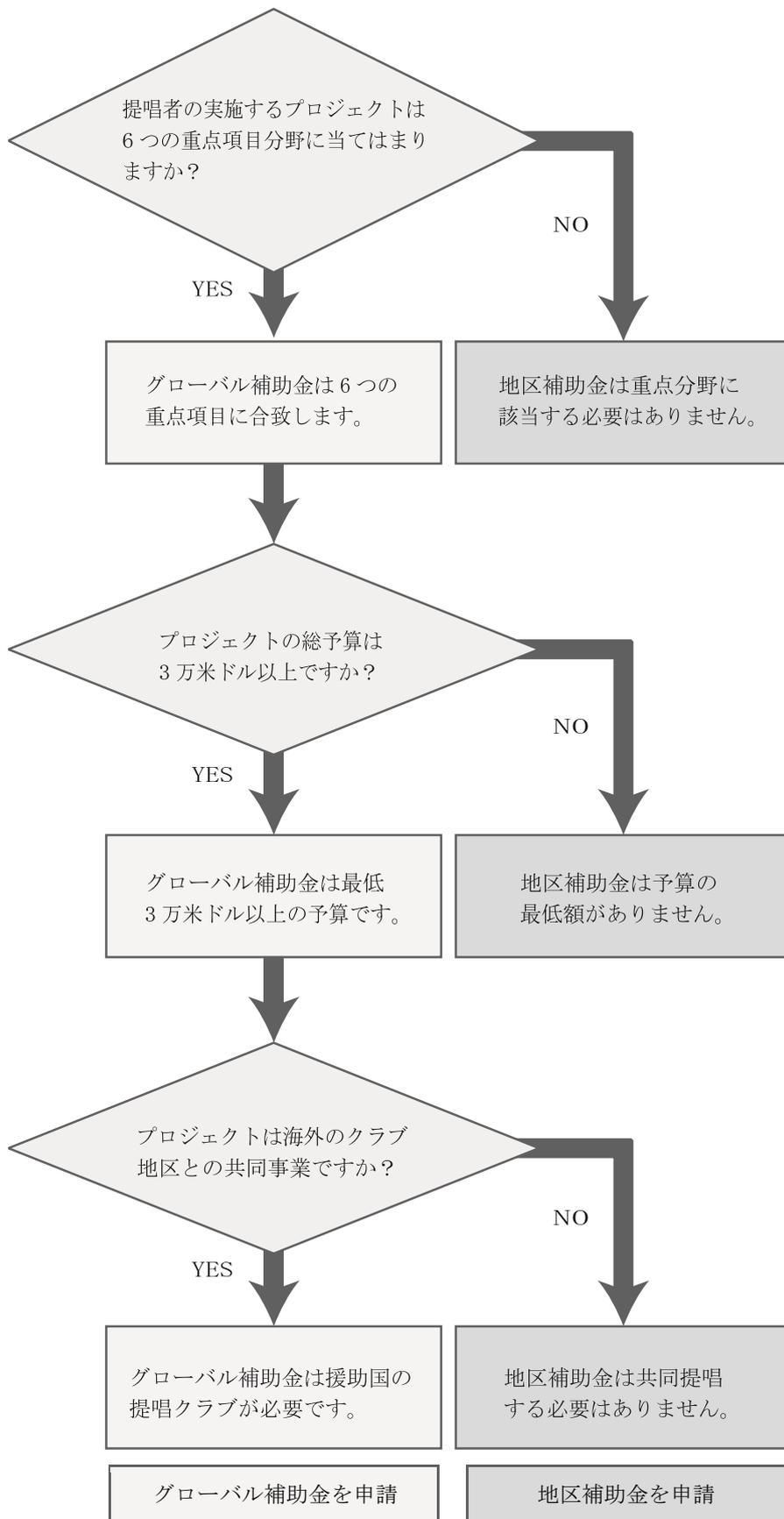
4-2) 地区補助金 (DG) とグローバル補助金 (GG) の比較

下掲のようにそれぞれの補助金には大きな違いがあります。

地区補助金 (DG)	グローバル補助金 (GG)
財源は地区財団活動資金(DDF)です。当地区では、プロジェクト全費用の50%を目途に補助金を配分しますが、クラブからの申請の総額により補助金額を減額する場合があります。	財源はDDFと国際財団活動資金(WF)の組み合わせです。WFの上乗せは、DDFには1対1、現金には1対0.5の割合です。(使途指定寄付金で寄付)
DGの総額は3年前の年次基金寄付と前年度の恒久基金の運用益の合計の50%が上限です。	DDFから地区補助金、ポリオプラスや平和センターへの寄贈等を控除した残額を配分します。繰越金は原則としてここに加算されます。
地区財団委員会が一括してTRFに申請し、一括して補助金を受け取る。その後地区からクラブ等に補助金を授与します。	プロジェクト1件ごとにクラブ等が直接ロータリー財団(TRF)に申請します。個別申請です。地区財団委員会が申請するものではありません。
補助金を受ける年度内で報告書までが完了する比較的短期間のプロジェクトです。	現地調査も含め、プロジェクト完成まで1年以上かかるプロジェクトです(例外:職業研修チーム)。(2018年7月1日より地域社会の事前調査を行い、その結果を申請書に含めることが義務付けられました。)
1回限りの比較的小規模なプロジェクト。継続事業の場合は原則的に5年に1度の申請とします。	持続性のある成果を上げ、かつその成果を測ることが出来なければなりません。比較的大規模プロジェクトです。
奨学生の奨学金支給期間は、1年間です。	奨学生の奨学金支給期間は、最長4年間です。
奨学生は国外の大学、大学院を対象とします。	奨学生は6つの重点分野を専攻し海外の大学院で学ぶ場合に限られます。
2790地区の補助金は1件当たり30万円以下、人道的国際奉仕の場合は60万円以下と定めています(ロータリーレートにより変動します)。	1件当たりの補助金の額は、当地区ではDDFの配分15,000ドル以下としています。
国内の活動でも、国際レベルの活動でも可能です。	2カ国以上のクラブまたは地区が参加する国際プロジェクトのみです。
実施国にロータリークラブの有無を問いません。また、協力クラブも必須ではありません。OFAC指定国は除きます。	ロータリークラブが存在する国または地域のプロジェクトのみを対象とします。
ロータリーの目的に即した事業であればプロジェクトの分野は問いません。平和フェローの専攻科目と重なる場合は不可です。	重点分野の1つ以上に該当するプロジェクトでなければなりません。平和フェローの専攻科目と重なる場合は不可です。
クラブと地区が主たる実施者で、申請書を提出し実施と報告の責務を負います。	申請書・報告書は実施国側提唱者と援助国側提唱者の両者が協力しなければいけません。しっかりした相手を選ぶ必要があります。
実施者は事業完了後1か月以内に完了報告書を提出し、地区は全部を取り纏めてロータリー財団(TRF)への完了報告の提出が義務付けられています。報告書が提出されないとロータリー財団(TRF)より次年度の補助金支給が停止されます。	プロジェクト完了後2か月以内にロータリー財団(TRF)へ完了報告書の提出が義務付けられています。プロジェクトが1年を超える時は中間報告の提出が必要です。報告書が提出されないとロータリー財団(TRF)より地区への次年度の補助金支給が停止されます。
補助金の残額を合計してTRFに返却し、DDFとして繰り越しされます。	個別のプロジェクトの補助金で残金があった場合、TRFに返却します。
補助金は受給者(クラブなど)に管理責任があります。地区も最終責任を負います。	ロータリー財団(TRF)がプロジェクトを1件1件審査し、補助金を個別に授与します。補助金は受給者(クラブなど)に管理責任があります。地区も最終責任を負います。
2790地区では、原則としてロータリアンに係る費用は不適格とします。	ロータリアンの旅費は支給出来ません。ただし、職業研修チームのチームリーダーを除きます。

4-3) 補助金の選択

プロジェクトが、グローバル補助金用か地区補助金用かを判断するチャート



4-4) 補助金申請への参加資格 (DG、GG 共通)

地区とクラブに参加資格があります。

■クラブの参加資格

地区補助金を申請出来るクラブは、次の要件を満たしていなければなりません。満たさない場合は地区補助金の申請を行うことはできないので注意して下さい。

- ・クラブの参加資格認定：覚書 (MOU) を、プロジェクト実施年度のクラブ会長と会長エレクトが署名して地区に提出する。
- ・最低1名の会員を、地区ロータリー財団委員会が開催する「補助金管理セミナー」に出席させる。

■クラブ以外の参加者

- ・RAC、IAC、ROTEX、RYLA参加者、財団奨学生、米山奨学生等及びその経験者である学友会など（以下「ロータリアン以外の参加者」という）が申請を希望する場合は、それらを管轄するクラブか地区委員会が補助金管理セミナーに参加して、有効なMOUを地区財団委員会に提出して参加資格を得る必要がある。
- ・クラブが窓口になる場合はクラブからの申請とする。地区委員会の傘下にある諸組織からの申請は地区委員会が申請者となり、TRFへは地区からの申請とする。
- ・地区委員会の傘下の組織には、前述の「ロータリアン以外の参加者、及びロータリアンからなるグループも含む。
- ・奨学生は本人ではなく推薦クラブの申請とする。

5) 地区補助金 (DG)

5-1) 地区補助金の概要

地域社会と海外において、ロータリー財団の使命に即した幅広いさまざまな人道的・教育的活動を支援するものです。クラブが実施する社会奉仕活動や国際奉仕活動が該当しますが、一定の条件があります。

地区補助金の対象となる活動は、次の活動です。

- ロータリー財団 (TRF) の使命にあてはまる活動
(ロータリー財団 (TRF) の使命は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることです。)
- ロータリアンが積極的に関与する活動
ロータリー活動は基本精神である Service を具体化するための実践活動です。これを支援する補助するのがロータリー財団補助金です。よって、2790地区では、単なる金銭提供、金銭寄付は不可とします。また、物品を寄付するのみの活動も原則として不可と判断します。

様式301



第 2790 地区の地区補助金 (DG) 申請要項

国際ロータリー第 2790 地区

ロータリー財団委員会 補助金プロジェクト小委員会

国際ロータリー第2790地区では、以下のように2020-21年度に使用する地区補助金要項を定めています。尚、補助金を申請できる資格については「(4-4) 補助金申請の参加資格 (DG、GG共通)」を参照してください

■申請期日等

提案書相談時期	相談期間 2020年3月31日まで随時
申請書提出期間	2020年3月1日～3月31日締切(当日消印有効)
審査期間	2020年4月1日～2020年4月14日
交付期間	ロータリー財団より地区に補助金が振込まれ次第
プロジェクト実施時期	2020年8月1日～2021年3月31日 ※補助金の振り込み時期の余裕を考慮し、開始時期は8月1日以降とします。これはプロジェクト開始後に、補助金申請却下の連絡がされる可能性を考えての事です。7月中のプロジェクト開始を考えているクラブは地区財団委員会までお問い合わせ下さい。
最終報告書提出期日	プロジェクト終了後1ヵ月以内 最終期限は2021年4月30日

補助金の条件	支給条件	人道的なプロジェクトへの支給は、緊急性、受益者の数、人道的重要度等を審査の主眼とします
		大学生・大学院生を派遣する奨学金の支給は、地区に個別で相談して下さい。
		事情により、地区ロータリー財団委員会の裁量により補助金の条件を変更する場合があります
	遵守制約	補助金の主たる目的通りに適正に資金を活用すること
		財団の定める諸条件を順守すること
		地区との「報告・連絡・相談」を密接にすること

■地区補助金の対象となる事業は、次の事業です。

- 財団の使命にあてはまる活動
- ロータリアンが積極的に関与する活動
- 地区ロータリー財団委員会が定めた条件に合致する活動

■地区補助金の対象となる活動・対象とならない活動の具体例

第2790地区ロータリー財団委員会では、地区補助金の対象となる活動と対象にならない活動について、具体例を以下のように定めています。

- クラブが毎年継続して活動しているものについては、過去に申請され、承認されたものは、その後概ね5年間に1回申請することが出来ることとしています。
- 従来飲食に関する費用は一切認めておりませんでした。未来の夢計画に移行しましたので、活動の中で必要と認められる飲食に関する費用については、適格とします。
- 人道的な活動で、本当に困っている人々を支援する活動は適格です。
- 物品を贈呈する活動は、単に贈呈ではなく、ロータリアンが直接参加するような活動であり、不特定多数の人々のために利用されるものは適格です。特定の人に贈る場合は不適格です。
- 建物の新築と増築は不適格でしたが、認められるようになりました。既存の建造物の改装・修理も認められます。
- 地域社会のニーズが高い子供達の研究・学習・放課後のプログラム支援事業も可能ですが、補助金

の対象にならない場合もありますので、事前に地区ロータリー財団委員会にご相談ください。

- 地域の障害者や高齢者のための支援活動は適格です（単なる娯楽的なものは不適格です。）
- 主にロータリー以外の団体によって実施される活動に協賛して一緒に活動したり物品等を寄贈したりする活動は、ロータリー財団(TRF)の使命に関連している活動でロータリアンが積極的に参加するものについては適格になりました。
- 植樹や環境保全、環境美化活動、公園の遊具やベンチ、これらの維持管理道具類の寄贈は、地域社会全般に役立つものであれば適格です。
- 障害者をサポートして美術館等へ招待する活動は、障害者のチケット代は適格です。
- 史跡の標識やモニュメントに類したものは不適格です。
- プロジェクト実施のための傷害保険料は適格です。
- ロータリアンのための費用は、不適格です。但し、一部適格になる部分があります。
- ホームページの作成費用は不適格です。
- 単なる文化的な体験学習やイベントは不適格です。
- コンサートや単なる文化講演会は不適格です。
- お祭りや行事への協賛金、他団体が実施する活動への協賛金の贈呈は、不適格です。
- 海外で奉仕活動をする、またはプロジェクトの調査をするロータリアンの旅費は第2790地区では不適格としています。

■申請書作成の留意点

- 地区補助金の申請には、別紙ロータリー財団地区補助金申請書（様式311）と、同申請書のExcelファイルの両方を提出します。紙の書類にはプロジェクト実施年度のクラブ会長と会長エレクトが署名し、ガバナーエレクト事務所に郵送して下さい。Excelファイルの申請書はガバナー事務所ホームページの地区委員会（http://www.rid2790.jp/2019/iinkai/z_hojo.html）からダウンロードし、奉仕プロジェクト委員会にメールで提出します。メールアドレスは「2790dgrants@gmail.com」です。
- プロジェクト名は、プロジェクトの内容を短い文章で表現してください。
- プロジェクトの説明については、地域社会のニーズが高いこと、人道的に必要なものであること、本当に困っている人々のものであるか等が十分理解されるように記述してください。
- ロータリアンの参加については、具体的に記述してください。
- 予算は、地区補助金の対象となるものについて記載してください。金額は日本円で記載してください。

地区の審査基準

地区ロータリー財団委員会は、クラブから提出された申請書を審査する際には、前頁に記載した「地区補助金の対象となる活動・対象とならない活動」に記載された基準で審査します。

この場合、クラブからの申請書の予算項目を基準に照らし合わせます。この予算項目の中に基準にあてはまらない項目があった場合には、その項目を除外して計算します。除外された項目に要する資金は、全額クラブで拠出して頂くことになります。

DDFの配分は、基準にあてはまる予算項目の合計額の50%を目途にします。クラブからの申請額の合計額と地区ロータリー財団委員会で定めた地区補助金配分額等を考慮して補助金を決定します。1クラブに配分するDDFは、基本的に30万円を上限とします。また、2019-20、2020-21年度に限定して、人道的国際奉仕に対して優先枠（30%）を設けました。人道的国際奉仕事業への配分は60万円を上限とします。ただし申請数、事業内容によって配分額が減額される可能性があります。

前年度、年次基金寄付ゼロクラブはロータリー補助金授与の対象から除外されます。

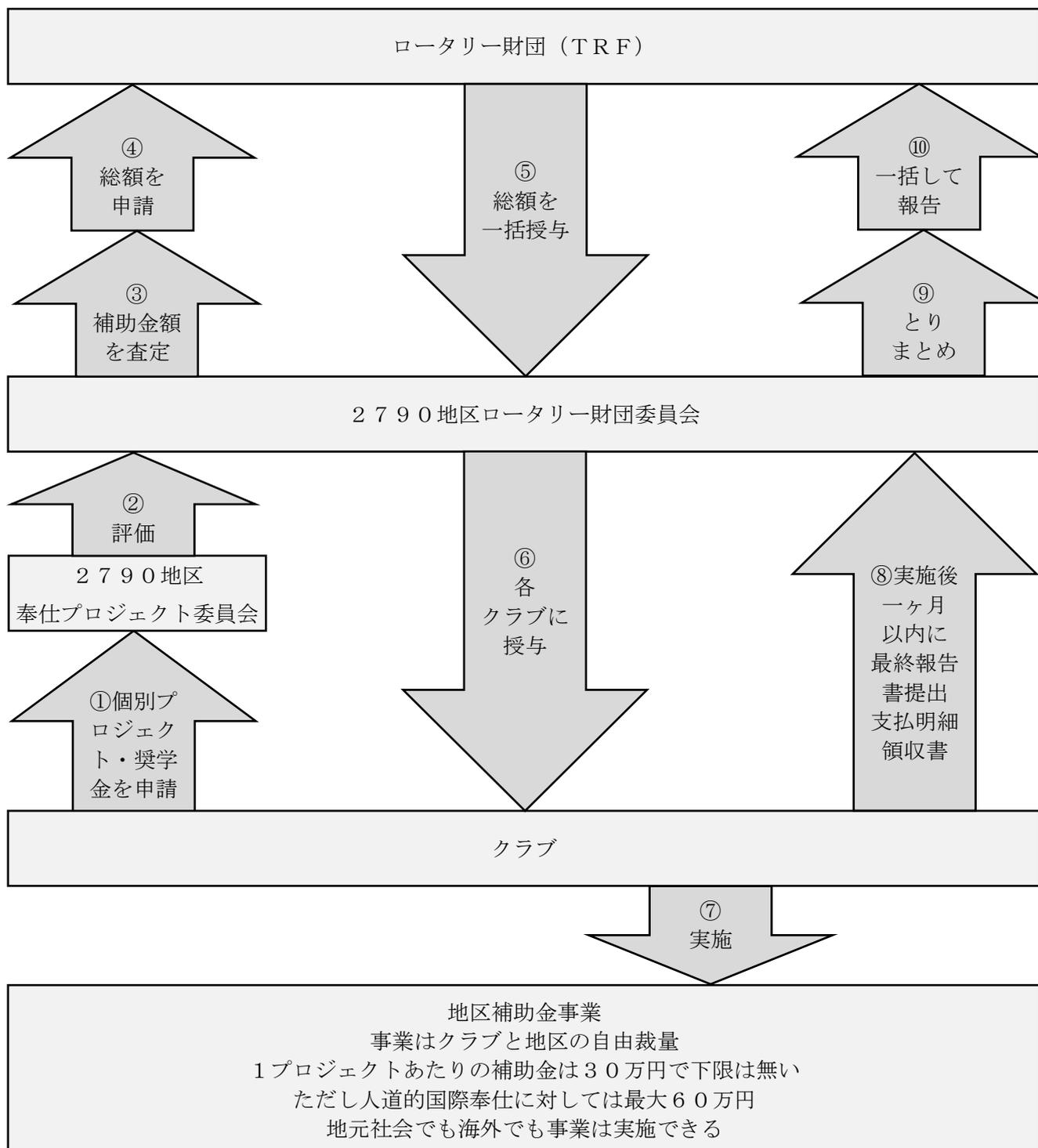
また、申請が全体の予算を上回った場合、前年度の寄付の実績に応じ一部削減する場合があります。

（例：前年度年次基金への寄付実績1人当たり99ドル以下×0.8倍、100～149×0.9倍、150ドル以上×1倍）

注意事項：来年度より試験的に人道的国際奉仕に補助金の増額を致します。申請が全体の予算を上回事も予想されます。その場合、一律または、一部のプロジェクトに対し補助額を減額する場合があります。

5-3) 地区補助金 (DG) の申請

地区補助金の申請から報告の流れについて財団、地区、クラブの役割を図式で示しました。
地区補助金奨学金もこれに含まれます。



5-4) 地区補助金 (DG) 事業の実績

13-4) 地区補助金実績表を参照して下さい。

6) グローバル補助金 (GG)

6-1) グローバル補助金の概要

目的

グローバル補助金は、ロータリーの6つの重点分野に該当し、持続可能かつ測定可能な成果をもたらす大規模な国際的活動を支援します。

グローバル補助金による活動の種類

・人道的プロジェクト

6つの重点項目に合致し、国際的なパートナーシップによる大規模プロジェクト。

1965年の「ロータリー財団の目的を果たす活動のための補助金」のうちのマッチング・グラントと1978年の「保健・飢餓追放・人間性尊重補助金が発展したもの（2013年に開始）。

・奨学金：大学院レベルの6つの重点項目に合致した留学。

・職業研修チーム VTT (Vocational Training Team)

専門職業に関係する研修を提供するチームや研修を受けるチームの海外派遣。

1965年の研究グループ交換と技術研修のための補助金が発展したもの。

6-2) グローバル補助金 (GG) 申請要項

補助金の使用条件

・人道的プロジェクトの使用にあたっては、活動が実施されるクラブ（地区委員会）とそれ以外のクラブ（地区委員会）がパートナーとなって協力することが求められます。

・双方が補助金を申請する前に参加資格の認定を受ける必要があります。

参加資格 ①クラブ会長と会長エレクトがクラブ覚書（MOU）に同意し署名します。

②任命を受けた会員が地区主催のロータリー財団補助金管理セミナーに出席します。

（注）地区及び地区委員会が申請する場合は、適宜、必要な覚書（MOU）を作成するものとします。

その他の要件

*ロータリーの6つの重点分野に該当すること。

・平和の推進

・疾病との闘い

・きれいな水の提供

・母子の健康

・教育の支援

・地元経済の成長

*プロジェクトが持続可能であり、事業が完成した後も活動成果が長期的に持続すること。

*成果が測定可能な目標を持っていること。

*事前に地域社会のニーズを調査すること。

*ロータリアンと地域社会の人々の両方が積極的に参加すること。

*補助金の「授与と受諾の条件」に記載された要件を遵守すること。

支給額と支給方法

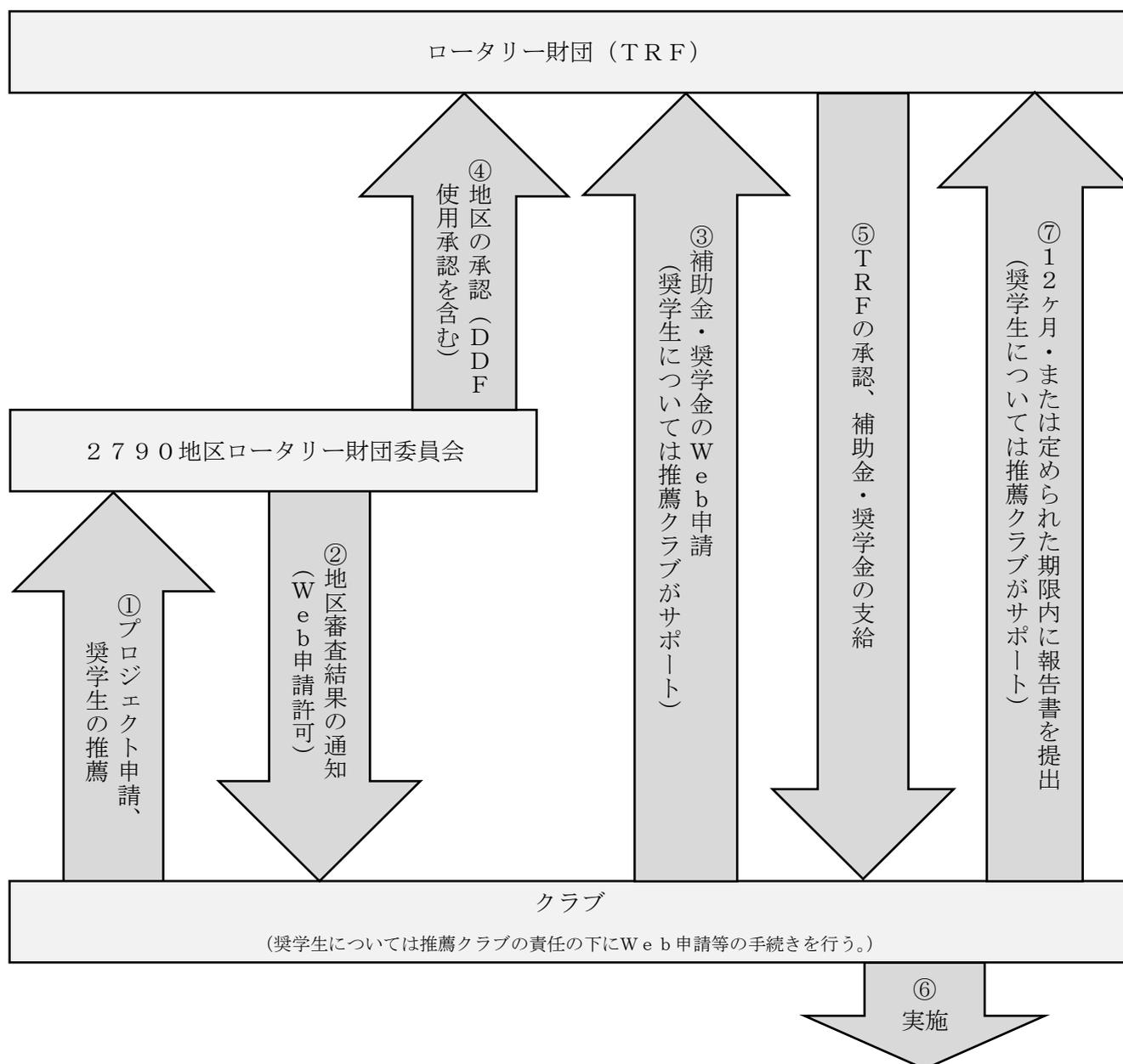
・予算は3万ドル以上原則として80万ドルまでの活動が対象となります。内訳は地区財団活動資金(DDF)と同額の国際財団活動資金(WF)、現金寄付の場合、国際財団活動資金(WF)は50%上乘せられますが、5%の運営費を負担します。

・当地区ではDDFから1プロジェクトに原則15,000ドル以下を支給します。当地区では、申請クラブ等からの現金拠出を推奨しております。

尚、補助金を申請できる資格については「(4-4) 補助金申請の参加資格 (DG、GG共通)」を参照してください

6-3) グローバル補助金 (GG) の申請

地区補助金の申請から報告の流れについて財団、地区、クラブの役割を図式で示しました。
グローバル補助金奨学金もこれに含まれます。



①人道的プロジェクト

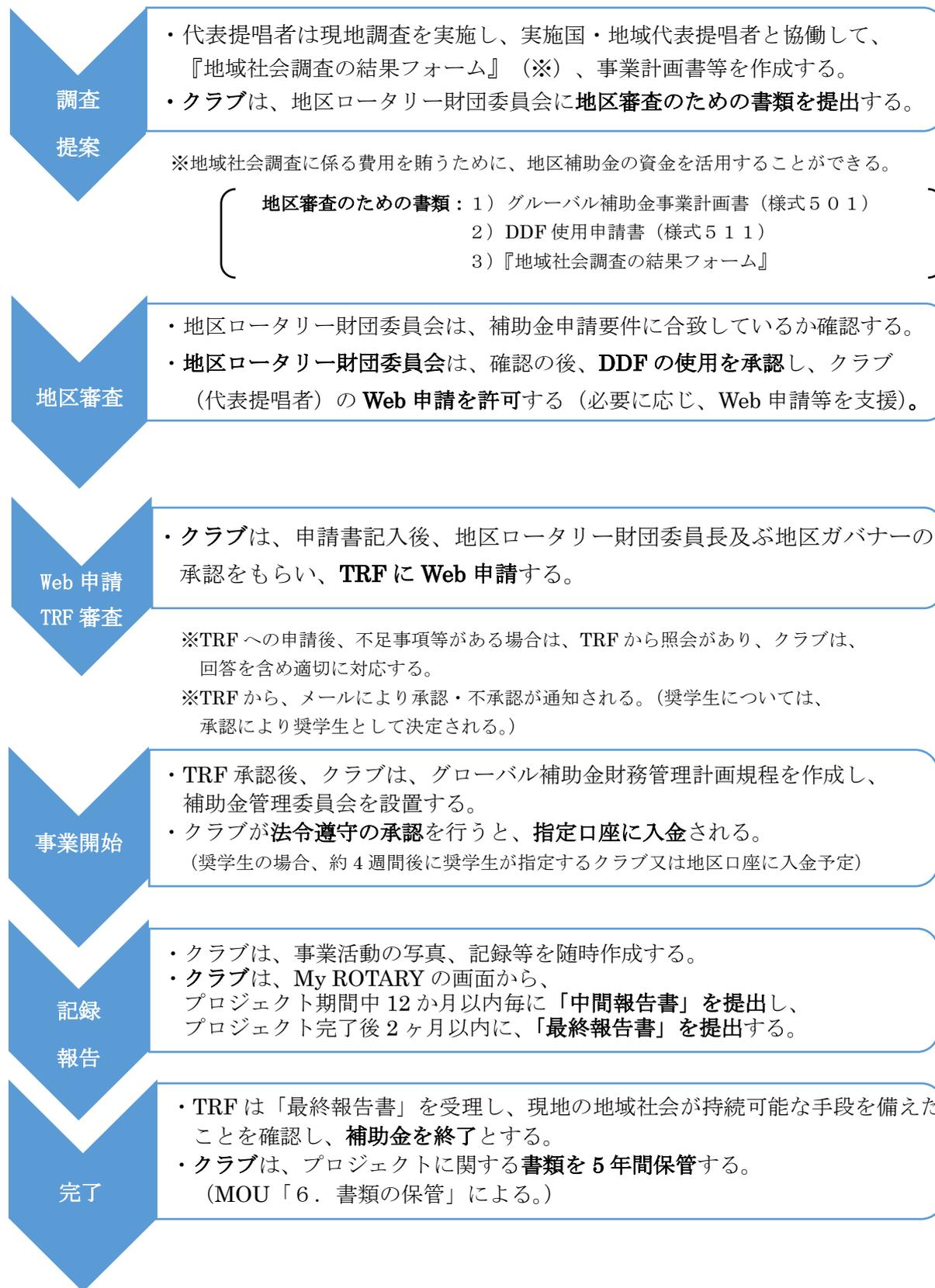
- ・実施国・地域のロータリークラブとの協力が得られ、申請要項を満たしていれば、原則として申請手続きを行う。
- ・グローバル補助金プロジェクトは申請クラブの事業であり、地区ロータリー財団委員会は実施内容には関与せず、支援のみを行う。

②奨学金

- ・奨学生はクラブからの推薦者のみとする。
- ・推薦クラブは奨学生に対し、適宜、必要な支援を行う。

6-4) グローバル補助金 (GG) の立案から報告完了までの流れ

グローバル補助金は、年度を通じて随時申請することができ（奨学生については別途）、申請が受理された順にTRF審査が行われます。プロジェクトの立案から完了までの流れを示します。



6-5) グローバル補助金 (GG) の当地区の実績

当2790地区もグローバル補助金事業が始まった2013-14年度から、人道的プロジェクト6件、奨学金6件が下記の通り完了・進行中です。

■人道的プロジェクトの例

クラブ名	実施国	活動名	主な重点分野
茂原RC	台湾	山間部医療バスプロジェクト	疾病との闘い
市原中央RC	インドネシア	きれいな水プロジェクト	きれいな水の提供
第2790地区	モンゴル	感染予防プロジェクト	疾病との闘い
千葉南RC	韓国	障害者・IT専門教育プロジェクト	経済と地域社会の発展
勝浦RC	スリランカ	清潔な水プロジェクト	きれいな水の提供
市原中央RC	台湾	障害者自立教育プロジェクト	地元経済の成長

■奨学生の例

クラブ名	実施国	活動名	主な重点分野
松戸東RC	アメリカ	グローバル補助金奨学生	地元経済の成長
第2790地区	フランス	グローバル補助金奨学生	平和の推進
千葉RC	イギリス	グローバル補助金奨学生	地元経済の成長
柏RC	オーストラリア	グローバル補助金奨学生	教育の支援
銚子RC	スイス	グローバル補助金奨学生	平和の推進
松戸RC	イギリス	グローバル補助金奨学生	平和の推進

6-6) グローバル補助金 (GG) に関する地区ロータリー財団委員会への事前情報提供

クラブは、グローバル補助金に関与しようとする場合、DDF（地区財団活動資金）の使用の有無、代表提唱者となるか否かにかかわらず、事前に地区ロータリー財団委員会に情報提供して下さい。

7) ロータリー財団奨学生

7-1) 地区補助金 (DG) 奨学生 申請要項 (様式601)



国際ロータリー第 2790 地区 地区補助金 (DG) 奨学生 申請要項

国際ロータリー第2790地区では、2020-21年度に派遣する地区補助金奨学生募集要項を次の通り定めています。

■目的

ロータリーの理念とロータリー財団の使命に即した修学と奉仕を志す「地区補助金奨学生」を選抜し、奨学金の給付等を通じて国際理解と世界平和の促進を支援します。

■奨学金の種類と内容

奨学生の種類	制度の内容の概要	募集人数
1 学年度奨学金	授与する奨学金の上限額は、20,000米ドル。外国語の勉強ではなく、1学年（9ヵ月間）学ぶ正規の学生。2020年9月1日から2021年6月30日までの新学期から大学・大学院で就学を開始する者。	1名

■申請資格

1. 地区への応募締切（2020年3月31日）までに留学先の教育機関に既に合格しており、入学許可を証明する書類を有していること。
2. 申請者は奨学金支給期間の始まる前に、大学での2年間の勉強を終了したか、高校卒業後2年間職業に就いた経験のある人、学業優秀で、かつ留学先国の言語に通じ（英語圏についてはTOEFLがiBT94、CBT240、PBT587以上）学業継続と国際親善の任務を全うしうる者であること。
3. 相手国を理解すると共に、郷土日本の歴史、地理、文化、時事問題等に関し比較説明を行い得る者であること。
4. 上述知識のほか、ロータリーの目的、理想、組織等についての認識と理解が必須です。また、出発前オリエンテーション（数回を予定）や行事に出席する義務が課されます。
5. 健康で独創性と順応性を持ち、ロータリーの目的に対して誠実であること。
6. ロータリーへの寄与を約束する人。
7. 応募者の居住地、職場、大学、本籍のいずれかが千葉県内にあること。
8. ロータリークラブの会員（退会後3年未満の者を含む）及び関係組織の職員、並びにこれらの配偶者及び直系親族（養子を含む）は申請できません。

■奨学金の条件

1. 奨学生は、留学中及び帰国後ロータリーの求めに応じ、少なくとも10回以上の講演・卓話等各種の国際親善のための奉仕のほか、留学中に定期報告を行う義務を負います。
2. 出発前のオリエンテーションの無断欠席や、語学力不足、学業成績不良、不良行為、報告不提出、無断課程変更、中途退学、国際親善の任務不履行等、奨学金目的の達成困難が明らかになった場合、奨学金は打ち切られます。修学中断の理由によっては、返金を求める場合があります。
3. 支給された奨学金の支給に当たり、75米ドル以上の経費は、領収書を受領し、後日地区ロータリー財団委員会に提出していただきます。
4. 留学前、留学中、帰国後を通して推薦クラブ、第2790地区、及び学友会（奨学生同窓会）との連絡を維持すること。
5. 奨学金支給期間の終了後は、たとえ外国に滞在していても、第2790地区の活動に協力するとともに、学友会運営に携わらなくてはなりません。
6. 国際ロータリーやロータリー財団（TRF）は奨学金支給以外にいかなる責任も負いません。
7. クイーンズランド大学（オーストラリア）、ブラッドフォード大学（英国）、デューク大学（米国）、ノースカロライナ大学チャペルヒル校（米国）、ウプサラ大学（スウェーデン）チュラロンコン大学（タイ）を留学先の教育機関としている場合、ロータリー平和センタープログラムと一部でも重なりがある場合、奨学金は認められません。

■推薦クラブ

申請者は本籍、居住地、職場、大学等のいずれかの所在地に所在するロータリークラブに推薦を申請してください。最寄りのロータリークラブへの連絡先等は、国際ロータリー第2790地区ガバナー事務所ホームページのクラブ情報で確認下さい。電話等によるお問い合わせにはお答え出来ません。

財団補助金奨学生の事業は推薦クラブが申請する財団補助金事業であり、地区ロータリー財団委員会の事業ではありません。

■申請手順

1. 下記の提出物一覧に掲げる申請書類に漏れなくかつ正確に記入後、推薦クラブへ3月15日までに提出して下さい。ガバナー事務所や地区に直送しても無効です。また、応募書類は返還いたしません。
2. 選考受験票はRI第2790地区ガバナー事務所の当該年度HPからダウンロードして下さい。
3. 推薦は原則として1クラブにつき地区補助金奨学生、グローバル補助金奨学生、いずれか1名のため、クラブが指定する日にクラブ選考がある場合がありますので期間に余裕を持ってください。クラブによる推薦のない申請書は受理されません。
4. 選考日程は次の通りです。
 - a. 募集開始：2020年2月1日 ※申請要領は地区のホームページからダウンロードして下さい。
 - b. クラブへの申請締切：2020年3月15日
 - c. クラブから地区への申請締切：2020年3月31日
 - d. 地区奨学生選考会：2020年4月12日（予定）
※選考結果は推薦クラブと本人宛にメールで連絡します。
 - e. 合格者説明会：2020年6月（予定）
※当日は第1回オリエンテーションを行います。オリエンテーションにはスポンサークラブの顧問ロータリアンにもご同席をお願いします。
5. 合格者説明会・出発前オリエンテーション等に出席し、手続きをすべて完了した段階で初めて奨学生となります。欠席者は失格となる場合があります。

■提出書類

	書 類	記入言語	部数	備 考
1	地区補助金奨学生 参加申請書（様式602）	日本語	1部	推薦先クラブの承認が必要となりますので 早めに作成されることをお勧めします。
2	地区補助金奨学生 応募申請書（様式603）	日本語	1部	要写真添付。
3	留学先教育機関での 入学許可証	日本語又は 留学先言語	1部	無条件の入学許可証
4	公的な語学試験のスコア	日本語又は 英語	1部	英語はTOEFLまたはIELTSとする。（最新年度） コピー可
5	推薦状	日本語	1部	教師（2名）又は適切な雇用主/上司2名からの 推薦が必要。要厳封。
6	成績証明書	日本語 (英語も可)	1部	最終教育機関の成績表 提出 ※コピー可 (選考会時に原本持参)

※ロータリーの使命や理念については、国際ロータリーのHP (<http://www.rotary.org/ja>) をご参考下さい。

※申請、手続きに対する疑義解釈をQ&A形式で「7-8 申請に関する疑義(Q&A)」に掲載しています。参照してください。

■選考会後の流れ

1. 地区ロータリー財団委員会は選考試験を行い、地区補助金奨学生を最大1名まで選考します。
2. 申請者は、ロータリークラブと協力して、留学先の地区又はクラブを選定します。
3. 地区ロータリー財団委員会は、出発までに数回のオリエンテーションを実施します。奨学生は、オリエンテーションを受講しなければなりません。
4. ロータリー財団の承認が得られると地区補助金奨学生に決定します。8月上旬頃、ロータリー財団より地区に奨学金が入金されます。
5. 奨学生は、資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後12カ月以内、または最後の支払を受領してから2カ月以内に提出しなければならない。また留学期間が2021年6月を超える場合は、2021年4月30日までに中間報告書を提出しなければならない。



国際ロータリー第 2790 地区
地区補助金 (DG) 奨学生
参加申請書

■推薦ロータリークラブ

_____ロータリークラブは、 _____ 年 _____ 月 _____ 日開催の理事会において、下記の者を推薦することを議決したことを証明します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

会長名 _____

会長署名 _____

幹事名 _____

幹事署名 _____

■申請者の情報

姓		名	
パスポートの性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性		
住所	〒 _____		
本籍	_____		
E-mail	_____		
連絡先電話	_____		
国籍	_____		

■緊急連絡先

姓		名	
留学生との続柄	_____		
住所	_____		
E-mail	_____		
連絡先電話	_____		
旅行保険会社	(留学が決定してからで結構です)		
会社名	_____		
電話番号	_____		
保険証券番号	_____		

■語学能力と学歴

話すことのできる言語（母国語を含む）と、その語学レベル（母国語の能力は記入不要）

言語	レベル

学歴について、最近のものを2つご記入下さい。

教育機関の名称	国	専攻分野	取得学位と取得日

■留学機関と専攻課程に関する詳細

教育機関名	
所在地(市町村と国)	
教育機関のURL	
専攻課程	
使用言語	
開始予定日	
終了予定日	

■同意

私は、本奨学金を受領するにあたり、以下を確認し、これに同意します。

1. この申請書に含まれる情報はすべて、私を知る範囲において真実かつ正確です。
2. 私は、「地区補助金およびグローバル補助金の授与と受諾の条件」（授与と受諾の条件）を読み、そこに記載された全方針を順守します。
3. 私は、次のカテゴリーに該当しないことを証します。1) ロータリアン、2) クラブ、地区、他のロータリー関連組織、または国際ロータリーの職員、3) 前記2項の配偶者、直系親族（血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子）、直系親族の配偶者、直系尊属（血縁による両親または祖父母）。
4. 私の奨学金は、承認された教育機関に入学するために授与されるものであり、ロータリー財団により承認された通り、奨学金支給期間中のみに発生した費用を賄うためのものです。他のいかなる人の費用も、直接あるいは間接を問わず、私の受ける奨学金により賄われることはありません。
5. 奨学金期間中、奨学金の受領者ではない配偶者、家族、個人的知り合いが私に同行する場合、その同行者の行動、また同行することから生じる一切の賠償責任も各自が負うことを認めます。
6. 自国と受入国の税法によっては、支給される奨学金の一部または全額に課税される場合があり、私は、すべて私だけの責任において奨学金に対する課税と母国における課税について調査し、また支払うことを確約します。
7. 私は、受入地区内のロータリークラブや地区の活動に参加できるよう、承認された教育機関の近隣かつ受入地区内に住みます。
8. 奨学金支給期間が既に始まった後に入学を延期することは考慮されず、また承認されません。
9. 本奨学金は、承認された奨学金支給期間内の連続した期間に支給されます。また、この奨学金は、ロータリー財団により承認された大学・大学院レベル（またはこれと同等レベル）のプログラムのみに支給されるもので、いかなる状況であれ、承認された期間を超えて奨学金の支給が延長されることはありません。
10. 私は、留学期間前後と留学期間中、派遣国と受入国の提唱者、ならびにロータリー財団に、現住所、電話番号、Eメールアドレスを常時知らせます。
11. 私は、ロータリー財団から提供されるオンラインの出発前オリエンテーションを完了し、派遣ロータリークラブまたは地区から提供され、出席が義務付けられている出発前オリエンテーションに出席し

- ます。また奨学金支給期間中に、提唱者から要請された場合、クラブと地区の活動にも参加します。
12. 私は、資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後12カ月以内、または最後の支払を受領してから2カ月以内に、提出します。また留学期間が2021年6月を超える場合は、2021年4月30日までに中間報告書を提出します。私は、75米ドル以上の経費の領収書を派遣クラブまたは地区に提出します（派遣クラブまたは地区が要請した場合は、75米ドル以下の経費の領収書も含める）。
 13. 私は、奨学金支給期間中、ロータリー、派遣クラブと地区、母国を好ましく反映するような言動と振るまいを基準として保ちます。他の人の気分を害さないよう、論争的となる問題や政治的、人種的、宗教的な問題について個人的意見を述べるにあたっては良識を働かせます。さらに私は、受入国の地元の法律に従い行動します。
 14. 私は、留学中、あるいは留学国への往復旅行中の自分の行動と所有物に対し、単独で責任を負いません。
 15. 私は、奨学金支給期間中に、多少の危険を伴う活動に関与する可能性があることを認識しています。こうした活動には、病気、けが、不十分かつ危険なインフラ、安全性の低い交通手段、危険を伴う労働条件、激しい肉体労働、厳しい天候、政治的不安、文化的な誤解、地元の法律への違反から生じる問題、肉体的な危害、犯罪、詐欺行為などがあります。私は、こうしたリスクがあることを理解し、奨学金に伴うすべてのリスクを受け入れます。
 16. 私は、奨学金支給期間中、私自身またはほかの人の健康、安全、福利を不必要に危うくする、または脅かす危険な活動への参加を慎むことに同意します。そのような活動には、スカイダイビング、バンジージャンプ、極限スポーツ、重機の操作が含まれます（ただしこれらに限らない）。
 17. 留学中、または奨学金に関連するいかなる時点においても、私が負った、または患った病気、けが、その他の損失（情緒障害を含む）とそれに伴って生じる全費用は、私自身が一切の責任を負います。
 18. 通常の医療措置、外科的処置、歯科治療、感染症との接触を含む（ただしこれらに限られない）あらゆる種類の医療行為や医療活動に私がかかわった場合、そのような活動に参加したことから生じた損害に対し、私が単独で全責任（適切な保険に加入することを含む）を負うことをここに確認します。要請があれば、私は、十分な保険の加入証明書をロータリー財団に提供します。
 19. 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、国際ロータリー（RI）とロータリー財団（理事、管理委員、役員、委員、職員、代理人、協力財団、代表者を含め、総称して「RI/ロータリー財団」）に負わせることはありません。また、奨学金によって賄われないすべての費用を自己負担することを了解しています。私は、自分の行為、行状、怠慢、不注意、不当行為、不法行為（または該当する政府の要件や規定に反する行為）、本奨学金に適用される規定および条件の違背に基づき、RI/ロータリー財団に申し立てをしたり、あるいはRI/ロータリー財団に弁済させたりするような請求（肉体的損傷あるいは物的損害に対する請求を含むが、これらに限られない）、要求、行為、損傷、損失、出費、負債、罰金、出費（妥当な弁護士の費用およびその他の訴訟費用を含む）、裁定から、RI/ロータリー財団を守り、補償し、損害を及ぼさないことに同意します。上述には、RI/ロータリー財団または第三者団体の人員の負傷もしくは所有物への損傷が含まれ（ただしこれに限られるものではない）、これはいかなる保険契約が存在しようともかわりなく適用されます。
 20. 重篤な病気あるいは負傷により、私が本同意書の条件を全うできず、自国に帰還しなければならない場合、ロータリー財団は自国への移送費用を支払いません。ロータリー財団は、現在も将来においても、追加の費用（医療費、治療費など）を負担することはありません。
 21. 旅行、語学研修、保険（留学する大学により加入が義務づけられる保険を含む）、宿泊先、旅券、ビザ、予防接種、資金準備などの手配はすべて、私の責任であり、いかなるロータリアン、ロータリークラブ、地区、RI、あるいはロータリー財団の責任ではないことに同意します。
 22. 私は、旅行中の安全に関してロータリー財団が下した決定にすべて従います。従って、奨学金支給期間中のいかなる時点においても、留学国で私の安全が脅かされている、またはその危険性があるとロータリー財団がその裁量において判断した場合、ロータリー財団は、私に直ちに帰国するよう要請することができます。さらにこのような事態となった場合、私は、その結果に伴う奨学金の変更に関するロータリー財団の決定に従うことに同意します。
 23. 次のような結果を招く私の行動は、奨学金取り消しの十分な理由と当然にみなされます。(a) 出発前の準備を期日通りに行っていない場合、(b) 私の最新の住所、電話番号、Eメールアドレスを常に派遣クラブ、地区およびロータリー財団に知らせておくことを怠った場合、(c) 奨学金支給期間を通じて、大学で標準的とされる学業成績を維持できなかった場合、(d) 違法行為が明らかになった場合、(e) 期日通りに報告書を提出しなかった場合、(f) ロータリー財団からの承諾書なしに科目あるいは課程を変更した場合、(g) 奨学金支給期間の終了前に、当該教育機関から退学したり、研究コースあるいはプログラムから離脱した場合、(h) 奨学金支給期間中を通じて、承認された受入地区にとどまらなかった場合、(i) 本同意書に記載されている授与と受諾の条件、あるいはロータリー財団のその他の方針に適切に従わなかった場合、(j) 奨学金に関する義務が遂行できなくなるような不慮の事態が私に起こった場合。また、私が上記の事項のいずれかに該当した場合、派遣側または受入側のクラブまたは地区は、奨学金を取り消すよう要請することができます。
 24. 私が自主的に奨学金を終了した場合、ロータリー財団からその後受け取る予定であった資金に対する

一切の権利を放棄し、また奨学金の未使用分をロータリー財団に返還します。ロータリー財団が私の奨学金を終了した場合、私が受領する権利を失った奨学金の未使用分（発生した利子を含む）をロータリー財団に返還します。さらに、上記規定への違反によって、ロータリー財団が私の奨学金を打ち切った場合、私は受け取った奨学金全額をロータリー財団に返還しなければならない可能性があります。

25. 未使用の奨学金が最終的にロータリー財団に返還されるよう、私は、未使用の奨学金を派遣クラブまたは地区に速やかに返還します。
26. 特に書面で明記していない場合、私は、いかなる報告において写真を提出することで、ロータリーの出版物、広告、ウェブサイト、ソーシャルメディア（ただし、これらに限らない）を含む現存または今後使用される媒体で、それらの写真を使用、修正、適用、発行、配布する恒久的かつ世界的な無制限の権利を国際ロータリーとロータリー財団に認めます。私は、a) 写真に写っている各成人が、その肖像を使用し、また第三者にその写真の使用権を与える権利を私に与えることを制限を付けずに書面で行ったこと、b) 写真中の法的能力をもたない18歳未満の各子どもの親または保護者が、その子どもまたは個人の写真を撮影し、その肖像を使用し、また第三者にその写真の使用権を与える権利を私に与えることを制限を付けずに書面で行ったこと、c) 私が写真の著作権の所有者であること、または著作権の保有者がその肖像を使用し、私からロータリーに使用権を認めることの権利を私に与えていることを、ここに示しかつ保証します。
27. ロータリーはプライバシーを重視します。ロータリーと共有される個人データは、ロータリーの公式業務においてのみ使用されます。つまり、あなたがロータリーと共有する個人データは、あなたがこの奨学金プロセスに参加することを可能にし、奨学金を通じた経験と報告手続きを促進するために使用されます。奨学金の申請時にあなたが提出する個人データは、奨学金関連の活動計画においてロータリーを援助する目的で、ロータリーの業務を行う業者（関連団体など）に譲渡される場合があります。奨学金を申請することにより、あなたは、奨学金に関する情報と補足的サービスをEメールで受取ることができます。ロータリーにおける個人データの使用方法については、privacy@rotary.orgに問い合わせることができます。本書式で収集される個人データは、ロータリーのプライバシーの方針に準拠して使用されます。上記にかかわらず、私は、ロータリーが私の氏名と連絡先情報を、要請に応じて私を支援するクラブと地区、およびほかの奨学生と共有することを認めます。
28. 本同意書の規定のいずれかが違法または法的に無効であるか、法的強制力がない場合でも、本同意書の残りの規定は存続し、かつ効力を有するものとします。
29. 本同意書に起因あるいは関連するいかなる訴訟も、米国イリノイ州のクック郡巡回裁判所（Circuit Court of Cook County）、あるいはイリノイ州北部地区連邦地方裁判所（Federal District Court for the Northern District of Illinois）で行われる必要があります。私は、訴訟において、これらの裁判所と、これらの裁判所それぞれの控訴裁判所の専属管轄権に従うものとします。本同意書は、上記のいずれかの裁判所から判決を受けた一方の関係者が、その判決の適用をほかの裁判所において主張することを禁じるものではありません。前述の記載に加え、ロータリー財団は、地区の所在地域を管轄する裁判所において、地区に対する訴訟を起こすことができます。

下記の項目を確認し、をにしてください。

私は、上記全項目を承諾して、国際ロータリー第 2790 地区 地区補助金奨学生の参加を申請します。

氏名（アルファベット活字体で）	
署名（必須）	
日付	

国際ロータリー第 2790 地区 ロータリー財団委員会



国際ロータリー第 2790 地区
ロータリー財団地区補助金奨学生
応募申請書

氏 名	ふりがな：			写真貼付
生年月日	西暦	年	月 日 (歳)	
パスポート の性別				
住 所	〒			
本 籍				
携帯電話				
E-mail				
学 歴	高等学校	立	高等学校 卒業	
	大 学	大学	学部	学科 卒業 年在学中
	大学院	大学	卒業 年在学中	
勤 務 先	名 称		部 署	
	住 所		T E L	
地区内に 住所 本籍地 通学先 勤務先 がある(該当するものを四角で囲む)				
留学予定期間	年 月～ 年 月 (約 年間)			
留学を志望する教育機関	教 育 機 関 名			
以 前 に 留学した 教育機関	留学国	言語	教 育 機 関 名	留学期間
		語		年 月
		語		年 月
家 族 状 況	氏 名	続 柄	職 業 (勤務先・通学先等)	同居・別居

・他地区のロータリー財団補助金奨学金へ申請する予定はありますか？

はい (地区) いいえ

- ・あなたは、ロータリークラブ会員並びにロータリー職員、またはその実子、継子、孫、兄弟姉妹、配偶者およびその他扶養者ですか？ □はい □いいえ
- ・ご親戚にロータリークラブの会員はいらっしゃいますか？ □はい □いいえ

上記の通り、ロータリー財団奨学金プログラムに申し込みます。

年 月 日 申請者氏名 _____

※ 全ページ、手書きでもパソコン入力でも構いません。

留学に際し、現在の職場は退職（学生の場合には退学）しますか？それとも、休職や休学のように籍を残したまま留学しますか？

留学後は元の会社や研究室に復職や復学する予定ですか？

留学先の学校名・履修課程・国名・授業が行われる言語・留学期間・出願時期・結果判明時期を教えてください。

費用（概算）を記入してください。

学費（概算）：
その他（概算）：

資金計画を教えてください。奨学金の授与額を、地区補助金奨学金に応募する方は米貨2万ドルと仮定し、これを超える留学費用をどのように調達するのか、あなたが利用できる財源を挙げてください。

過去にロータリークラブの活動に参加したことはありますか？

申込者氏名 _____

小論文

テーマ：履修予定のコースの説明と留学終了後のキャリアプラン

(当用紙1枚に収まるようにお書きください)

申込者氏名 _____



国際ロータリー第 2790 地区 グローバル補助金 (GG) 奨学生 申請要項

国際ロータリー第2790地区では、2020-21年度に派遣するグローバル補助金奨学生申請要項を、次の通り定めています。

■目的

国際ロータリー(RI)第2790地区は、ロータリー財団(TRF) (以下「ロータリー財団」) が定めた6つの重点分野(平和の推進、疾病との闘い、きれいな水の提供、母子の健康、教育の支援、地元経済の成長)のいずれかに合ったキャリアを目指し、大学院レベルの研究目標もそれに沿ったものであり、海外の大学院で勉学する意欲ある留学生を支援します。

■条件

1. 申請者は、申請書を提出する際に、入学許可を証明する書類を提出しなければなりません。
2. 重点分野のいずれかに関わるキャリア目標を目指し、測定可能で持続可能な変化を助長する方ではなければなりません。大学院での研究は、このキャリア目標に沿ったものでなければなりません。
3. 奨学生は、奨学期間中、12ヵ月ごとに中間報告書を提出しなければなりません。奨学期間が終了後2ヵ月以内に最終報告書を提出しなければなりません。
4. 定められている方法で奨学金を管理します
5. 奨学金から75ドル以上の支出をする場合には、領収書を受け取り、報告書に添付しなければなりません。
6. 奨学期間中、実施国側提唱者(留学先の地区またはロータリークラブ)の求めによって、卓話(クラブの例会において30分程度のスピーチをする)を行ったり、各種行事に招かれた場合には、それに参加しなければなりません。
7. 奨学期間が終了後には、推薦したクラブや地区から求めがあった場合、卓話や各種の行事に参加し、学友会の活動にも参加しなければなりません。
8. クイーンズランド大学(オーストラリア)、ブラッドフォード大学(英国)、デューク大学(米国)、ノースカロライナ大学チャペルヒル校(米国)、ウプサラ大学(スウェーデン) チュラロンコン大学(タイ)を留学先の教育機関としている場合、ロータリー平和センタープログラムと一部でも重なりがある場合の奨学金は認められません。
9. 申請者の居住地、職場、大学、本籍のいずれかが千葉県内にあること。

■奨学金の申請と内容

グローバル補助金奨学生の申請は、全ての必要書類を揃えて推薦ロータリークラブから申請してください。2020年3月31日締め切りです。

地区ロータリー財団委員会は2020年4月4日までに事前審査申請書をロータリー財団へ提出します。

授与する奨学金の上限額は40,000USDです。(DDF20,000USD、TRF20,000USD)

留学してからの受け付けはされません。

■推薦クラブ

申請者は本籍、居住地、職場、大学等のいずれかの所在地に所在するロータリークラブに推薦を申請してください。最寄りのロータリークラブへの連絡先等は、国際ロータリー第2790地区ガバナー事務所ホームページのクラブ情報で確認下さい。電話等によるお問い合わせにはお答え出来ません。

財団補助金奨学生の事業は推薦クラブが申請する財団補助金事業であり、地区ロータリー財団委員会の事業ではありません。

■ 申請手順

1. 下記の提出物一覧に掲げる申請書類に漏れなくかつ正確に記入後、推薦クラブへ 3 月 15 日までに提出して下さい。ガバナー事務所や地区に直送しても無効です。また、申請書類は返還いたしません。
2. 選考受験票はRI第2790地区ガバナー事務所の当該年度 HPからダウンロードして下さい。
3. 推薦は原則として1クラブにつき地区補助金奨学生、グローバル補助金奨学生のいずれか1名のため、クラブが指定する日にクラブ選考がある場合がありますので期間に余裕を持ってください。クラブによる推薦のない申請書は受理されません。
4. 選考日程は次の通りです。
 - a. 申請開始：2020年2月1日 ※申請要領は地区のホームページからダウンロードして下さい。
 - b. クラブへの申請締切：2020年3月15日
 - c. クラブから地区への申請締切：2020年3月31日
 - d. 地区奨学生選考会：2020年4月12日(予定)
※選考結果は推薦クラブと本人宛にメールで連絡します。
 - e. 合格者説明会：2020年6月(予定)
※当日は第1回オリエンテーションを行います。オリエンテーションにはスポンサークラブの顧問ロータリアンにもご同席をお願いします。
5. 合格者説明会・出発前オリエンテーション等に出席し、手続きをすべて完了した段階で初めて奨学生となります。欠席者は失格となる場合があります。

■ 提出書類

	書 類	記入言語	部 数	備 考
1	グローバル補助金奨学生 参加申請書(様式702)	日本語	1部	推薦先クラブの承認が必要となりますので早めに 作成されることをお勧めします。
2	グローバル補助金奨学生 応募申請書(様式703)	日本語	1部	要写真添付。
3	留学先教育機関での 入学許可証	日本語又は 留学先言語	1部	無条件の入学許可証
4	公的な語学試験のスコア	日本語又は 英語	1部	英語はTOEFLまたはIELTSとする。(最新年度) コピー可
5	推薦状	日本語	1部	教師(2名)又は適切な雇用主/上司2名からの 推薦が必要。要厳封。
6	成績証明書	日本語 (英語も可)	1部	最終教育機関の成績表 提出 ※コピー可(選考会時に原本持参)

※ロータリーの使命や理念については、国際ロータリーのHP (<http://www.rotary.org/ja>)
をご参考下さい。

※各種申請書及び、手続きに対する疑義解釈をQ&A形式で国際ロータリー第2790地区の
HP (http://www.rid2790.jp/2019/iinkai/z_syougaku.html) に掲載されております。
ご参照下さい。

■ 選考会後の流れ

1. 地区ロータリー財団委員会は選考試験を行い、グローバル補助金奨学生を最大2名まで選考します。
2. 申請者は、ロータリークラブと協力して、実施国側提唱者(留学先の地区又はクラブ)を選定します。
3. 申請者は、ロータリークラブと協力して、オンラインで、ロータリー財団に申請書を提出します。
4. 地区ロータリー財団委員会は、出発までに数回のオリエンテーションを実施します。奨学生は、オリエンテーションを受講しなければなりません。
5. ロータリー財団の承認が得られるとグローバル補助金奨学生に決定します。決定後4週間程で、ロータリー財団より奨学金が入金されます。
6. 奨学生は、留学中、12ヵ月ごとに中間報告書をオンラインでロータリー財団に提出し、留学期間終了後は、2ヵ月以内に最終報告書を提出しなければなりません。



国際ロータリー第 2790 地区
グローバル補助金 (GG) 奨学生
参加申請書

■ 推薦ロータリークラブ

_____ ロータリークラブは、 _____ 年 _____ 月 _____ 日開催の理事会において、下記の者を推薦することを議決したことを証明します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

会長名 _____

会長署名 _____

幹事名 _____

幹事署名 _____

■ 申請者の情報

姓	_____	名	_____
パスポートの性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性		
住所	〒 _____		
本籍	_____		
E-mail	_____		
連絡先電話	_____		
国籍	_____		

■ 緊急連絡先

姓	_____	名	_____
留学生との続柄	_____		
住所	_____		
E-mail	_____		
連絡先電話	_____		
旅行保険会社	(留学が決定してからで結構です)		
会社名	_____		
電話番号	_____		
保険証券番号	_____		

■語学能力と学歴

話すことのできる言語（母国語を含む）と、その語学レベル（母国語の能力は記入不要）

言語	レベル

学歴について、最近のものを2つご記入下さい。

教育機関の名称	国	専攻分野	取得学位と取得日

■留学機関と専攻課程に関する詳細

教育機関名	
所在地(市町村と国)	
教育機関のURL	
専攻課程	
使用言語	
開始予定日	
終了予定日	

■重点分野と目標

重点分野（該当するものの前の□をまたは■にして下さい。）

<input type="checkbox"/>	平和の推進	<input type="checkbox"/>	疾病との闘い	<input type="checkbox"/>	きれいな水の提供
<input type="checkbox"/>	母子の健康	<input type="checkbox"/>	教育の支援	<input type="checkbox"/>	地元経済の成長

■同意

私は、本奨学金を受領するにあたり、以下を確認し、これに同意します。

- この申請書に含まれる情報はすべて、私が知る範囲において真実かつ正確です。
- 私は、「地区補助金およびグローバル補助金の授与と受諾の条件」（授与と受諾の条件）を読みそこに記載された全方針を順守します。
- 私は、次のカテゴリーに該当しないことを証します。1) ロータリアン、2) クラブ、地区、他のロータリー関連組織、または国際ロータリーの職員、3) 前記2項の配偶者、直系親族（血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子）、直系親族の配偶者、直系尊属（血縁による両親または祖父母）。
- 私の奨学金は、承認された教育機関に入学するために授与されるものであり、ロータリー財団により承認された通り、奨学金支給期間中のみに発生した費用を賄うためのものです。他のいかなる人の費用も、直接あるいは間接を問わず、私の受ける奨学金により賄われることはありません。
- 奨学金期間中、奨学金の受領者ではない配偶者、家族、個人的知り合いが私に同行する場合、その同行者の行動、また同行することから生じる一切の賠償責任も各自が負うことを認めます。
- 自国と受入国の税法によっては、支給される奨学金の一部または全額に課税される場合があり、私は、すべて私だけの責任において奨学金に対する課税と母国における課税について調査し、また支払うことを確約します。
- 私は、受入地区内のロータリークラブや地区の活動に参加できるよう、承認された教育機関の近隣かつ受入地区内に住みます。
- 奨学金支給期間が既に始まった後に入学を延期することは考慮されず、また承認されません。

9. 本奨学金は、承認された奨学金支給期間内の連続した期間に支給されます。また、この奨学金は、ロータリー財団により承認された大学院レベル（またはこれと同等レベル）のプログラムのみに支給されるもので、いかなる状況であれ、承認された期間を超えて奨学金の支給が延長されることはありません。
10. 私は、留学期間前後と留学期間中、派遣国と受入国の提唱者、ならびにロータリー財団に、現住所、電話番号、Eメールアドレスを常時知らせます。
11. 私は、ロータリー財団から提供されるオンラインの出発前オリエンテーションを完了し、派遣ロータリークラブまたは地区から提供され、出席が義務付けられている出発前オリエンテーションに出席します。また奨学金支給期間中に、提唱者から要請された場合、クラブと地区の活動にも参加します。
12. 私は、奨学金支給期間中、12カ月毎に中間報告書を提出します。また、奨学金支給期間の終了から2カ月以内に最終報告書を提出します。私は、75米ドル以上の経費の領収書を派遣クラブまたは地区に提出します（派遣クラブまたは地区が要請した場合は、75米ドル以下の経費の領収書も含める）。
13. 私は、奨学金支給期間中、ロータリー、派遣クラブと地区、母国を好ましく反映するような言動と振るまいを基準として保ちます。他の人の気分を害さないよう、論争の的となる問題や政治的、人種的、宗教的な問題について個人的意見を述べるにあたっては良識を働かせます。さらに私は、受入国の地元の法律に従い行動します。
14. 私は、留学中、あるいは留学国への往復旅行中の自分の行動と所有物に対し、単独で責任を負います。
15. 私は、奨学金支給期間中に、多少の危険を伴う活動に関与する可能性があることを認識しています。こうした活動には、病気、けが、不十分かつ危険なインフラ、安全性の低い交通手段、危険を伴う労働条件、激しい肉体労働、厳しい天候、政治的不安、文化的な誤解、地元の法律への違反から生じる問題、肉体的な危害、犯罪、詐欺行為などがあります。私は、こうしたリスクがあることを理解し、奨学金に伴うすべてのリスクを受け入れます。
16. 私は、奨学金支給期間中、私自身またはほかの人の健康、安全、福利を不必要に危うくする、または脅かす危険な活動への参加を慎むことに同意します。そのような活動には、スカイダイビング、バンジージャンプ、極限スポーツ、重機の操作が含まれます（ただしこれらに限らない）。
17. 留学中、または奨学金に関連するいかなる時点においても、私が負った、または患った病気、けが、その他の損失（情緒障害を含む）とそれに伴って生じる全費用は、私自身が一切の責任を負います。
18. 通常の医療措置、外科的処置、歯科治療、感染症との接触を含む（ただしこれらに限られない）あらゆる種類の医療行為や医療活動に私がかかわった場合、そのような活動に参加したことから生じた損害に対し、私が単独で全責任（適切な保険に加入することを含む）を負うことをここに確認します。要請があれば、私は、十分な保険の加入証明書をロータリー財団に提供します。
19. 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、国際ロータリー（RI）とロータリー財団（理事、管理委員、役員、委員、職員、代理人、協力財団、代表者を含め、総称して「RI/ロータリー財団」）に負わせることはありません。また、奨学金によって賄われないすべての費用を自己負担することを了解しています。私は、自分の行為、行状、怠慢、不注意、不当行為、不法行為（または該当する政府の要件や規定に反する行為）、本奨学金に適用される規定および条件の違背に基づき、RI/ロータリー財団に申し立てをしたり、あるいはRI/ロータリー財団に弁済させたりするような請求（肉体的損傷あるいは物的損害に対する請求を含むが、これらに限られない）、要求、行為、損傷、損失、出費、負債、罰金、出費（妥当な弁護士の費用およびその他の訴訟費用を含む）、裁定から、RI/ロータリー財団を守り、補償し、損害を及ぼさないことに同意します。上述には、RI/ロータリー財団または第三者団体の人員の負傷もしくは所有物への損傷が含まれ（ただしこれに限られるものではない）、これはいかなる保険契約が存在しようともかわりなく適用されます。
20. 重篤な病気あるいは負傷により、私が本同意書の条件を全うできず、自国に帰還しなければならない場合、ロータリー財団は自国への移送費用を支払いません。ロータリー財団は、現在も将来においても、追加の費用（医療費、治療費など）を負担することはありません。
21. 旅行、語学研修、保険（留学する大学により加入が義務づけられる保険を含む）、宿泊先、旅券、ビザ、予防接種、資金準備などの手配はすべて、私の責任であり、いかなるロータリアン、ロータリークラブ、地区、RI、あるいはロータリー財団の責任ではないことに同意します。
22. 私は、旅行中の安全に関してロータリー財団が下した決定にすべて従います。従って、奨学金支給期間中のいかなる時点においても、留学国で私の安全が脅かされている、またはその危険性があるとロータリー財団がその裁量において判断した場合、ロータリー財団は、私に直ちに帰国するよう要請することができます。さらにこのような事態となった場合、私は、その結果に伴う奨学金の変更に関するロータリー財団の決定に従うことに同意します。
23. 次のような結果を招く私の行動は、奨学金取り消しの十分な理由と当然にみなされます。(a) 出発前の準備を期日通りに行っていない場合、(b) 私の最新の住所、電話番号、Eメールアドレスを常に派遣クラブ、地区およびロータリー財団に知らせておくことを怠った場合、(c) 奨学金支給期間を通じて、大学で標準的とされる学業成績を維持できなかった場合、(d) 違法行為が明らかになった場合、(e) 期日通りに報告書を提出しなかった場合、(f) ロータリー財団からの承諾書なしに科目

- あるいは課程を変更した場合、(g) 奨学金支給期間の終了前に、当該教育機関から退学したり、研究コースあるいはプログラムから離脱した場合、(h) 奨学金支給期間中を通じて、承認された受入地区にとどまらなかった場合、(i) 本同意書に記載されている授与と受諾の条件、あるいはロータリー財団のその他の方針に適切に従わなかった場合、(j) 奨学金に関する義務が遂行できなくなるような不慮の事態が私に起こった場合。また、私が上記の事項のいずれかに該当した場合、派遣側または受入側のクラブまたは地区は、奨学金を取り消すよう要請することができます。
24. 私が自主的に奨学金を終了した場合、ロータリー財団からその後受け取る予定であった資金に対する一切の権利を放棄し、また奨学金の未使用分をロータリー財団に返還します。ロータリー財団が私の奨学金を終了した場合、私が受領する権利を失った奨学金の未使用分（発生した利子を含む）をロータリー財団に返還します。さらに、上記規定への違反によって、ロータリー財団が私の奨学金を打ち切った場合、私は受け取った奨学金全額をロータリー財団に返還しなければならない可能性があります。
25. 未使用の奨学金が最終的にロータリー財団に返還されるよう、私は、未使用の奨学金を派遣クラブまたは地区に速やかに返還します。
26. 特に書面で明記していない場合、私は、いかなる報告において写真を提出することで、ロータリーの出版物、広告、ウェブサイト、ソーシャルメディア（ただし、これらに限らない）を含む現存または今後使用される媒体で、それらの写真を使用、修正、適用、発行、配布する恒久的かつ世界的な無制限の権利を国際ロータリーとロータリー財団に認めます。私は、a) 写真に写っている各成人が、その肖像を使用し、また第三者にその写真の使用権を与える権利を私に与えることを制限を付けずに書面で行ったこと、b) 写真中の法的能力をもたない18歳未満の各子どもの親または保護者が、その子どもまたは個人の写真を撮影し、その肖像を使用し、また第三者にその写真の使用権を与える権利を私に与えることを制限を付けずに書面で行ったこと、c) 私が写真の著作権の所有者であること、または著作権の保有者がその肖像を使用し、私からロータリーに使用権を認めることの権利を私に与えていることを、ここに示しかつ保証します。
27. ロータリーはプライバシーを重視します。ロータリーと共有される個人データは、ロータリーの公式業務においてのみ使用されます。つまり、あなたがロータリーと共有する個人データは、あなたがこの奨学金プロセスに参加することを可能にし、奨学金を通じた経験と報告手続きを促進するために使用されます。奨学金の申請時にあなたが提出する個人データは、奨学金関連の活動計画においてロータリーを援助する目的で、ロータリーの業務を行う業者（関連団体など）に譲渡される場合があります。奨学金を申請することにより、あなたは、奨学金に関する情報と補足的サービスをEメールで受領できます。ロータリーにおける個人データの使用方法について詳しくは、privacy@rotary.orgに問い合わせることができます。本書式で収集される個人データは、ロータリーのプライバシーの方針に準拠して使用されます。上記にかかわらず、私は、ロータリーが私の氏名と連絡先情報を、要請に応じて私を支援するクラブと地区、およびほかの奨学生と共有することを認めます。
28. 本同意書の規定のいずれかが違法または法的に無効であるか、法的強制力がない場合でも、本同意書の残りの規定は存続し、かつ効力を有するものとします。
29. 本同意書に起因あるいは関連するいかなる訴訟も、米国イリノイ州のクック郡巡回裁判所（Circuit Court of Cook County）、あるいはイリノイ州北部地区連邦地方裁判所（Federal District Court for the Northern District of Illinois）で行われる必要があります。私は、訴訟において、これらの裁判所と、これらの裁判所それぞれの控訴裁判所の専属管轄権に従うものとします。本同意書は、上記のいずれかの裁判所から判決を受けた一方の関係者が、その判決の適用をほかの裁判所において主張することを禁じるものではありません。前述の記載に加え、ロータリー財団は、地区の所在地域を管轄する裁判所において、地区に対する訴訟を起こすことができます。

下記の項目を確認し、をにしてください。

- 私は、上記全項目を承諾して、国際ロータリー第2790地区グローバル補助金奨学生の参加を申請します。

氏名（アルファベット活字体で）	
署名（必須）	
日付	

国際ロータリー第2790地区 ロータリー財団委員会



国際ロータリー第 2790 地区
ロータリー財団グローバル補助金奨学生
応募申請書

氏 名	ふりがな：			写真貼付
生年月日	西暦	年	月 日 (歳)	
パスポート の性別				
住 所	〒			
本 籍				
携帯電話				
E-mail				
学 歴	高等学校	立	高等学校 卒業	
	大 学	大学	学部	学科 卒業 年在学中
	大学院	大学	卒業 年在学中	
勤 務 先	名 称		部 署	
	住 所		T E L	
地区内に 住所 本籍地 通学先 勤務先 がある(該当するものを四角で囲む)				
留学予定期間	年 月～		年 月	(約 年間)
留学を志望する教育機関	教 育 機 関 名			
以 前 に 留 学 し た 教 育 機 関	留学国	言語	教 育 機 関 名	留学期間
		語		年 月
		語		年 月
家 族 状 況	氏 名	続 柄	職 業 (勤務先・通学先等)	同居・別居

・他地区のロータリー財団補助金奨学金へ申請する予定はありますか？

はい (地区) いいえ

- ・あなたは、ロータリークラブ会員並びにロータリー職員、またはその実子、継子、孫、兄弟姉妹、配偶者およびその他扶養者ですか？ はい いいえ
- ・ご親戚にロータリークラブの会員はいらっしゃいますか？ はい いいえ

上記の通り、ロータリー財団奨学金プログラムに申し込みます。

年 月 日 申請者氏名 _____

※ 全ページ、手書きでもパソコン入力でも構いません。

留学に際し、現在の職場は退職（学生の場合には退学）しますか？それとも、休職や休学のように籍を残したまま留学しますか？

留学後は元の会社や研究室に復職や復学する予定ですか？

留学先の学校名・履修課程・国名・授業が行われる言語・留学期間・出願時期・結果判明時期を教えてください。

費用（概算）を記入してください。

学費（概算）：
その他（概算）：

資金計画を教えてください。奨学金の授与額を、グローバル補助金奨学金に応募する方は米貨4万ドルと仮定し、これを超える留学費用をどのように調達するのか、あなたが利用できる財源を挙げてください。

過去にロータリークラブの活動に参加したことはありますか？

申込者氏名 _____

小論文

テーマ：履修予定のコースの説明と留学終了後のキャリアプラン

(当用紙1枚に収まるようにお書きください)

申込者氏名 _____

あなたの専攻課程は、どの重点分野に最も関連していますか。(複数チェック不可)

平和の推進

母子の健康

疾病との闘い

教育の支援

きれいな水の提供

地元経済の成長

留学先の専攻課程について説明してください。どのようなカリキュラムが用意され、どのようなクラスを選択する予定なのか等わかりやすくお書きください。

あなたの専攻課程が、上の重点分野とどのように関連するものであるかを説明してください。

あなたが受けた今まで受けた教育は、選ばれた重点分野とどのように関連していますか？

あなたのご職業は、選ばれた重点分野とどのように関連していますか？

申込者氏名 _____

あなたのボランティアの経験は、選ばれた重点分野とどのように関連していますか？

留学終了後のあなたのプランはどのようなものですか？

あなたの将来の仕事の長期的目標は、選ばれたロータリーの重点分野とどのように関連していますか？

他団体の奨学金へ応募する予定はありますか？検討している奨学金があればお書きください。

申込者氏名 _____



国際ロータリー第 2790 地区
 ロータリー財団奨学生
 推薦書

本推薦書は、国際ロータリー第2790地区奨学生申請者の教育者あるいは雇用主／上司が記入してください。

(2020-21)年度 申請者氏名： _____

1. どのような立場で、いつから申請者をご存知ですか。

2. 希望する研究分野に対する申請者の熱意はどの程度のものですか。

3. 海外への留学が、申請者の学問あるいは職業的發展にどのように寄与すると思われますか。

4. 次の各項目において、申請者を評価してください。評価不可能と思われる項目に関しては、空白のままにしてください。

	非常に優秀	優秀	平均的	平均以下
リーダーシップ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
率先力	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
目的に対する真剣さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
熱意	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適応能力	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成熟度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
情緒安定性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
人前で話す能力	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域社会奉仕	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

5. その他のご意見

--

推薦者氏名			
組織・機関名		役職または肩書	
TEL		E-mail	

上記の通り、申請者を国際ロータリー第2790地区奨学生に推薦します。

年 月 日

推薦者署名： _____

7-8) ロータリー財団奨学生申請に関する疑義 (Q & A)

昨年度までの質問を参考に作成しました。
申請者は、不明点がある場合は、疑義解釈を参照してからご質問ください。質問内容が、選考結果に反映されることがありますので、ご注意ください。

用語の説明 (地) : 地区補助金奨学生関係

(グ) : グローバル補助金奨学生関係

特に指定がない場合は、記載内容は地区補助金奨学生、グローバル補助金奨学生共通です。

Q1 : 大学院からの合格通知は、条件付き／無条件のどちらでもよいか。また、合格通知は3月31日までに取得しなければならないか。

回答 : 無条件の入学許可書が3月31日までに必要です。事情により選考試験の4月中旬まで待つことも可能です。

Q2 : 2790地区で選考に選ばれるのは「1名」のみか。

回答 : 奨学金に使える原資の多寡に拠ります。基本は1名ですが、今年度から優秀であれば2名の合格もあります。

Q3 : 推薦を受けるクラブは、居住地の近くにすべきか。

回答 : 居住地の近くが理想ですが、推薦してくれない場合は近隣の他クラブ、あるいは他の要素(スクールの近くなど)のクラブに推薦を申し込んで下さい。

Q4 : 必要な推薦状は「一部」とありますが、備考欄に「教師又は適切な雇用主／上司2名からの推薦が必要」とあります。これは教師2名または雇用主・上司2名、または教師と上司・雇用主2名ずつからの推薦状を一部用意するというのでしょうか。

回答 : 学生の場合教師2名、社会人の場合は雇用主・上司の各1名で合わせて2名です。

Q5 : 千葉市中央区**町に在住しており、千葉市**区の大学に通っております。この場合はどちらの区のロータリークラブに申請書を提出すればよいのでしょうか。また、一度に複数のクラブに申請書を提出することはできますか。

回答 : 家から近いクラブに、まずご連絡ください。受け付けていない場合は、地区内の近隣のクラブの推薦を受けてください(Q3を参照してください)。一度に複数のクラブに申請する事はできません。

Q6 : 私は**国の大学院に進学を考えております。**国の公用語は〇〇語(英語以外)ですが、大学院での使用言語は英語です。また、大学院出願の際も英語の語学スコアの提出のみを求められました。さらに〇〇語が公用語ですが英語でも生活することはできます。この場合は英語の語学スコアを提出すればよいのでしょうか。

回答 : 英語のスコアを提出してください。

Q7 : 私は**国(進学希望国)の大学に10か月間交換留学をしていました。その際の成績証明書の提出は必要でしょうか(もし必要だったとしても、交換留学先では成績証明書の原本を交換留学終了後1通しか発行してもらえないため、成績証明書のコピーを提出することになります)。

回答 : 規定されていません。ただし、10か月の交換留学の成果、また再度留学する理由が合格のポイントになりますので、PRポイントとしてコピーを提出したほうが有利になることがあります。

Q8 : (地) 応募書類に「小論文」とありますが、そのページ数と言語についてお尋ねしたいです。

回答 : 申請理由を日本語A4、2ページ以内、その日本語の英訳を併記してください。ボランティア活動など日本語A4、1ページ以内、その日本語の英訳を併記ください。これは、「地区補助金(DG)奨学生参加申込書」の下欄「過去の経験」3点と一致するものです。

Q9 : (地) 地区補助金奨学生募集要項には「参加申込書」に関する記載が特にないように思いますが、こちらの書類は応募書類に含まれますか。

回答 : 参加申込書をロータリークラブに提出し、ロータリークラブに推薦をしてもらうことになります。

Q10 : 現在2校の大学院に出願しており、結果がわかるのが3月中旬ごろなのですが、その場合は参加申込書及び小論文に2校分の内容のことを記載してよいのでしょうか。

回答 : 2校分の内容が含まれても問題はありません。

Q11 : 成績証明書について、交換留学生の時の大学の成績書は原本1通しかないもので、コピーの提出でよいのか。

回答 : 提出はコピーで差し支えありません。選考試験で提示を求められた場合は原本の提示をお願いいたします(選考試験当日は持参をお願いします)。

Q12 : 重点分野と目標の記載につきましてご教示ください。

回答 : 「6つの重点分野」から一つを選んで留学先の専攻科目、経験が重点項目に一致していることを記述ください。

Q13：「重点分野と目標」の2問目（受講予定のコースのリストや、プログラムに関してウェブサイト上に記載されている詳細情報へのリンクなど、専攻科目の内容について記述して下さい）につき、大学院で学ぶ内容を具体的に記載する箇所との理解ですが、受講希望のクラス名なども記載した方が宜しいでしょうか。詳細情報としてどこまで記述すべきかご教示ください。

回答：重点項目と一致することがわかる受講クラスまで必要です。

Q14：最寄りのロータリークラブから推薦をいただく必要があるということですが、必要書類を提出する前に内諾等（電話などで問い合わせしておくなど）は必要でしょうか。申請にあたり、ロータリークラブから推薦を頂くまでのプロセスについて、教えていただけますと幸いです。

回答：近隣のロータリークラブ事務局の連絡先を、2790地区のホームページ等から調べてください。ロータリークラブによってはHPを持っていて、問い合わせができる場所もあります。事務局に電話すれば進展すると思います。連絡が取れたら申請書を持って例会日等にクラブの推薦審査を受ける必要があります。電話でクラブの内諾を得るかどうかの規定はありません。

Q15：IELTSのスコアしか持っていませんが。

回答：TOEFL換算表によるスコアの提出で結構です。

Q16：（地）奨学金のお金の流れを教えてください。また、振り込まれる時期について教えてください。

回答：第2790地区の前年度（19-20）の事業報告がロータリー財団（TRF）に承認された後、奨学金を含む、20-21年度の事業に対しTRFより一括で地区ロータリー財団委員会に補助金が支給されます。その後、地区より申請クラブに振込を行い、クラブより奨学生の口座へ振込をお願い致します。例年8月上旬を予定しております。

※申請クラブは奨学生決定後、地区補助金奨学生専用の口座の開設をお願い致します。

8) ポリオプラス

8-1) ポリオプラスの概要

(日本では2019年から「撲滅」を「根絶」に改めました。この項では過去の宣言や活動名等は歴史的事実なので当時の用語である「撲滅」のまま表記します)

ポリオプラスとは、1985年に設置された地球上からポリオをなくす目的のロータリー財団(TRF)の事業です。プラスとはポリオの他、ハンカ・ジフテリア・結核・破傷風・百日咳の五つの主要伝染病をプラスとして同時追放を目的にしておりましたが、このプラスは最初の頃と意味が変わりポリオ撲滅活動を推進する過程でさまざまな副産物が生まれました。

例えば、ポリオワクチンを投与する時、ビタミンAのサプリメントと一緒に配布して健康面での効果を上げたり、ワクチンの運搬、保存のための新しい物流システムやポリオ発症を監視する世界的ネットワークができ、他のウイルスの感染症の状況も監視できるようになりました。現在では、これらポリオ根絶活動でもたらされた成果全体をプラスと呼んでいます。

1995年規定審議会の決定に沿って、また2007年再確認されたとおり、ロータリー財団管理委員会とRI理事会はそれぞれ『「ポリオのない世界」であると認定されるまで、世界のポリオ撲滅は、規定審議会の承認を得て、国際ロータリーおよびロータリー財団の最も重要な目標であり、そうあり続けなければならない。』(ロータリー財団章典12.010.)。『ポリオプラスプログラムが成功裏に完了するまで、いかなる他の組織全体のプロジェクトも検討されない』(2017年1月理事会会合、決定87号)と定めています。1985年当時世界で35万人だったポリオ感染者は現在99.9%減少したものの未だ根絶には至っておりません。ポリオを根絶するには膨大な費用が必要です。そして幾度となく募金キャンペーンが実施されてきました。これまで30年以上にわたり、ロータリーは15億ドルを上回る資金を投入して25億人以上の子供にポリオ予防接種を行ってきました。さらに諸援助国政府から72億ドル以上の資金を調達する上でも、ロータリーが大きく貢献しました。

ビル&メリンダ・ゲイツ財団は、2013年の国際大会で、2018年までの5年間、ロータリーがポリオ根絶に寄せる寄付に対して、2倍の額を上乗せすることを発表しました。さらに、2017年6月のアメリカ・アトランタで行われた世界大会にて今後3年間にわたりロータリアンが集めた寄付(年間5,000万ドルを上限)に対して2倍の補助金を拠出すると発表しました。これは、実に3年間で最大4億5,000万ドルの資金をポリオ根絶活動に提供することが可能となります。しかしながら、これを実現させるには、我々ロータリアンが多く寄付をしなければなりません。本年度2790地区では、年次基金1人当たり150ドル、ポリオプラスへは1人当たり30ドル以上のご寄付をお願いしています。

8-2) ポリオ根絶(撲滅)活動の軌跡

- 1979年 ロータリーがフィリピンで600万人の子どもへの予防接種をするという5カ年プロジェクトを開始。RIの75周年基金から補助金が授与された。
- 1985年 国際ロータリーがポリオプラスを立ち上げ、1億2,000万ドルの募金目標を設定。
- 1988年 ロータリー会員から2億4,700万ドルの募金に成功(当初目標の2倍以上)。当時125カ国で流行し、毎年35万人近い子供が感染していたポリオの撲滅に関する決議を世界保健総会が採択。世界保健機関、ユニセフ、米国疾病対策センター、国際ロータリーが中心となって「世界ポリオ撲滅推進活動」GPEIを発足。
- 1994年 西半球のポリオ撲滅を宣言。
- 2000年 オーストラリアから中国まで広がる西太平洋地域のポリオ撲滅を宣言。
- 2002年 8,000万ドル目標の募金キャンペーンスタート。
- 2003年 12ヵ月間のキャンペーンでロータリー財団(TRF)は1億1900万ドルの募金に成功。
- 2006年 ポリオ常在国の数が4カ国アフガニスタン、パキスタン、インド、ナイジェリアとなる。
- 2007年 ビル&メリンダ・ゲイツ財団が、ロータリーに対して「2億ドルチャレンジ補助金」として3億5,500万ドルの資金提供を約束。このチャレンジでロータリーは2億2,800万ドルの募金に成功。合計5億8,300万ドルをポリオ撲滅活動に提供していくことになった。
- 2012年 インドがポリオ常在国のリストから外れる。
- 2013年 RI国際大会で2018年までの5年間、ロータリーがポリオ撲滅に寄せる寄付にしてゲイツ財団が2倍の額を上乗せする(年間3,500万ドルまでの寄付が対象)と発表ポリオ撲滅最終戦略計画がスタート。
- 2016年 これまで30年以上にわたり、ロータリーは15億ドルを上回る資金を25億人以上の子どもにポリオ予防接種を提供、さらに援助国政府から72億ドル以上の資金を調達する上でも、ロータリーは大きく貢献。
- 2016年 ナイジェリアで4件の野生株ポリオ発症。
- 2017年 ビル&メリンダ・ゲイツ財団は今後3年間にわたりロータリアンが集めた寄付(年間5,000万ドルを上限)に対して2倍の補助金を拠出すると発表。
- 2018年 世界ポリオ撲滅推進計画(GPEI)30周年。世界ポリオデーをフィラデルフィアで開催。

8-3) ポリオプラスプログラムの用語集

ポリオウイルス

ヒトからヒトに感染し、急性灰白髄炎 (poliomyelitis) により左右非対称性弛緩性麻痺を引き起こすウイルス。野生型 (Ⅰ～Ⅲ) とワクチン由来型があり、野生型についてはⅡ型が2015年、Ⅲ型が2019年10月に根絶が宣言され、残すはⅠ型のみとなっています。

ポリオ根絶

従来、ポリオ撲滅という言葉は野生株のポリオウイルスの伝播を止めるという意味で用いられてきましたが、2019年から「撲滅」を「根絶」に変えました。WHO、ロータリーではポリオ根絶を「あらゆるポリオウイルスの感染抑止」という意味で用いています。

ポリオ常在国

野生株ポリオウイルスが自然にそして一貫して発生している国を指します。現在ポリオの常在国はアフガニスタン、パキスタン、ナイジェリアの3カ国です。なお、ナイジェリアは過去3年間発症例がなく、リスト除外に向け、現在準備が進められています。

ポリオフリー

ポリオフリーは、通常ポリオフリーと認定された『地域』を指します (ここで言う『地域』とはWHOが定めた6つの地域のことをいいます。ナイジェリアはアフリカ地域に属し、アフガニスタン、パキスタンは東部地中海地域に属します)。したがって、国がポリオの症例数ゼロを報告してもポリオフリーとは考慮されません。

根絶の認定

質の高い監視活動の下で、野生型ポリオウイルスによる症例が、最低3年間発症せず、ポリオウイルス株が適切に封じられている場合、独立委員会が世界的認定を『検討』する。

全国予防接種日 (NID)

定期的な予防接種活動を補足する活動。ポリオウイルスの感染の連鎖を断ち切るために最も高いリスクを抱える年齢層 (通常5歳未満) のすべての子どもに経口ワクチンを投与し、大規模かつ組織的な予防接種を行います。ポリオ常在国では、通常少なくとも3年間、毎年数回にわたって全国予防接種を定めて実施します。

GPEI Global Polio Eradication Initiative (NID)

1988年、第41回世界保健総会で、ポリオを全世界で撲滅する決議が採択されました。そこで、各国政府、WHO、国際ロータリー、米国疾病予防管理センター (CDC)、国連児童基金 (UNICEF) が主導し、ビル&メリнда・ゲイツ財団を含む主要な関係機関の支援を受け、世界ポリオ撲滅イニシアチブ (GPEI) が開始されました。

世界保健機関 (WHO) : 戦略担当

GPEIの実施と管理を担当し、各国の保健省に技術面や運営面でのサポートを提供しています。また、活動成果のモニタリング、戦略の立案を行っています。

(CDC) 米国疾病対策センター : ウイルス対策

疫学者、公共保健専門家、科学者を起用し、ポリオ流行に関する調査、ウイルスの種類と感染源の特定を行っています。

ユニセフ : 予防接種

ポリオワクチンの購入と分配のほか、社会動員 (social mobilization) 活動として、人びとに予防接種の効用を説明し、認識向上に努めています。現地ではフィールドワーカーが地元の保健従事者やボランティアと協力し、子どもたちへの予防接種を行っています。

GAVIアライアンス : ワクチンと予防接種のための世界同盟が2019年よりGPEIに加わりました。

ロータリーに期待される役割 : 寄付・アドボカシー活動

ロータリー会員の持つビジネス・専門知識、ボランティアのネットワークを生かして、ポリオ根絶のための認識向上、募金活動、各国政府への働きかけを行っています。これまでに100万人以上の会員がボランティア活動や募金を支援しました。

そのほかの活動パートナー

GPEIの中核を担う上記の5団体（世界保健機関、米国疾病対策センター、ユニセフ、GAVIアライアンス、ロータリー）のほかにも、多くの団体・政府がポリオ根絶活動を支援しています。

ビル&メリンダ・ゲイツ財団：GPEIの強力なパートナーとして、民間団体としては最高額の19億ドルを提供しました。ロータリーともパートナーシップを組み、ロータリーが集めたポリオ根絶への寄付に2倍の額を上乗せする支援も行っています（2018年まで毎年最大3500万ドルが上乗せ対象）。

各国政府：ポリオ根絶活動費の多くは各国政府からの資金援助で支えられています。またポリオ常在国や高リスク国で予防接種を実施するには、現地政府の支援が不可欠です。

各地の保健従事者：保健従事者たちは、情勢不安な地域で身を危険にさらしても活動を続け子どもたちをポリオから守っています。パキスタンでは戸別訪問を行い、女性の保健従事者が母親たちに予防接種について説明しています。予防接種への不安をなくし、遠隔地域へワクチンを届ける活動も行っています。

ワクチン接種活動の困難：ポリオ常在国では政治紛争、民族紛争、偏見、各地の習慣などでワクチン接種活動は大変に困難、且つ危険な状態です。そのために膨大な費用が掛かります。

我々にできる事：活動資金を寄付する事です。

ポリオプラスが残すもの

1985年に設置されたロータリー財団プログラムで、ロータリーは世界ポリオ撲滅活動に民間部門による支援を導入しました。ポリオを根絶する為に世界中の地域で行ってきたボランティア活動に加え、ロータリアンによる寄付が必要です。世界にポリオがないことを証明されるまでに、15億米ドル以上費用がかかると予想されます。ポリオプラスの「プラス」に、今後のほかの保健活動に生かすことのできる全世界ポリオ根絶の遺産を意味しています。

8-4) 野生株によるポリオ症例数

野生株によるポリオ症例数

ポリオ	国	2019年1月1日～ 12月31日	2018年 (通年)	2017年 (通年)	2016年 (通年)	2015年 (通年)
常在国	パキスタン	144	12	8	20	54
	アフガニスタン	29	21	14	13	20
	ナイジェリア	0	0	0	4	0
常在国以外	赤道ギニア	0	0	0	0	0
	イラク	0	0	0	0	0
	カメルーン	0	0	0	0	0
	シリア	0	0	0	0	0
	エチオピア	0	0	0	0	0
	ソマリア	0	0	0	0	0
	世界合計	173	33	22	37	74

9) ロータリー平和センタープログラム

9-1) ロータリー平和センタープログラムの概要

ロータリーの最終目標は「世界平和」です。平和センターのプログラムは、世界平和と言う大きな課題に取り組むために2002年に創設され、2013年から始まった「未来の夢計画」においても、平和達成の使命のもと従来と変わることなく恒久プログラムとして活動を行なっております。

ポール・ハリス没後50周年と財団の教育的プログラム創設50周年を記念して、財団管理委員会は、国際関係を研究するためのロータリー・ポール・ハリス・センター設立計画を立てました。これが形を変えたのが現在のロータリー平和センタープログラムです。これは異なる地域の評価の高い大学と提携して行なわれる計画です。どの大学も、世界問題、紛争解決、国際的研究などで優れた教育課程と教授陣を備えています。

創設から17年を経て、プログラムを修了したロータリー平和フェローは現在、国連、世界銀行、国際移住機関、米州機構、各国政府機関、二国間または国際非政府組織やコンサルティング会社等で活躍しています。2014年度当地区のグローバル補助金を活用した市原中央クラブのインドネシアでの水環境に関する奉仕活動が、当地区がホストしたICU（国際基督教大学）ロータリー平和センター修了のロータリー平和フェローの導きであるように、私たちロータリアンはロータリー平和フェローと共に平和の考察を行なうことで、平和の構築に寄与しています。

ロータリー平和センタープログラムの目的は、政府、事業、教育、メディア、他の専門職務に携わる、未来の有望な指導者に知識と世界理解を推進するために、いろいろな国や文化に属すロータリー平和フェローグループに上級教育の機会を提供することです。

ロータリー平和フェローは毎年世界競争制のもと国際関係や平和研究、および紛争解決の分野の修士号取得プログラムに50名、専門能力開発修了証プログラムに50名が選ばれ、世界の7大学に設置されている6つのロータリー平和センターで研究を行ないます。

2019年にロータリー財団はこの平和センターを数か所増やす計画を発表しました。

ロータリー平和センター提携大学と奨学金プログラムの詳細

奨学金プログラム	修士号取得プログラム	専門修了証取得プログラム
目的	明日のリーダーを育成	今日のリーダーを強化
期間	15～22か月（大学により異なる）	3か月
ロータリー平和センターの数	5	1
提携大学	デューク大学／ノースカロライナ大学 国際基督教大学（ICU）ブラッドフォード大学 クイーンズランド大学 ウブサラ大学	チュラロンコン大学
フェローシップ受領者数	最高50名（各平和センター10人まで）	最高50人（1～3月コースと6～8月コース、各コース25人まで）
実地研修	夏季休暇中、2～3か月の実践的なインターンシップ	カリキュラムの一環として2～3週間の実習
資金支援合計額（平均額）	約USD75,000（授業料、居住費、生活費、渡航費、インターンシップ費、会議出席・研究費）	約USD11,000（授業料、キャンパス内宿泊設備費、教材費、渡航費、保険、実地研修費）

フェローの選考は地区が候補者を国際本部に推薦し、国際本部の選考委員会により行ないます。管理委員会により承認された申請者には、奨学金およびロータリー平和センターへの留学が指定されます。

9-2) ロータリー平和フェローシップの募集要項

資格要件

ロータリー平和フェローシップの申請者は以下を満たしていなければなりません。

- ・職業や学業における業績、個人的活動、社会奉仕活動を通じて、国際理解と平和に対する熱意と献身を明らかに示していること
- ・申請時に優秀な成績で関連分野における学士号またはそれに相当する学位を保持していること
- ・修士号取得プログラムの場合、有給・無給を問わず、関連分野において少なくとも合計3年間のフルタイムの職務経験を有していること
- ・専門能力開発修了証プログラムの場合、現在、フルタイムで中級職または上級職として雇用されており、関連分野において少なくとも5年の職務経験を有していること
- ・修士号取得プログラムの場合には第二言語、修了証プログラムの場合には英語に堪能であること

- ・優れた指導力（リーダーシップ・スキル）を備えていること

次に該当する人は、ロータリー平和フェローシップの資格がありません。

- (a) ロータリアンおよび名誉ロータリアン
- (b) ロータリークラブや地区、国際ロータリー、その他のロータリー関連団体の被雇用者
- (c) 範疇 (a)および(b)に該当する人の配偶者、直系家族（血縁の両親や祖父母）、および以上の記述に当てはまる元ロータリアンやその親族は、退職から36カ月が経過するまでは資格がないものとみなされます。

また、元国際親善奨学生への応募には国際親善奨学金プログラムを終了してからロータリー平和フェローシップ申請まで、3年間の待機期間が設けられています。元米山奨学生がロータリー平和フェローになることもできます。障害のある方やローターアクトクラブの会員も申請資格があり、申請するよう奨励されています。日本の地区が海外在住の優れた候補者を推薦することもできます。その場合、ビデオ会議、電話面接、インターネットを利用した面接も認められています。

ロータリー平和フェローは国籍または永住権を持っている国以外のロータリー平和センターへの留学が決められています。

ロータリー平和フェロー	グローバル補助金による奨学生	地区補助金による奨学生
フェローシップ期間を開始する前に、既に学士号もしくはそれに相当する学位を取得している。	申請時に海外の大学院の入学許可状の取得と受け入れ地区及びクラブの決定が必要。	教育段階(大学、大学院など)の制約なし。
紛争解決、調停、外交、国際関係、または同様の分野において、重要かつ関係深い仕事に就いていた経験がある。	6つの重点分野の専攻に限る。	専攻に関する制約なし。
フェローシップ期間終了後に平和および紛争解決に貢献するためのキャリアを追求していく意欲を表明している。		

ロータリアンはロータリー平和フェローに大きな投資を行なっています。従って、ロータリー平和フェローには、キャリアに対する固い決意と同時に、ロータリーへ持続的に関与していくよう、大きな期待が寄せられています。また、ロータリー平和フェローは、世界理解と平和に貢献する活動を行なう国際ロータリーと加盟クラブにアドバイスと援助を提供するために、そのキャリアを通じてロータリー財団(TRF)と連絡を保つよう期待されています。さらに、ロータリー平和フェローは、ロータリー平和センタープログラムを評価して推進していくよう求められます。ロータリー平和フェローは、生涯、仕事や奉仕活動を通じて国内外での協力、平和、紛争解決を推進するリーダーです。

9-3) ロータリー平和フェローシップへの申請

1. 申請者は、ウェブサイト (www.rotary.org/ja/peace-fellowships) を確認して、資格や申請手順について正しく理解する必要があります。留意点：申請書は12月から7月の間に入手可能となり、その後には手続き上の変更が加えられる場合もあることにご留意ください。
2. 申請者は、ウェブサイト上で各ロータリー平和センターのカリキュラムとプログラムをよく調べ、平和センターの志望順位を検討します。
3. 修士号プログラムへの申請者は、大学の成績証明書や試験結果のほか、申請書に記されている希望大学の必要書類を、すべて提出する必要があります。また、各大学と連絡を取り、試験結果を含む必要書類・情報を確認すべきです。専門能力開発修了証プログラムへの申請者は、成績証明書や試験結果を提出する必要はありません。
4. 申請書と補足資料は、英語で記されたものでなければなりません。
5. 申請者は、地元のロータリークラブと連絡を取り、クラブによる推薦をお願いします。地元クラブを探すには、クラブ検索を利用できます。クラブに推薦を依頼する前に、必要とされる申請資料を揃えておくことよいでしょう。なお、地区から既に推薦を受けている場合は、クラブによる推薦を受ける必要はありません。
6. 地区との面接は必須要件です。そのため申請者は、5月31日までに地区に申請を行う必要があります。地区は面接を行った後、被推薦者に関する必要書類を、7月1日までにロータリー財団(TRF)に提出します。
7. その後、ロータリー財団(TRF)による最終選考が行われ、11月にその結果が申請者に通知されます。
8. 最終的に財団によって選出された候補者は、各大学に入学申請を行う必要があります（チュラロンコン大学を除く）。

当地区では、2013年にスタートした「未来の夢計画」でグローバル補助金と新地区補助金による奨

学舎プログラムに移行しました。これらのプログラムを理解することで、ロータリー平和プログラムに適した候補者を選出できます。ロータリー平和フェローの候補者は、通常、国際親善奨学生と比べて年齢層が高く、専門的な研究分野に取り組んでいる人が多いのが特徴です。

9-4) ロータリー平和センタープログラムの実績

ロータリー平和フェローの数(修士号取得プログラム)

第1期生 (2002-04年度) …66名 (日本からの派遣 2名、受入 7名)
 第2期生 (2003-05年度) …60名 (日本からの派遣 4名、受入 9名)
 第3期生 (2004-06年度) …52名 (日本からの派遣 2名、受入 7名)
 第4期生 (2005-07年度) …53名 (日本からの派遣 3名、受入 6名)
 第5期生 (2006-08年度) …50名 (日本からの派遣 2名、受入 9名)
 第6期生 (2007-09年度) …59名 (日本からの派遣 2名、受入 8名)
 第7期生 (2008-10年度) …52名 (日本からの派遣 3名、受入 8名)
 第8期生 (2009-11年度) …60名 (日本からの派遣 1名、受入 8名)
 第9期生 (2010-12年度) …60名 (日本からの派遣 3名、受入 8名)
 第10期生(2011-13年度) …50名 (日本からの派遣 1名、受入 9名)
 第11期生(2012-14年度) …60名 (日本からの派遣 3名、受入 12名)
 第12期生(2013-15年度) …50名 (日本からの派遣 1名、受入 10名)
 第13期生(2014-16年度) …50名 (日本からの派遣 1名、受入 8名)
 第14期生(2015-17年度) …50名 (日本からの派遣 3名、受入 9名)
 第15期生(2016-18年度) …50名 (日本からの派遣 1名、受入 9名)
 第16期生(2017-19年度) …50名 (日本からの派遣 2名、受入 9名)
 第17期生(2018-20年度) …50名 (日本からの派遣 3名、受入 10名)
 第18期生(2019-21年度) …50名 (日本からの派遣 1名、受入 10名)

日本のロータリー平和フェロー

	推薦地区	留学校		推薦地区	留学校
第1期生 (2002-04)	2630 地区	ノースカロライナ大学	第15期生 (2016-18)	2760 地区	ウブサラ大学
	2750 地区	ブラッドフォード大学			
第2期生 (2003-05)	2710 地区	ブラッドフォード大学	第16期生 (2017-19)	2750 地区	ウブサラ大学
	2680 地区	デューク大学			
	2580 地区	クイーンズランド大学	2760 地区	クイーンズランド大学	
	2770 地区	ブラッドフォード大学			
第3期生 (2004-06)	2590 地区	クイーンズランド大学	第17期生 (2018-20)	2750 地区	ブラッドフォード大学
	2650 地区	ブラッドフォード大学			
第4期生 (2005-07)	2660 地区	クイーンズランド大学	2760 地区	ウブサラ大学	
	2750 地区	クイーンズランド大学			
	5360 地区	クイーンズランド大学	2770 地区	クイーンズランド大学	
第5期生 (2006-08)	2750 地区	ブラッドフォード大学			第18期生 (2019-21)
	2590 地区	国際基督教大学			
	5280 地区	国際基督教大学			
第6期生 (2007-09)	2780 地区	ブラッドフォード大学			
	2770 地区	国際基督教大学			
第7期生 (2008-10)	7770 地区	国際基督教大学			
	2590 地区	ブラッドフォード大学			
	2750 地区	ブラッドフォード大学			
第8期生 (2009-11)	2770 地区	ブラッドフォード大学			
	2570 地区	クイーンズランド大学			
第9期生 (2010-12)	2760 地区	クイーンズランド大学			
	2750 地区	ブラッドフォード大学			
	2680 地区	デューク大学			
第10期生 (2011-13)	2750 地区	ノースカロライナ大学			
第11期生 (2012-14)	2710 地区	ブラッドフォード大学			
	2790 地区	国際基督教大学			
	2550 地区	国際基督教大学			
第12期生 (2013-15)	2750 地区	クイーンズランド大学			
第13期生 (2014-16)	2790 地区	ウブサラ大学			
第14期生 (2015-17)	2760 地区	ノースカロライナ大学			
	2750 地区	ブラッドフォード大学			
	2650 地区	チュラロンコン大学			

9-5) ロータリー平和センター

ロータリー平和センターの所在地域の周辺地区ではホストエリアを構成しています。日本では国際基督教大学が所在する第2750地区東京がホスト地区として中心になり、近隣の第2580地区東京、第2590地区神奈川、第2780地区神奈川、第2770地区埼玉そして当第2790地区千葉の計6地区でホストエリア地区を形成しています。ホストエリアには、毎年新しいロータリー平和フェローを受け入れる特別な課題と機会があります。ロータリアンによる受け入れはロータリー平和フェローの成功に欠かせないものであるため、フェロー一人一人にロータリアンのカウンセラーが割り当てられます。また、毎年日本全国のロータリアン一人一人から寄付される15円から唯一の被爆国で平和研究を行うフェローたちの広島研究旅行とホストエリアの維持活動の為に当てられています。更に第2790地区はこのプログラムに毎年25,000ドルをDDFから寄贈し平和推進地区に指定されています。

第2790地区がホストするロータリー平和フェローとそのカウンセラー(2018-21年度)						
推薦RC カウンセラー	氏名	種別	年度	国籍	性別	留学先
市川東 城 安雄	Seme Nelson Lomole	受入	2018-2020	南スーダン	M	国際基督教大学
船橋みなと 石井 博	Abigail Connolly	受入	2019-2021	イギリス	F	国際基督教大学
柏 松丸 隆一	Elkin Salcedo	受入	2019-2021	コロンビア	M	国際基督教大学

毎年6月、国際基督教大学で開かれる年次セミナーではロータリー平和センタープログラムを修了するフェローの研究発表が行なわれます。各クラブではロータリー平和フェローにふさわしい候補者のご推薦をお願いいたします。第2790地区はロータリー平和センタープログラムが一層充実した奉仕となるよう推進してまいります。

10) 補助金プログラムの参加資格

10-1) クラブの参加資格認定

クラブの参加資格認定：覚書（MOU） ロータリー財団

1. クラブの参加資格
2. クラブ会長の責務
3. 財務管理計画
4. 銀行口座に関する要件
5. 補助金資金の使用に関する報告
6. 書類の保管
7. 補助金資金の不正使用に関する報告
8. 承認と同意

1. クラブの参加資格

クラブは、ロータリー財団(TRF)のグローバル補助金の活用にあたって、ロータリー財団(TRF)（以下「ロータリー財団」）から提供されるこの覚書(MOU)に記載された財務と資金管理の要件を遂行すること、および、毎年最低1名のクラブ会員を地区主催の補助金管理セミナーに出席させることに同意しなければならない。地区は、クラブの参加資格として追加の要件を定めたり、地区補助金の活用についてもクラブの参加資格認定を義務づけることができる。これらの条件をすべて満たすことにより、クラブの参加資格が認定され、ロータリー財団補助金プログラムにクラブが参加することが認められる。

- A. 参加資格条件がすべて満たされた場合には、1 ロータリー年度にわたり、クラブの補助金への参加資格が認められる。
- B. クラブが認定状況を維持するには、この覚書(MOU)、地区が定めた追加要件、その他該当するすべてのロータリー財団方針を順守しなければならない。
- C. 資金の管理を誰が行ったとしても、クラブが提唱した補助金資金の使用に対しては、クラブが責任を負う。
- D. 以下のような補助金資金の不正使用ならびに不適切な管理（ただしこれらに限られない）が確認された場合、クラブの参加資格が保留、あるいは取り消しとなる場合がある。

2. クラブ会長の責務

クラブ会長は、クラブの参加資格認定およびロータリー財団補助金の適切な使用について主要な責任を有する。

クラブ会長の責務には以下が含まれる。

- A. クラブの資格認定手続きの遂行と管理、認定状況の維持を担当するクラブ会員を最低1名任命する。
- B. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の方策と適切な補助金管理の慣行に従って管理されるよう確認する。
- C. 補助金に関与するすべての人が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

3. 財務管理計画

クラブは、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。財務管理計画には、以下の手続きが含まれていなければならない。

- A. すべての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に則って会計を維持する。
- B. 必要に応じて、補助金の資金を支払う。
- C. 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
- D. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。

E. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認する。

4. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする口座をクラブが設けなければならない。

- A. クラブの銀行口座は以下を満たしていなければならない。
 - 1. 資金の支払いには、クラブの少なくとも2名のロータリアンが署名人となること。
 - 2. 低金利、または無金利の口座であること
- B. 利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還しなければならない。
- C. クラブが提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとすべきである。
- D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる（ただし、これらに限られるものではない）。
- E. ロータリー財団補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示出来るようにしておかなければならない。
- F. クラブは、署名人の交代に備えて、銀行口座の管理責任の引継ぎ計画書を作成し、保管しなければならない。

5. 補助金資金の使用に関する報告

クラブは、ロータリー財団のすべての報告要件に従わなければならない。補助金に関する報告を通じて、ロータリー財団は補助金の使用状況を知ることが出来る。このため、この報告は補助金の適切な資金管理の重要な部分である。

6. 書類の保管

クラブは、参加資格認定とロータリー財団補助金に関連する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、これを維持するものとする。これらの書類を保管することにより、補助金管理の透明性が保たれるとともに、監査や財務評価の準備に役立つ。

- A. 保管する必要のある書類には、以下が含まれる（ただし、以下に限られない）。
 - 1. 銀行口座に関する情報（過去の銀行明細書を含む）。
 - 2. 署名入りのクラブの覚書（MOU）を含む、クラブの参加資格認定に関する書類。
 - 3. 計画や手続きを記載した書類。これには以下が含まれる。
 - a. 財務管理計画書
 - b. 書類の保存と管理の手続き
 - c. 銀行口座署名人の引継ぎ計画書、および銀行口座の情報と書類の保管
 - 4. 購入したすべてのものの領収書と請求書を含む、補助金に関連する情報
- B. クラブの記録は、クラブのロータリアンが、または地区が要請した場合は地区が、閲覧、入手出来るようにしなければならない。
- C. 書類は、少なくとも5年間、もしくは国や地域の法律によってはそれ以上の期間、保管しなければならない（日本の場合、グローバル補助金奨学金に関する書類は10年間保管しなければならない）。

7. 書補助金の不正使用に関する報告

補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブはこれを地区に報告しなければならない。このような報告により、補助金資金の不正使用が絶対に許されないという環境をクラブ内に作り出すことが出来る。

8. 承認と同意

この覚書（MOU）は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、補助金活動の適切な管理と財団補助金資金の適切な管理を行うための措置をクラブが取ること認めるものである。この文書を承認することにより、クラブは、この覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従うことに同意する。

ロータリークラブを代表し、下記署名人は、2020-21ロータリー年度、この覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針や手続に変更や修正があった場合には、国際ロータリー第2790地区に通知することに同意する。

クラブ会長		クラブ会長エレクト	
就任年度	2020-21年度	就任年度	2020-21年度
氏名		氏名	
署名		署名	
日付		日付	

クラブ会長とクラブ会長エレクトは、プロジェクト実施年度の役職です。

このクラブの参加資格認定：覚書（MOU）の「1. クラブの参加資格」には、地区補助金を活用する場合には、クラブの参加資格認定を求めています。国際ロータリー第2790地区では、クラブが地区補助金を申請する場合にはこの覚書（MOU）を提出し、最低1名のクラブ会員を地区主催のロータリー財団補助金管理セミナーに出席させるとの条件を満たしたクラブでなければならないという追加条件を定めています。

地区財団活動資金 (DDF) 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、国際ロータリー第2790地区 (以下「地区」という) の地区財団活動資金 (以下「DDF」という) の運営に関して定めるものとする。

(地区の参加資格)

第2条 地区は、毎年度ロータリー財団 (TRF) (以下「ロータリー財団」) の資金によってプロジェクトを実施する年度 (以下「プロジェクト実施年度」という) のガバナー、ガバナーエレクトおよびロータリー財団委員長が、ロータリー財団と地区との間でロータリー財団が定める地区の参加資格認定：覚書 (地区のMOU) を、国際ロータリーのMy ROTARYから承認するための署名をすることにより締結されるため、これらの役職が決定次第、早急に手続きをするものとする。

(クラブの参加資格)

第3条 地区内の各クラブがDDFの使用を申請しようとする場合には、地区が定める参加資格を有していなければならない。

- 2 前項のクラブの参加資格は、クラブの参加資格認定：覚書 (以下「クラブのMOU」という) に記載された財務と資金管理の要件を遂行することを、プロジェクト実施年度のクラブ会長と会長エレクトが承認して署名し、署名されたクラブのMOUを地区ロータリー財団委員会に提出すること、および、毎年最低1名のクラブ会員を、地区ロータリー財団委員会が開催するロータリー財団補助金管理セミナーに出席させることにより、クラブの参加資格が得られるものとする。
- 3 ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー青少年交換の参加者、RYLA参加者 (以下「クラブ以外の参加者」という) 又は地区の委員会が地区補助金を申請する場合は、当該クラブ以外の参加者又は地区の委員会が前項の参加資格の要件を満たしていなければならない。クラブ以外の参加者又は地区の委員会は、クラブとみなしてこの要項を適用する。但し、2020-21年度実施のプロジェクトに対するDDFの使用申請については、クラブ以外の参加者の提唱クラブ又は地区の委員会が参加資格を得ていれば参加資格を認める。

(DDFの配分)

第4条 地区ロータリー財団委員会は、ロータリー財団からDDFの金額が確定した旨の通知を受け取った場合には、速やかにその配分を定めるものとする。

- 2 前項の配分基準は、2 前項の配分基準は、3年前の年次基金寄付の50%と前年度恒久基金の運用益の50%を足した額の50%までとする (2019-20年度、2020-21年度試験的に導入された繰越金10%の加算は上記合計額に追加加算するものとする)。
- 3 前項の配分額が決定した場合には、各クラブにメール等で通知すると共に、地区のホームページに掲載するものとする。当初の配分額に変更がある場合には、再度同様の通知をするものとする。

(地区補助金の申請)

第5条 地区補助金を申請しようとする地区内の各クラブ又は地区委員会 (以下「クラブ等」という) は、地区ロータリー財団委員会が定めた申請期日までに、別に定める申請書によってプロジェクト実施年度の地区ガバナー事務所宛に郵送し、また同時に申請書のExcelファイルをメールで指定先に送付するものとする。

(地区補助金の配分)

第6条 地区はプロジェクト実施年度のガバナー、ロータリー財団委員長および補助金小委員長の3名で構成する補助金委員会を設置し、この委員会が前条のクラブ等からの申請を受けて地区補助金の配分を行い、地区ロータリー財団委員会に報告するものとする。

- 2 前項の配分額は、クラブ等の申請書に記載された活動内容が、地区の定めた基準に合致していない活動については配分しない。基準に合致している活動に要する費用の50%を配分する。1 クラブ等に対する配分額の上限額は30万円とするが、2020-21年度に限り、人道的国際奉仕に対しては上限を60万円とする。

(グローバル補助金の申請)

第7条 グローバル補助金を使用するクラブ等は、計画段階からロータリー財団グローバル補助金事業計画書(様式501以下「事業計画書」という。)を地区ロータリー財団委員会に提出しなければならない。この場合に、他地区のDDFとクラブの資金によって実施するプロジェクト等で当地区のDDFを使用しない場合であっても、ガバナーとロータリー財団委員長が署名しなければならないため、地区ロータリー財団委員会に報告するものとする。

(グローバル補助金の配分)

第8条 グローバル補助金は、前条により事業計画書の提出があった順番により配分するものとする。従って、地区のグローバル補助金の予算額に達した場合には、その後申請のあったプロジェクトは翌年度以降に実施することとなる。ただし、申請後ロータリー財団から承認を得られなかったプロジェクトが有った場合には、その後の順番は繰上げされるものとする。

2 1つのプロジェクトに対してDDFから支出するグローバル補助金は、原則15,000ドル以下とする。グローバル補助金奨学生に対するDDFから支出するグローバル補助金は、一人20,000ドル以下とする。

(クラブ役員 の責務)

第9条 クラブ役員(クラブ会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計等)は、クラブの参加資格認定およびロータリー補助金の適切な使用について主要な責任を有する。その他、クラブ役員は、クラブのMOUの「2.クラブの責務」を順守しなければならない。

(諸規程等の遵守)

第10条 クラブの参加資格を得てロータリー財団の資金を受領したクラブは、この規程に定める条件、クラブのMOUに記載された条件、地区補助金およびグローバル補助金授与と受託の条件、その他ロータリー財団が定める各種条件を順守しなければならない。

(財務管理計画)

第11条 補助金の交付を受けたクラブ等は、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。

2 地区ロータリー財団委員会は、前項の財務管理計画の見本として、**様式201「地区補助金財務管理計画規程」と様式202「グローバル補助金財務管理計画規程」**を作成して公表する。各クラブは、この見本を参考にしてクラブの財務管理計画を作成するものとする。

(補助金管理委員会の設置)

第12条 グローバル補助金の実施国側提唱者と援助国側提唱者の代表提唱者は、当該プロジェクトに直接関わる**会員以外のクラブ会員3名からなる補助金管理委員会**を設置しなければならない。

2 前項の補助金管理委員会は、次の任務を行う。

- イ **グローバル補助金に関する財務帳票をはじめとする補助金の管理**
- ロ ロータリー補助金に関する書類の管理
- ハ クラブのMOU、地区補助金およびグローバル補助金授与と受託の条件、その他ロータリー財団が定める条件に添って正しく執行されているかの管理
- ニ **中間報告書及び最終報告書が、期限内に正しく提出されているかの確認**
- ホ **補助金の不正使用等有った場合の処理**

(報告書の提出)

第13条 補助金の受領者は、当該プロジェクト終了後2ヵ月以内に、ロータリー財団(TRF)に活動報告書を提出しなければならない。12ヵ月以上を要するプロジェクトは、補助金を受領した後12ヵ月以内毎に中間報告書を提出しなければならない。

(書類の保管)

第14条 補助金の受領者は、クラブのMOUの「6.書類の保管」に従って、当該プロジェクトに関する全ての書類を保管しなければならない。

(補助金の不正使用に関する報告)

第15条 補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブ等はこれを地区に報告しなければならない。報告を受けた地区ロータリー財団委員会は、この報告に対して適切な処置を講ずるものとする。

付則

1 この規程は、2018年1月1日から施行する。

10-3) 世界報告分析と報告書提出の督促通知

世界報告分析

世界報告分析が行われ、報告書の提出率が地区に通知されます。

これまでのプロセス	新しいプロセス	地区への影響
年に2回、報告提出率が計算され、地区指導者に通知される。	年に4回、報告提出率が計算され、地区指導者に通知される。	報告提出率の通知が2回増えることにより、報告要件の順守状況をより包括的に把握できる。
一年度に2回の分析とも提出率が70%を下回った場合、地区はプログラムへの参加が一時停止となる。	一年度に4回の分析すべてで提出率が70%を下回った場合、地区はプログラムへの参加が一時停止となる。	一時停止の措置を受けるのは、年に4回すべての分析で70%を下回った場合となる。これにより、一時停止措置を受けるのは、常習的に報告要件を守っていない地区に絞られる。

世界報告分析の書簡には、提出率算出に含まれた補助金案件が一覧で掲載されるようになります。一覧には各補助金の状況も記されており、期限を過ぎた補助金について提唱者に確認を取る際にご参照いただけます。

報告書提出の督促通知

地区は、財団からの督促通知の情報を参考に、世界分析に備えることができます。

これまでのプロセス	新しいプロセス	地区への影響
補助金報告書の締切日が過ぎた時点で、最初の督促通知が送付される。	報告書締切日の2カ月前までに、補助金提唱者に要請の通知が送られる。	早めに通知を受けることで、期限を過ぎて未提出の報告書が減ることが期待される。
補助金の支払いが行われてから、または不備のない報告書が提出されてから15カ月後、18カ月後、21カ月後、24カ月後、30カ月後に、督促通知が送付される。	18カ月後、24カ月後、30カ月後に督促通知が送られる (15カ月後と21カ月後はなし)。	補助金提唱者が、期限切れの補助金報告書について、通知を受ける回数が減る。
21カ月後の督促通知が送られた補助金提唱者のリストをRIウェブサイトに掲載する。	RIウェブサイトへの掲載は一切なし。	地区番号とクラブ名がRIウェブサイトに掲載されることはなくなる。

支払いまたは報告書提出の期日から18カ月を過ぎた補助金については、四半期ごとに地区指導者に世界報告分析通知が送られるのと同時に、提唱者に督促通知が送られることとなります。

報告書の提出締切日は、オンラインシステムに掲載されます。これに加え、期日を過ぎても未提出の報告書がある場合、報告書提出を要請する通知が財団から代表提唱者に送られます。この通知は、ゾーン、地区、クラブのリーダーにもCCで送信されます。

1 1) ロータリー財団学友会

1 1-1) 学友会の概要

1947年以来、世界で110,000人以上がロータリー財団(TRF)の奨学金や補助金を受領しています。元財団奨学生たちはロータリー財団(TRF)の力強い賛同者であり、新会員や財団の寄付者となる可能性が高く、末永い関係を維持することが大切です。

1 1-2) 学友会の活動と現況

第2790地区財団学友会(通称)は、過去に第2790地区ロータリー財団国際親善奨学金を授与された者、同地区が派遣した研究グループ交換に参加した者、グローバル補助金及び地区補助金奨学金を授与された者を正会員として、会員相互の親睦と関係団体との協力、連携のもとロータリーファミリーとしての使命を自覚し、世界平和と友好に寄与することを目的とする組織です。名簿上では、1969年の研究グループ交換(GSE)から2019年のグローバル補助金奨学生まで、国際親善奨学生や地区補助金奨学生を含む331名が登録されています。

以前のR財団国際親善奨学金プログラムから、今日グローバル補助金奨学生や地区補助金奨学生プログラムに変わり、学友資格を有する人数が数名(年間)に減ったことから学友会としての活動も徐々に変化しています。

その1つが、日本ロータリー学友会への参加です。2011年に日本全国の各地区学友会による横断的な組織である日本ロータリー学友会が発足し、私ども第2790地区財団学友会も2012年より参加をしています。毎年1回の総会では、当時は大きな話題であった国際親善奨学金プログラムから今日の地区補助金奨学生やグローバル補助金奨学生プログラムへの移行に関しての意見交換や活動報告の他、学友間の連絡が難しくなってく状況などを打開すべく横の連携を深め、他地区学友会との交流にも力を注いでいます。また2012年のバンコク大会からほぼ毎年(ブラジル国際大会を除き)、国際大会での学友会イベントへの役員の派遣を行っています。

他方、IT技術を活用し、学友同士の結びつきを深めていくことも実施しています。SNSで地区学友会のグループページを作成し、学友会の活動報告から、学友個人の情報告知(例えば、芸術関係の学友がコンサートを開催する際の告知など)ができるよう運営されています。これらの活動が実を結び、海外で活動している学友も、学友会をより身近に感じる事が出来る様になればと期待しています。学友会に関心のあるロータリアンもFacebookのグループに参加出来ます。

地区内では、財団学友会は米山学友会と共催し、毎年バーベキュー大会や忘年会などを開催していましたが、他のロータリーファミリーとの横の連携を深めようと「ロータリー学友連絡協議会」が2019年6月に発足。財団学友会、米山学友会、ローターアクト、インターアクト、ROTEX、RYLAなどが一同に集まり今後どのように活動していくのか、注目が集まっております。

地区財団委員会では、地区補助金奨学生やグローバル補助金奨学生の選抜選考会での語学選考スタッフとしての手伝い、派遣に関する事前のオリエンテーションでの学友助言、例会での卓話、学友会総会および懇親会の実施といった活動を中心に毎年1回、夏の総会に際して、ニューズレターを発行し、学友会のメーリングリストで共有しています。

ロータリアンの皆様では是非読みたいという方がいらっしゃいましたら、お声掛けいただけましたら幸いです。

12) 地区規程・書式

12-1) 地区補助金 (DG) 財務管理計画規程 (様式201)

〇〇 ロータリークラブ 地区補助金財務管理計画規程

(目的)

第1条 この規程は、〇〇ロータリークラブ (以下「当クラブ」という) がロータリー財団 (TRF) の未来の夢計画に関する国際ロータリー第2790地区 (以下「地区」という) に提出したクラブの参加資格認定: 覚書 (以下「MOU」という) に記載された規程に基づき、当クラブが地区から受領した地区補助金の一貫した管理を行うために、制定するものとする。

(会計の維持)

第2条 地区から受領した地区補助金に関しては、すべての領収書と補助金資金の支払記録を含め、標準的な会計基準に沿って会計を維持するものとする。

(銀行口座の開設)

第3条 当クラブは地区から地区補助金を受領するために、当該事業専用の銀行預金口座を設けるものとする。この銀行預金口座の名義は、〇〇ロータリークラブ会計担当〇〇とする。(会長名又はロータリー財団委員長名でも可⇒クラブ理事会で決定する)。
2 前項の銀行預金口座は普通預金口座とし、地区の振込手数料を節約するために、極力千葉銀行の普通預金口座とする。

(署名人)

第4条 当クラブは、理事会の決議により地区補助金の支払いに際して、当クラブ会員のうちから署名人2名を指名するものとする。
2 前項の署名人が都合により交替する場合には、後任者を理事会で決定し、退任する署名人は、後任の署名人に管理責任の引き継ぎをしなければならない。

(補助金の支払い)

第5条 補助金の支払いは、別表1に定める支払承諾書に支払先の住所及び名称、支払金額、振込先銀行名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義、その他必要な項目を記載して、前条の署名人に署名を求めなければならない。
2 前項の支払承諾書を受け取った署名人は、それぞれ内容を検討して、承諾するために、当該支払承諾書に署名するものとする。
3 署名された支払承諾書はプロジェクトの会計担当者に送付され、会計担当者が支払いの手続きをするものとする。
4 前項の支払いは、原則として振り込みの方法によるものとする。やむを得ず現金支払いの場合には、確実に領収書を取り寄せ、当該支払承諾書に添付するものとする。

(書類の保管)

第6条 当クラブは、MOUの「6. 書類の保管」規程されている書類を保存するために、当該事業に関係する全ての書類を整然と整理し、少なくとも5年間保管するものとする。

(米国財務省外国資産管理局規制対象国に対する申請)

第7条 地区補助金を使用して海外の国に援助する場合、次に掲げる各国は米国財務省外国資産管理局 (OFAC) 規制対象国のため、OFAC専門職員が活動の詳細を検討し、確認をする必要がある。地区補助金は、地区ロータリー財団委員会が、地区内クラブの全申請を1つのプロジェクトとして申請するため、万一下記の国に対するプロジェクトが承認されなかった場合には、地区内クラブから申請されたプロジェクト全体が承認されなくなる。このため当クラブは、次に掲げる各国に対するプロジェクトについては、地区補助金の申請はしないものとする。
●アルバニア ●ボスニアヘルツェゴビナ ●ユーゴスラビア連邦共和国 (セルビア、モンテネグロ) ●コソボ ●南セルビア ●マケドニア ●ベラルーシ ●キューバ ●コンゴ民主共和国 ●イラン ●イラク ●レバノン ●リビア ●北朝鮮 (朝鮮民主主義人民共和国) ●ロシア ●ソマリア ●スーダン ●南スーダン ●シリア ●ウクライナ ●ベネズエラ ●イエメン ●ジンバブエ
(以上、2016年10月現在のリスト)

付則

1 この規程は、20 年 月 日から施行する。

別表1

支 払 承 諾 書		
支 払 先	住 所	
	支払先名	
支払金額		
振込先銀行	銀行・信金 支店	
口座番号	普通預金	当座預金 No
口座名義		
摘 要		

_____ロータリークラブの _____プロジェクトの資金として、
上記の通り支払を承認頂きたく、署名人の署名をお願いします。

20 年 月 日

_____ロータリークラブ

_____プロジェクト

会計担当 _____

上記の支払は、署名人において承認します。

20 年 月 日

_____ロータリークラブ

_____プロジェクト

署名人 _____

署名人 _____

署名人がこの支払いを承認しない場合には、その旨別紙に記載して連絡すること。
(注)請求書、振込依頼書写し、領収書、その他の関係書類は、この用紙に添付して下さい。

〇〇 ロータリークラブ
グローバル補助金財務管理計画規程

(目的)

第1条 この規程は、〇〇ロータリークラブ (以下「当クラブ」という) がロータリー財団の未来の夢計画に関する国際ロータリー第2790地区 (以下「地区」という) に提出したクラブの参加資格認定: 覚書 (以下「MOU」という) に記載された規程に基づき、当クラブがロータリー財団から受領したグローバル補助金を、当クラブと実施国側提唱クラブの両者 (以下「両クラブ」という) が、一貫した管理を行うために制定するものとする。

(会計の維持)

第2条 地区から受領したグローバル補助金に関しては、両クラブ共すべての領収書と補助金資金の支払記録を含め、標準的な会計基準に沿って会計を維持するものとする。

2 両クラブが提唱者となったプロジェクトに関する支払いの内、財団に申請した予算書に基づいて実施国側提唱クラブが行う部分は、実施国側提唱クラブに前項の規程の通り会計を維持するよう要請し、一定期間ごとにすべての領収書と補助金資金の支払記録の報告をEメール等で受け取り、両クラブで協同して管理するものとする。

3 財団に申請した予算書に計上していない項目については、原則的に支出してはならない。ただし、実施国側提唱クラブから予算外の支出の必要性があり、当クラブに援助の要請があった場合には、財団から受領した資金以外のクラブの資金やクラブ会員からの拠出によって賄えると当クラブの理事会が判断して決議した部分は、別に支出できるものとする。

(銀行口座の開設)

第3条 当クラブは、ロータリー財団からグローバル補助金を受領するために、当該事業専用の銀行預金口座を設けるものとする。この銀行預金口座の名義は、〇〇ロータリークラブ 会計担当□□とする。(会長名又はロータリー財団委員長名でも可⇒クラブで決定する)

(署名人)

第4条 両クラブは、それぞれのクラブ理事会の決議により、グローバル補助金の支払いに際して、両クラブ会員の内からそれぞれ署名人2名を指名するものとする。

2 前項の署名人が都合により交替する場合には、後任者を理事会で決定し、退任する署名人は、後任の署名人に管理責任の引き継ぎをしなければならない。

3 前各項の規定は、両クラブに当然にあてはまるものであり、同クラブの2名の署名人の氏名等を両クラブ共に確認しなければならない。更に、署名人の責務についても両クラブが確実に把握しているかを確認するものとする。

(補助金の支払い)

第5条 グローバル補助金の支払いは、実施国側提唱者のクラブで行うが、その支払の際には、支払承諾書を作成し、この支払承諾書に支払先の住所及び名称、支払金額、振込先銀行名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義、その他必要な項目を記載して、そのクラブの署名人に署名を求めなければならないことの要件、その他の要件を確実に順守するように徹底しなければならない。

2 両クラブ共、前項の支払承諾書に2名の署名人が署名した後、相手側クラブにその写しをEメール等で報告するものとする。

(書類の保管)

第6条 両クラブは、MOUの「6. 書類の保管」に規定されている書類を保存するために、当該事業に関係する全ての書類を整然と整理し、少なくとも5年間保管するものとする。この書類には、実施国側提唱クラブが支出したものの写しを含むものとする。

2 書類の正本を地区に提出する必要がある場合には、その写しを保管するものとする。

付則

1 この規程は、20 年 月 日から施行する。

別表 1

支 払 承 諾 書		
支 払 先	住 所	
	支払先名	
支払金額		
振込先銀行	銀行・信金 支店	
口座番号	普通預金	当座預金 No
口座名義		
摘 要		

_____ロータリークラブの _____プロジェクトの資金として、
上記の通り支払を承認頂きたく、署名人の署名をお願いします。

20 年 月 日

_____ロータリークラブ

_____プロジェクト

会計担当 _____

上記の支払は、署名人において承認します。

20 年 月 日

_____ロータリークラブ

_____プロジェクト

署名人 _____

署名人 _____

署名人がこの支払いを承認しない場合には、その旨別紙に記載して連絡すること。
(注)請求書、振込依頼書写し、領収書、その他の関係書類は、この用紙に添付して下さい。

12-3) 地区補助金 (DG) 申請書 (様式311)



第2790地区の地区補助金 (DG)
 申請書
 国際ロータリー2790地区
 ローター奉仕プロジェクト委員会・財団委員会
 2020-21年度地区補助金申請用

申請者

ロータリークラブ名		(補足)		グループ	
プロジェクト名					
実施場所					
実施期間(西暦)	～				

プロジェクトの内容(文字ははみ出しても結構です)

1. このプロジェクトで何をしますか。簡潔にご記入下さい。

2. プロジェクトの恩恵を受ける人とその人数(ロータリアン以外)

3. このプロジェクトに何名のロータリアンが参加する予定ですか。

4. これらのロータリアンは何を行いますか。プロジェクトへの財政的支援を除き、ロータリアンが直接参加する事例を少なくとも2例記載してください(はみ出しても結構です)。

5. このプロジェクトを実施することにより、地域社会に対するどのような影響が期待されますか。

6. 協力団体が関与している場合、その団体名と役割を記述して下さい。

7. プロジェクトの収支予算書

収入予算

収入項目	金額
1. 地区補助金申請額(上限30万円、人道的国際奉仕の場合60万円)	円
2. クラブ拠出金額(人道的国際奉仕で30万円以上を申請する場合、最低30万円)	円
地区補助金申請額+クラブ拠出金額	円
クラブ供出割合(人道的国際奉仕に該当しない場合50%以上になるよう)	
3. その他の資金	円
支出合計	円

支出予算(不要な項目は削除して下さい、書ききれない場合は下の別表に記入して下さい)

支出項目	業者名	金額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
その他(別表)		円
支出合計金額		円
事業総額(支出合計と一致すること)		円

収支予算書は、日本円で記入して下さい。実際に配分される金額は、財団から地区に振り込まれた月のロータリーレートにより異なりますので、補助金の金額は多少前後する場合があります。

8. 本プロジェクトは人道的国際奉仕に該当しますか? 該当する場合、地区補助金上限額は¥600,000になります。



グローバル補助金 (GG) 事業計画書

国際ロータリー第2790地区 ロータリー財団委員会
2020-21年度実施プロジェクト用

本書は、地区財団委員会に提出するための様式です。ロータリー財団 (TRF) への申請は www.rotary.org/ja/grants から入力します。オンラインのグローバル補助金申請書の入力項目と質問をまとめたものは、<https://my.rotary.org/ja/document/global-grant-application-template> からダウンロードできます。

申請者

Rotary Club	
Project name	
Location	
Schedule	

ステップ1: 基本情報

・プロジェクト名をご入力ください。

・計画しているプロジェクトの種類(人道的プロジェクト、職業研修、奨学金のいずれか)。

グローバル補助金で支援する活動は、ロータリー重点分野に該当するものである必要があります。

・このプロジェクトの代表連絡担当者(実施国側担当者と援助国側担当者の両方)をお選びください。

実施国側の代表連絡担当者は、プロジェクト、研修、留学が行われる国に居住している人として。援助国側の代表連絡担当者は、実施国以外に居住する人として。双方の連絡担当者は、本補助金と関連するすべての連絡とロータリー財団への報告の責任を負います。

ステップ2: 委員会メンバー

この委員会に、少なくとも実施国側提唱者から2名のメンバー、援助国側提唱者から2名のメンバーをお選びください。

・本補助金の委員会メンバーに関する情報をご入力ください(実施国側提唱者からのメンバー)。

・本補助金の委員会メンバーに関する情報をご入力ください(援助国側提唱者からのメンバー)。

・これらの委員会メンバーのうち、利害の対立が生じる可能性のある人はいますか。可能性がある場合、簡潔にご説明ください。

「利害の対立」は、補助金や奨学金にかかわる人とその家族、知り合い、事業上の利害関係者、またはその人が管理委員、理事、役員を務める組織が、本プロジェクトまたは補助金から利益や恩恵を得ると思われる場合に生じる可能性があります。

ステップ3: プロジェクトの概要

・本プロジェクトの主な目的と受益者について情報をご入力ください。

以下の欄には、プロジェクトの大要のみをできるだけ簡潔に入力してください。詳細は申請書の後のほうでご入力いただきます。詳細は申請書の後のほうでご入力いただきます。

ステップ4: 重点分野

・本プロジェクトはどの重点分野を支援しますか。

少なくとも1つの分野をお選びください。選択された各分野について目標を設定し、質問にお答えいただけます。

- 平和構築と紛争予防 疾病予防と治療 水と衛生
 母子の健康 基本的教育と識字率向上 地域社会の経済発展

ステップ5: 成果の測定

・(該当する重点分野の)どの目標を支援するものですか。

該当する目標をすべてお選びください。選ばれた目標について質問にお答えいただけます。また、プロジェクトの終わりに、各目標に向けた成果をご報告いただくことになります。各重点分野には一連の目標が定められています。このプロジェクトが支援する目標のみお選びください。

・プロジェクトの成果をどのように測りますか。

プロジェクトの目標と明らかに関連し、プロジェクトが受益者の生活/知識/健康に与えた成果を実証するような評価基準のみを使ってください。成果測定のヒントと情報は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について (<https://my.rotary.org/ja/document/global-grant-monitoring-and-evaluation-plan-supplement>)」をご参照ください。申請書のドロップダウンメニューにある標準的な評価基準を少なくとも一つ含める必要があります(必要に応じて行を追加してください)。

評価基準	情報収集方法	頻度	受益者

・モニタリングと評価のために誰が情報を収集するかお分かりですか。

分かる場合、その担当者または組織の名前と連絡先を記入し、その人または組織が情報収集を行うのに適している理由を簡単にご説明ください。分からない場合、情報収集を担当する人または組織をどのように探す予定かをご説明ください。

ステップ6: 実施地と実施時期

人道的プロジェクト

・プロジェクトの実施地と実施期間をご入力ください。

職業研修チーム

・チームに関する情報をご入力ください(必要に応じて行を追加してください)。

チーム名	チームの目的 (研修を受ける/ 研修を提供する、のいずれか)	研修地	出発日と帰国日

ステップ7: 参加者

職業研修チーム

・以下のセクションで、各チームについてチームリーダーと少なくともほかの2名のメンバーを追加してください。

各メンバーについて次の文書を添付する必要があります: 履歴書とVTT申請書 (<https://www.rotary.org/myrotary/ja/document/vocational-training-team-member-application>)。チームの旅程もこのステップでアップロードする必要があります。全メンバーの文書を集め、確認し、アップロードする責任はチームリーダーにあります。

・職業研修チームメンバーの申請書には、以下の質問が含まれています:

・あなたが受けた教育と職務経験は、上記で選んだ重点分野とどのように関連していますか。

・この研修におけるあなたの役割は何ですか。この研修にどのように参加するかをご説明ください。

協力団体(任意)

・協力団体の名前、ウェブサイト、所在地をご記入ください。

このプロジェクトの実施に直接関与する非政府組織、地元市民団体、政府機関を「協力団体」とすることができます。ロータリーと各協力団体の代表者による署名が入った「覚書 (<https://www.rotary.org/myrotary/ja/document/cooperating-organization-memorandum-understanding>)」を添付してください (必要に応じて行を追加してください)。

団体名	ウェブサイト	所在地

・この団体と協力する理由、およびこの団体が担う役割をご説明ください。

協力パートナー(任意)

パートナーには、ほかのロータリークラブ、ローターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、個人を含めることができます。

・このプロジェクトに参加するそのほかのパートナーを挙げてください。

ボランティアの旅行者(任意)

人道的プロジェクトのための補助金で、現地で研修を提供する、またはプロジェクト実施を支援する2名までの旅費を賄うことができます (ただし、これらの人が持つスキルが現地で得られない場合に限りです)。

・この旅行者の氏名とEメールアドレスをご入力ください。

・この人がプロジェクトで担う役割をご説明ください。

ロータリアンの参加

・このプロジェクトで実施国側ロータリアンが担う役割をご説明ください。

・このプロジェクトで援助国側ロータリアンが担う役割をご説明ください。

ステップ8: 予算

・プロジェクトの予算に使われている通貨をご入力ください。

プロジェクト費用の支払いのために主に使われる通貨をお選びください。

・米ドル(USD)との為替レート:

プロジェクトの予算

プロジェクトの各予算項目を以下のリストに挙げてください。プロジェクトの予算合計は、調達資金の合計と同額である必要があります (調達資金は「ステップ9」で入力)。グローバル補助金の場合、ロータリー財団の国際財団活動資金 (WF) から少なくとも15,000ドルの上乗せが含まれます。WF上乗せを含むプロジェクトの予算は、少なくとも30,000ドルとなる必要があります (必要に応じて行を追加してください)。

#	カテゴリー*	内容	業者名	金額 (現地通貨)	金額 (米ドル)

--	--

・このプロジェクトと関連して現地団体が行っているほかの取り組みと調整を図っていく予定ですか。「はい」の場合、現地団体によるほかの取り組みについて、またその取り組みがプロジェクトとどのように関連するかについて、簡単にご説明ください。「いいえ」の場合、ほかの現地団体は上記のニーズに取り組んでいないのでしょうか。取り組んでいる場合、その団体と協力しないのはなぜですか。ご説明ください。
政府、非営利団体、民間企業など、ほかの組織と協力することでメリットが得られる可能性があります。

・このプロジェクトに含まれる研修、地域社会の人たちとの協力、または教育的要素についてご説明ください。

・これらのニーズをどのように特定しましたか。

・地元の人たちによるプロジェクトへの参加を奨励するため、インセンティブを利用しますか。利用する場合、それはどのようなインセンティブですか(例:謝礼金、表彰、修了証授与、広報など)。

・補助金活動が終了した後に、引き続きプロジェクトを監督する地域住民または団体の名前をすべて挙げてください。
必ずしもロータリー会員やロータリークラブであるとは限りません。

職業研修チーム:プロジェクトの実施

・チームが取り組む研修ニーズについてご説明ください。

・チームはこれらのニーズをどのように特定しましたか。

・チームメンバーの専門知識から研修参加者が何を得られるかも含め、研修の目的を具体的にご説明ください。

・研修の立案において、地元の人をどのように関与しましたか。

・このプロジェクトと関連して現地団体が行っているほかの取り組みと調整を図っていく予定ですか。「はい」の場合、現地団体によるほかの取り組みについて、またその取り組みがプロジェクトとどのように関連するかについて、簡単にご説明ください。「いいえ」の場合、ほかの現地団体は上記のニーズに取り組んでいないのでしょうか。取り組んでいる場合、その団体と協力しないのはなぜですか。ご説明ください。
政府、非営利団体、民間企業など、ほかの組織と協力することでメリットが得られる可能性があります。

・元の人たちによる研修への参加を奨励するため、インセンティブを利用しますか。利用する場合、それはどのようなインセンティブですか(例:謝礼金、表彰、修了証授与、広報など)。

・学んだスキルを継続して生かしていけるよう、研修後に参加者にどのようなサポートを提供しますか。

・補助金活動が終了した後に、引き続き研修を監督する地域住民または団体の名前をすべて挙げてください。
必ずしもロータリー会員やロータリークラブであるとは限りません。

予算

・予算に含まれている項目を現地業者から購入する予定ですか。業者から購入する場合、どのように業者を選定しますか。選定プロセスをご説明ください。

・予業者の選定にあたって、入札を行いましたか。入札を行わない場合、ご説明ください。

・このプロジェクトで購入した設備・資材の操作とメンテナンスの計画を記入してください。この計画には、操作とメンテナンスを行うのは誰か、その人たちがどのような研修を受けるかを含める必要があります。

--

・補助金活動が終了した後に、地域社会の人びとはどのように設備のメンテナンスを行っていきますか。交換部品は入手可能ですか。

--

・設備を補助金で購入する場合、設備は文化的に適切であり、地元地域のテクノロジーの水準に沿ったものですか。「はい」の場合、ご説明ください。「いいえ」の場合、プロジェクトでは、地域社会の人びとがこのテクノロジーを採用できるよう、どのように援助しますか。ご説明ください。

--

・プロジェクトの完了後、補助金資金で購入した物品は誰が所有しますか。ロータリー地区、クラブ、会員が所有者となることはできません。

--

資金調達

・プロジェクトの成果を長期的なものとするため、地元での資金源を見つけましたか。見つけた場合、この資金源についてご説明ください。

--

・このプロジェクトには、プロジェクトを継続していくための資金となる収入を生み出す要素が含まれていますか。含まれている場合、詳しくご説明ください。

--

・プロジェクトは小口融資活動を含んでいますか。含んでいる場合、小口融資に関わる補足資料(<https://www.rotary.org/myrotary/ja/document/application-supplement-microcredit-projects>)のファイルをアップロードしてください。

--

_____ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通りグローバル補助金事業を計画しましたので、計画書を提出します。

クラブ会長	
就任年度	2020-21年度
氏名	
署名	
日付	

クラブ会長エレクト	
就任年度	2020-21年度
氏名	
署名	
日付	

国際ロータリー第 2790 地区 ロータリー財団委員会



グローバル補助金 (GG)

DDF 使用申請書

国際ロータリー第2790地区 ロータリー財団委員会
2020-21年度実施プロジェクト用

第2790地区財団活動資金 (DDF) 申請額

米ドル	ドル
日本円	円

申請額は、原則として1件15,000ドル以内でお願いします。R I 為替レートは、申請時のレートで記載してください。

I プロジェクトの概要 (グローバル補助金事業計画書の通り)

II プロジェクト収支予算書

収入予算 (必要に応じて行を追加して下さい)

	クラブ名・地区名	現金	DDF	WF	合計
援助国側提唱者					
実施国側提唱者					
合計					

支出予算 (必要に応じて行を追加して下さい)

項目	業者名	金額
	合計	

ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通り第2790地区DDFの配分を受けたく、申請します。

クラブ会長	
就任年度	2020-21年度
氏名	
署名	
日付	

クラブ会長エレクト	
就任年度	2020-21年度
氏名	
署名	
日付	

国際ロータリー第 2790 地区 ロータリー財団委員会

13) 参考資料

13-1) 重点分野の基本方針

重点分野の基本方針について、ロータリー財団(TRF) (以下「ロータリー財団」) は以下の点を強調します。

1. ロータリー財団は、補助金手続きの効率、および補助金によるプロジェクトの質を高めることを目指しています。
2. 各方針の内容は、補助金の受領資格の有無を示しています。
3. 受領資格の範囲内にある活動は、ロータリークラブと地区がこれまで最も頻繁に実施してきた活動内容を反映したものとなっています。
4. プロジェクト計画は、ボトムアップ式に、提唱クラブ/提唱地区が主導して行うものです。
5. 補助金の全申請は、各重点分野の基本方針に沿っていなければなりません。

平和の推進

ロータリーは、平和の推進のための研修、教育、実践を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、平和の推進を助長するのを支援します。

1. 紛争予防と仲裁に関する、リーダー (リーダーとして囑望される若者を含む) の研修。
2. 紛争地域における平和構築の支援。
3. 平和の推進に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「平和の推進」の範囲内にある活動とみなします。

1. 非暴力、平和構築、人権を支援するための地域社会の活動で、ロータリアンではない人々の参加を主に意図したもの。これには、会議、研修、キャンプなどが含まれる。
2. 地域社会のニーズ (政策展開、紛争関係にある地域間のビジネス、教育改革、ピース・ジャーナリズムなど) を主題として取り上げた紛争解決のためのワークショップの企画。
3. 紛争の心理的影響に取り組む活動の支援。
4. 紛争を回避するための予防策に関する青少年教育。
5. ギャング (暴力的グループ) 反対運動や、人々の間の大きな違い (民族的違いなど) を乗り越えるための活動 (ただしこれらに限らない) など、地域におけるマイナスの社会的ダイナミクスに取り組む研修プログラムやキャンペーン。
6. 以前に紛争に直接関わっていた当事者間のコミュニケーションと仲裁。
7. 上記の活動を支援する職業研修チーム (VTT) 。
8. 平和の推進に関連する大学院課程で学ぶための奨学金。

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「平和の推進」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. ロータリアンの参加を主に意図した平和会議。
2. ロータリー平和センターの提携大学において、ロータリー平和フェローが履修するのと同じまたは類似した専修課程への留学。

人道的プロジェクトと職業研修チーム (VTT) を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で平和と紛争解決のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。

1. ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。
2. 平和の推進の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
平和の推進に関連する履修課程。
 - a. 望ましい履修課程の例として、紛争予防／紛争解決、平和と正義の研究、平和と紛争を専門に扱う国際関係や法律などがあります。
 - b. 平和と紛争問題に直接焦点を当てた履修課程である場合は、審査の際に有利となります。
 - c. 一般的な国際関係や法律は、審査の際に有利とはみなされません。
3. 平和の推進に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

疾病との闘い

ロータリーは、疾病の原因と影響を減らすための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で疾病を予防し、健康を促進するのを支援します。

1. 地元の医療従事者の能力向上。
2. 伝染病の伝播を食い止め、非伝染病の発生とそれによる合併症を減らすための、疾病予防プログラムの推進。
3. 地域社会の医療インフラの改善。
4. 主な疾病の蔓延を防止するための、地域社会の人々の教育と動員。
5. 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防。
6. 疾病との闘いに関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「疾病との闘い」の範囲内にある活動とみなします。

1. 伝染病の予防と管理
 - a. 検査（カウンセリングや、治療のための専門医紹介／入院を伴う）
 - b. 伝染病の予防に関する教育、および予防に役立つ物資
 - c. 患者のモニタリングと治療のための可搬式テクノロジー機器および車両の提供
 - d. 地元の医療インフラで対応可能な機器（適切な管理プラン、メンテナンスプランを含んでいること）
 - e. 予防プログラムの提供（予防接種、男性包皮切除、ウイルス接触前の予防など）
 - f. 診断・治療のトラッキング（追跡）とモニタリングの技術的基盤の提供および研修
 - g. 伝染病の治療（予防を含む）、医療従事者への研修の改善、地域社会の人々の健康を長期的に改善するための公共保健教育の提供
2. 蚊やほかの媒介生物（病原体を媒介する生物）を通じて感染する疾病
 - a. 蚊帳と予防薬の提供
 - b. 水の安全な貯留と蚊の発生予防に役立つ物資の提供
 - c. 疾病の予防と管理のための排水システムの構築
 - d. 蚊以外の媒介生物の除去
3. 非伝染病の予防と管理
 - a. 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防に関する資料と研修の提供
 - b. 慢性病の発生と流行を減らすことを目標とした、地域社会の人々への教育、保健介入プログラム、早期検査プログラム
 - c. 患者のモニタリングと治療をするための可搬式テクノロジー機器と車両の提供
 - d. 地元の医療インフラが対応可能な機器の提供（適切な操作プラン、メンテナンスプランを含む）
 - e. 救命手術および先天性疾患の手術（ただし、地元の医療インフラによる対応が可能であり、術後ケアを含むもの）
 - f. 疾病予防を含む非伝染病の治療、医療従事者の研修の改善、地域社会の人々の健康を長期的に改善するための公共保健教育の提供
4. その他の活動
 - a. 疾病との闘いに関連する大学院課程で学ぶための奨学金
 - b. 上記の活動に関連する教育的要素に焦点を当てた職業研修チーム（VTT）

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「疾病との闘い」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 機器の購入のみを含むプロジェクト（適切な操作プランやメンテナンスプランなど、地元の医療インフラに対応していないもの）
2. 教育的な支援プログラムを提供しない、またはプロジェクト実施現地の医療体制や能力を大きく向上させる活動を提供しない医療任務／手術チーム

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で疾病との闘いのニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 疾病との闘いの分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 疾病との闘いに関連する履修課程（例：公共保健、看護学と医学の修士・博士号取得など）。
3. 疾病との闘いに関連した、申請者の将来のキャリア計画。

きれいな水の提供

ロータリーは、安全な飲み水と基本的な衛生設備を提供するための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々がきれいな水の提供設備を持続的に利用できるようにする活動を支援します。

1. 地域社会における安全な水の公平な提供、衛生設備や衛生状況の改善。
2. 持続可能な水設備と衛生設備の設置、資金調達、維持管理を地域社会が自ら行っていくための能力向上。
3. 安全なきれいな水の提供の重要性について、地域社会の人々の認識を高めるためのプログラム支援。
4. きれいな水の提供に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「きれいな水の提供」の範囲内にある活動とみなします。

1. 安全な飲み水の利用（例：水の供給および水質の改善）
2. 衛生設備の改善
3. 衛生環境・衛生習慣の改善
4. 持続可能性を高めるための地域社会の開発や、地域社会による水・衛生設備の管理
5. 水源管理プラン、および適切な水供給を必要とする食糧の安全プラン
6. 生産用の水（例：作物、家畜など）
7. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）
8. きれいな水の提供に関連する大学院課程で学ぶための奨学金

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力できれいな水の提供のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にあるこの重点分野の評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。

ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. きれいな水の提供の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴
2. きれいな水の提供に関連する履修課程（例：水科学／水工学、水管理、環境科学、疫学、寄生虫学など）
3. きれいな水の提供に関連した、申請者の将来のキャリア計画

母子の健康

ロータリーは、母子の健康を改善し、5歳未満の幼児の死亡率を減らすための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下の形で、母子の健康を改善するのを支援します。

1. 5歳未満の幼児の死亡率と罹患率の削減。
2. 妊婦の死亡率と罹患率の削減。
3. より多くの母子に対する基本的な医療サービスの提供、地域社会の医療／保健関係のリーダーと医療提供者を対象とした母子の健康に関する研修
4. 母子の健康に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金の支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「母子の健康」の範囲内にある活動とみなします。

1. 妊婦のケア（健康管理や検診）
2. 妊婦に対する出産・分娩サービス
3. 医療体制が不十分な地域での診療所や病院の産科への医療機器の提供（ただし、妊婦ケアに関する教育活動を併せて行うこと）
4. 母子の健康の専門家やリーダー（例：医師、看護師、地元の保健関係者、助産師など）への研修または（および）「研修者を養成するための研修」
5. スキルを備えた助産師を養成するための研修または（および）「研修者を養成するための研修」
6. 両親と家族を対象とした、妊婦と子どものケアに関する教育活動
7. 母子の健康に関連する既存の地域社会の活動や地元の女性団体の能力向上活動
8. 避妊手段に関する教育と利用、家族計画および（または）疾病予防・減少への取り組み（エイズとHPVウイルスを含む）
9. 性の健康に関する教育と研修（特に思春期の少女）
10. 上記の活動に関連する教育的要素に焦点を当てた職業研修チーム（VTT）。教育の対象は、現地の人々一般、保健／保健関係のリーダー、医療従事者など
11. 母子の健康に関連する大学院課程で学ぶための奨学金
12. 5歳未満の幼児に必要な予防接種
13. 女性と思春期の少女に必要な予防接種
14. 母親と5歳未満の幼児の肺炎、下痢、マラリア、はしかを予防・治療するための介入
15. 性行為で感染する病気（例：HIV／エイズ、子宮頸がん、淋病、梅毒など）が女性に及ぼす影響を和らげるための介入
16. HIVの母子感染の予防
17. 母乳の奨励、および栄養失調を予防するための介入
18. 瘻孔（ろうこう）外科的修復
19. 口蓋裂の矯正手術／手当
20. 救命手術、または先天性欠損・欠陥に対応する手術（現地の医療機関が実施し、適切な術後ケアが提供される場合）

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「母子の健康」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. プロジェクト実施現地の能力や理解を大きく向上させる活動を含んでいない医療任務団／手術チームの派遣

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で母子の健康のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 母子の健康の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴
2. 母子の健康に関連する履修課程（例：疫学、栄養学、グローバルヘルス、公共保健、保健推進、看護学・医学の学位課程など）
3. 母子の健康に関連した、申請者の将来のキャリア計画

教育の支援

ロータリーは、すべての子どものための教育を改善し、子どもと成人の識字率を高めるための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々の基本的教育と識字能力習得を支援することを可能にします。

1. 基本的教育と識字能力をすべての人々に与える地域社会の力を高めるプログラムを支援し、地域社会の参加を促進。
2. 地域社会における成人の識字率の向上。
3. 教育における男女格差を減らすための活動。
4. 教育の支援に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「教育の支援」の範囲内にある活動とみなします。

1. 基本的な初等・中等教育の質の向上と、地域の学校関係者との協力（可能な限り）。
2. 成人の識字教育。
3. カリキュラム導入、効果的な教育法、生徒評価に関する教師研修の提供。
4. カリキュラムおよび／または教師研修を補完する資料と設備の充実を通じた、教育経験の向上。
5. 学校用機の購入（ただし、教育の支援のための詳細かつ証明可能な計画書を提出すること）。
6. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）。
7. 教育の支援に関連する大学院課程で学ぶための奨学金。

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「教育の支援」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 設備や備品の購入のみのプロジェクト。
2. 授業料や学用品のみを提供するプロジェクトで、将来に地域社会が自力でこれらを提供していくための手段を提供しないもの。
3. 補助金の資金が使い尽くされた後に地域社会で継続することができないプロジェクト。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で教育の支援のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 教育の支援の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 教育の支援に関連する履修課程（例：教育、識字、カリキュラム開発、特別教育、学校経営など）。
3. 教育の支援に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

地元経済の成長

ロータリーは、人々が生活と地域社会の経済に、末長い発展をもたらしていけるよう支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、持続可能で測定可能な長期的改善を地域社会と人々の暮らしにもたすために、人々に投資することを可能にします。

1. 貧しい地域社会の経済発展を促すための、起業家、地域社会のリーダー、地元団体、地域社会ネットワークの能力の向上。
2. 生産性の高い仕事の機会の創出。
3. 支援が行き届いていない地域社会での貧困の削減。
4. 地元経済の成長に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「地元経済の成長」の範囲内にある活動とみなします。

1. 貧しい人々が利用できる金融サービス（マイクロクレジット、貯蓄、保険など、ただしこれに限らない）
2. 地元経済の成長に関連する研修（起業、地域社会でのリーダーシップ、職業研修、金融知識など、ただしこれに限らない）
3. 貧しい人々のための小事業／協同組合／社会事業の開発および収入をもたらす活動（雇用を創出する村全体の事業団体など、ただしこれに限らない）
4. 自給自足農家や小農家のための農業開発（市場参入の促進など、ただしこれに限らない）
5. 地域社会による、または組織的なAdopt-a-village（村全体の自立支援）、もしくは総合的な村開発活動
6. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）
7. 地元、地域、または国の経済開発に関連する大学院課程または地域社会の開発に特化した大学院課程で学ぶための奨学金

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「地元経済の成長」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 地域社会のインフラ構築プロジェクト（収入を得るために、物やサービスを創出・配布する地域社会の人びとの能力を大幅に高める場合を除く）
2. 地域社会の美化プロジェクト
3. コミュニティーセンターの建設や修復

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で地元経済の成長のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を計画すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、貧困状態（貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地域）にある人々の経済・社会的状況を改善することを旨とする専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、申請者の経験、専攻課程、キャリア計画との関連性を考慮します。

1. 地元経済の成長の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。申請者は、自分の仕事が貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地元、地域、または国の人々の経済的福祉にどのように貢献したかを明確に示すことが求められます。
2. 地元経済の成長に関連する履修課程。
 - a. 望ましい履修課程の例として、地元経済の成長に焦点を当てた社会科学のコースや、ソーシャルビジネス、小規模の起業、マイクロクレジット（小口融資）を専門とする経営学位などがあります。
 - b. 以下のような履修課程は、審査の際に有利となります。
 - i. 地元、地域、または国の経済発展戦略に焦点を当てたもの。
 - ii. 貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地域の経済問題に焦点を当てたもの。
 - iii. ソーシャルビジネスの開発を支援するもの（例：経営学修士課程においてソーシャルビジネス関連分野に特化した履修コースなど）。
 - iv. 地元、地域、または国レベルでの起業や事業立ち上げについて教えるビジネス学位を提供するもの。
 - v. コース名に「地域社会の開発（community development）」を含むものや、地域社会の開発に特化したコース。
 - vi. 小規模の事業者や起業家に助言を提供する取り組みを改善するもの。
 - c. 以下のような履修課程は、審査の際に有利とはみなされません。
 - i. 純粋に理論だけのマクロ経済学、政治学、または金融学。
 - ii. ソーシャルビジネスとは関係ない事業運営に関する経営学修士課程（MBA）など、一般的な民間ビジネスを扱うもの。
3. 経済と地域社会の開発に関連した、申請者の将来のキャリア計画。
 - a. 少なくとも以下の一つを含むキャリアは、審査の際に有利となります。
 - i. 地域または国レベルで、貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地域の、社会・経済的福祉の改善に焦点を当てたもの。
 - ii. 非営利もしくは社会的事業におけるキャリア。
 - iii. 貧困者、低収入者、若者、女性、十分な支援が行き届いていない地域の人々、先住民族などの経済・社会的福利のためのアドボカシーに関連するもの
 - b. 以下のようなキャリアは、審査の際に有利とはみなされません。
 - i. 民間企業や営利企業での一般的なビジネス活動や運営、また一般的な社会事業に焦点を当てたもの。

ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受託の条件 (2019年9月)

ロータリー財団は、方針の変更を反映させ、内容をより明確にするために、この授与と受託の条件をいつでも修正することができる。最近の変更は以下の通り：

- ・未使用の補助金資金の返還に関する方針の明確化 (IXを参照)

このほかの最新情報や資料は、rotary.org/ja/grantsを参照のこと。

I. 補助金の種類

ロータリー財団は、地区補助金とグローバル補助金を授与する。地区補助金は、財団の使命（ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること）と一致する奨学金、旅行、プロジェクトに充てるために、地区に一括で支給される。グローバル補助金は、6つの重点分野のうち少なくとも1つに関連する奨学金、職業研修チーム (VTT)、プロジェクトのために授与されるものであり、地域社会のニーズに基づき、その成果が測定可能、持続可能なものでなければならない。

II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当する必要がある：

1. ロータリー財団の使命に関連していること。
2. ロータリアンが積極的に参加すること。
3. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないこと。
4. 米国および補助金の実施地の法律を順守し、害を与えないこと。米国財務省外国資産管理局による制裁対象国でのプロジェクトや旅行を計画している提唱者は、追加情報の提供が必要な場合がある。
5. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区の活動や経費に充てる目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることが奨励されているが、承認前に経費が発生してはならない。補助金が承認された後にプロジェクト計画に変更を加える場合は、その変更について事前にロータリー財団の承認を得る必要がある。
6. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
7. ロータリー財団章典の第30.040節ならびに以下のXIIIに基づき、「プログラム参加者のための利害の対立に関する方針」を順守すること。
8. ロータリー章典の第34.040.6項ならびに34.040.11項に基づき、ロータリーという名称、その他のロータリー標章、徽章およびグラフィックの使用に関する国際ロータリーの方針を順守すること。
9. ロータリー財団章典の第40.010.2項に基づき、ロータリーの「『ボイス』とビジュアルアイデンティティのガイド」に従い、補助金提唱者とロータリー財団の役割を明確に示す表記をプロジェクトの標識・表示に含めるか、その近接位置に表示すること。
10. ロータリー章典の第26.080節に記述されたプライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。補助金の申請書と報告書には、ロータリー財団から要請され、かつ受益者（あるいは親または法的保護者）の同意が書面で提供されていない限り、受益者の個人データ（氏名、年齢／生年月日、あるいは個人が特定されうるその他の情報）また受益者の写真を含むべきではない。そのような個人データが不適切に含まれている場合、ロータリーのプライバシーの方針への順守をロータリー財団が確認する間、補助金手続きの遅延につながる可能性がある。

地区補助金

以上の要件に加え、地区補助金は以下に該当しなければならない。

1. 地元と海外において、プロジェクト、奨学金、職業研修チーム、およびそれらに関連した旅行を支援するものである。
2. 奨学生や職業研修チームのオリエンテーション、補助金管理セミナーに資金を充てることのできる。

3. クラブと地区による協同提唱者探しを援助するため、ロータリーのプロジェクトフェアに行くための旅費および参加費に充てることができる。
4. 該当する法律によって認められ、またロータリー財団の方針に従っている場合、ロータリー国・地域とそれ以外の国・地域におけるプロジェクトと活動に資金を充てることができる。

グローバル補助金

以上の要件に加え、グローバル補助金は以下に該当しなければならない。

1. ロータリーの重点分野の一つ以上に関連している。これらの活動には、人道的プロジェクト、1～4学年の大学院レベルでの教科履修や研究のための留学用奨学金、および／または専門的な研修を提供することで人道的ニーズに取り組む職業研修チームが含まれる。
2. ロータリークラブが存在する国や地域にある地域社会を支援する。
3. プロジェクトが実施される地域社会のニーズに基づいている。人道的プロジェクトまたは職業研修チームのためのグローバル補助金を申請するクラブと地区は、地域社会のニーズ調査を実施し、実施地域の地域社会と共に、その結果に対応するようなプロジェクトを立案する必要がある。提唱者は、地域社会調査の結果を補助金の申請書に含めなければならない。
4. 補助金プロジェクトが実施される国の少なくとも1つのロータリークラブまたは地区（実施国側代表提唱者）と、実施国以外のロータリークラブまたは地区（援助国側代表提唱者）により提唱される。ロータリークラブが存在しないが国際ロータリー理事会が積極的に拡大に取り組んでいる国で実施されるプロジェクトに関しては、この方針の例外が認められる場合がある。
5. 持続可能である。ロータリークラブや地区が活動を完了した後も、実施地の地域社会が自力でニーズに取り組んでいなければならない。
6. 測定可能である。提唱者は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」から評価基準を選ぶ。
7. 重点分野に関連する包括的なプロジェクトの一部である限り、低廉簡易住宅と簡易校舎の建設に資金を充てることができる。次を含むインフラストラクチャーの建設に使用できる：トイレ棟および衛生システム、連絡道路、ダム、橋、倉庫、フェンスとセキュリティシステム、水・灌漑システム、温室。地下水を利用するプロジェクトの場合、水文地質学的調査を実施する必要がある。調査の費用は、補助金予算に含めることができる。
8. 人道的プロジェクトの一環として、最高2名までの海外旅費を賄う。これらの人は、現地で研修を提供したり、プロジェクトを実施したりする。ただし、これらの人が持つスキルが現地で得られないことを実施国側のクラブが確認した場合に限る。

III. 制約事項

補助金は、いかなるグループも不当に差別したり、特定の政治的・宗教的見解を推進したり、完全に宗教を目的とした催し物を支援したり、妊娠中絶に関連する活動や性決定のみを目的とする活動を支援したり、武器や弾薬の購入資金に充てたり、ロータリー財団への新たな寄付またはロータリー財団の他の補助金への新たな寄付とすることはできない。

これに加え、補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。
2. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設ただし、第Xセクションに記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる。
3. 土地や建物の購入。
4. 募金活動。
5. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関連する経費。
6. 広報的な取り組み（プロジェクト実施に不可欠な場合を除く）。
7. 1,000ドルを超える、プロジェクトの標識
8. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費（グローバル補助金における協力団体でのプロジェクト管理費を除く）。
9. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。
10. 既に経費が発生した活動。
11. ワクチンの出所となる国ならびにワクチンの受領国のしかるべき政府や規制当局からの事前の承認なく実施される国境を越えたワクチンの輸送。
12. 全国予防接種日（NID）に出向くための旅費。
13. ポリオワクチンのみを含む予防接種。
14. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学。

グローバル補助金

上記に加え、グローバル補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクトプログラム。
2. 18歳未満の青少年の海外渡航費（保護者同伴の場合を除く）
3. 人が居住、仕事、またはかなりの時間を過ごす永久建造物、すなわち病院、コンテナハウス、移動住宅など、もしくは製造や加工などを実施するための建造物の新たな建設。補助金が建造物の建設によって決まるものである場合、この建設は追加のクラブまたは地区の資金によって賄わなければならない。この制約は、低廉簡易住宅と簡易校舎には当てはまらない。
4. 一部建設済み（外装のみ完成した建造物を含む）であるが入居または運営されたことのない建造物を完成させるための修復
5. 人道的プロジェクトに参加する協力団体の職員の旅費。
6. ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
7. 主に研究・調査またはデータ収集から成る人道的プロジェクト
8. 個人の旅行経費のみを含む人道的プロジェクト。
9. 大学の学士課程での勉強。
10. 1つの補助金の下で行われる、互いに関連していない複数のプロジェクト。

IV. 申請方法

補助金は、補助金センターからオンラインで申請できる。

ロータリー財団の補助金を受領するには、関係するすべての代表提唱地区はロータリー財団によって資格が認められなければならないがグローバル補助金の場合には、関係するすべての代表提唱クラブは地区によって資格が認められている必要がある。これに加え、地区、クラブ、補助金委員会の全委員は、国際ロータリーとロータリー財団に対して財務的な健全性を保っている必要があり、かつ補助金を受領するプロジェクトの名称は、ロータリーのロゴ、標章、グラフィックの使用に関する国際ロータリーの方針に順守する必要がある（上記IIを参照）。RI財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の理事会メンバーと有給職員は、補助金委員会の委員を務めることが禁じられている。各代表提唱地区、または各代表提唱クラブが一度に有することのできる未終了の補助金は、10口までに限られる。

地区補助金

地区は、3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置する必要がある。この3名には、補助金の実施年度の地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区補助金小委員会委員長が含まれる。これらの委員会委員は、地区補助金の申請において承認手続きを行い、申請書を提出する責務を担う。

地区は1ロータリー年度につき1回申請を提出することができ、申請には使用計画を含める必要がある。補助金増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支給を開始する前に行わなければならない。地区補助金の申請はすべて、補助金が申請されたロータリー年度の5月15日より前に受理されなければならない。

1. 地区は、年度中に発生し得る臨時費のために、地区補助金の20パーセントまでを取っておくことができるが、承認された後に補助金に追加するすべてのプロジェクトと活動は、資金を利用する前に財団からの承認を受ける必要がある。使用計画にこの臨時費を盛り込み、最終報告書を提出する際に臨時費の内訳を記載する必要がある。
2. 補助金の3パーセントまでを、補助金に関連した管理運営費（銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など）に充てることができる。

グローバル補助金

実施国と援助国の代表提唱者は、それぞれ、グローバル補助金を担当する3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置する必要がある。この補助金委員会の委員は、代表提唱クラブの会員（クラブ提唱の場合）または代表提唱地区の会員（地区提唱の場合）とする。クラブが提唱者となって補助金を申請する場合、代表提唱クラブが参加資格認定を受けていることを地区ロータリー財団委員長が確認する必要がある。申請書は、ロータリー年度を通じて随時受理され、資金の利用可能性に応じて承認される。

グローバル補助金の場合：

1. 提唱クラブまたは地区は、物価上昇や為替変動に対応するため、全予算額の10パーセントまでを臨時費に配分することができる。提唱クラブ／地区は、この臨時費から支出があった場合、それを報告し、全額使用しなかった場合は、財団に返金する必要がある。

2. プロジェクト予算の10パーセントまでを、プロジェクト管理費（協力団体において、そのプロジェクトのマネージャー費用、諸経費、運営管理諸経費が発生する場合はそれも含む）に充てることができる。
3. プロジェクト予算の10パーセントまでを、プロジェクトの成果を測定するための経費に充てることことができる。

奨学生と職業研修チームメンバーは、補助金全体の申請の補足資料として個人の参加申請書を提出する必要がある。奨学生ならびに職業研修チームの申請者が、経費の利用または旅行の手配の前に、財団による申請書の承認が必要であることを理解していることを確認すべきである。奨学生、職業研修チーム、ボランティアの旅行を含む申請書は、旅行日の90日前までに提出する必要がある。

留意点：

1. 申請書への記入が開始されてから12カ月以内に、財団へ申請書が提出されなかった場合、申請は取り消しとなる。
2. 申請書の提出から6カ月以内に、申請に必要な情報がすべて提出されず、承認されなかった場合、申請は取り消しとなる。
3. 申請書の承認後6カ月以内に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる。
4. 支払い後12カ月以内に補助金プロジェクトが実施されなかった場合、補助金は取り消しとなり、提唱者は資金を返還するよう義務づけられる。

奨学金の申請における追加要件：

1. 補助金の申請時に、大学院課程への大学からの入学許可状、または大学院レベルの研究を行うための招請状を提出する必要がある。学費支援の保証を必要とする条件付きの入学許可状も認められる。
2. 申請者が、自国外で学業を行う必要がある。
3. 8月、9月、10月のいずれかの月に留学を開始する奨学金の申請は、6月30日までに提出する必要がある。
4. 奨学生の学業期間は、留学中のどの学期から開始されても構わないが、資金が提供される期間は1学業年以上となる。

職業研修チームの申請における追加要件：

1. チームは、ロータリアンのチームリーダー1名と最低2名のメンバーから成る少なくとも3名で構成される必要がある。メンバーは、重点分野において各自少なくとも2年の職務経験を有し、ロータリアンのチームリーダーはロータリーの知識と国際経験、指導力、重点分野におけるいくらかの専門知識を備えている必要がある。ロータリアンではない人がチームリーダーを務めることもできるが、その場合、提唱者が補助金申請書にその必要性を十分に説明しなければならない。
2. ロータリアンとその家族が職業研修チームに参加する場合は、そのチームが研修を（受けるのではなく）提供する側であること。
3. 職業研修チームのメンバーとその親族が同じチームに参加する場合は、その親族も参加要件を満たしていること。
4. 1口の補助金で複数のチームが旅行をする場合、これらのチームは、代表提唱者2者が同じであり、最初のチームの旅行開始日から1年以内に、最後のチームの旅行が開始されること。
5. すべてのチームメンバーが、旅行の前にロータリー財団から承認を得ている必要がある。チーム構成の変更はすべて、ロータリー財団に報告し、その承認を得る必要がある。

グローバル補助金の申請書を対象とした審査：

1. 国際財団活動資金（WF）から15,000～50,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請（いわゆるレベル1の申請書）は事務総長が審査し、必要であれば当てはまる重点分野の専門家が分析する。
2. 国際財団活動資金（WF）から50,001～200,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請、あるいは冠名指定寄付または恒久基金収益を活用した申請の調達資金合計が100,002～400,000ドルである場合（いわゆるレベル2の申請書）は、事務総長が審査し、重点分野の専門家が分析し、ロータリー財団専門家グループによる中間視察を受ける。
3. 国際財団活動資金（WF）から200,001～400,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請、あるいは冠名指定寄付または恒久基金収益を活用した申請の調達資金合計が400,001米ドル以上である場合（いわゆるレベル3の申請書）は、事務総長が審査し、重点分野の専門家が分析し、専門家グループによる事前視察、監査および／または中間視察を受ける。これらの申請書は管理委員会も審査を行う。申請書が受理された時期により、審査の時期が以下ようになる。

- a. 6月1日まで：9月／10月の管理委員会会合で審査

- b. 10月1日まで：1月に審査
- c. 12月1日まで：4月に審査
- d. 3月1日まで：6月に審査

専門家グループと協力する重点分野の専門家が、異なるレベルの審査の必要性や要件の免除または追加を決定する場合がある。ただし、職業研修チーム（VTT）または奨学金のみから成る補助金プロジェクトは、専門家グループによる審査の要件を免除される。

V. 旅行方針

補助金のための旅行の手配は、すべて旅行者本人が行う必要がある。国際ロータリー・トラベルサービス（RITS）を通じて旅行を手配するか、独自に選択した旅行業者を利用することができる。

ロータリー財団の補助金は、予算に含まれている以下の国外旅行関連費用を賄う。

1. エコノミークラスの航空券
2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
4. 通常の妥当な荷物預け料金
5. 旅行保険

ロータリー財団の補助金は、国外旅行に関する以下の経費を賄わない。

1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連経費
2. 任意の途中降機を含め、個人的な旅行の手配から生じた変更による違約金や手数料
3. 荷物の超過料金および運送料

補助金の提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する必要がある。また、要請に応じて、財団にこの情報を提出しなければならない。

補助金の受領者は、以下の責任を有する。

1. 旅行の手配をする。迅速に旅行の手配をしない場合、旅費の増額や、補助金の中止という結果をもたらす可能性がある。
2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する（ただし、超過分について財団から承認を得た場合を除く）
3. 海外旅行のためのすべての健康条件を満たす。
4. 個人的な旅行をする場合は、その手配をし、旅費を自己負担する。個人的な旅行は、補助金活動の終わりに最高4週間まで行うことができる。補助金受領者は、このような旅行の後、自国に帰るものと期待されている。
5. 国際ロータリーによる国別旅行制限を順守する。
6. 旅行保険に加入する。

医療従事者が補助金活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低500,000米ドルの職業賠償責任保険（別称、過失脱漏保険またはE&O保険）に加入するよう期待されている。この補償は、補助金活動参加者が、職業上の行為または不作為によって他人に害を与えた場合の法的責任を果たすために適用される。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人の責任である。

国際ロータリーは、極めて危険な国を挙げた旅行禁止国リストを作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面の懸念から、ロータリー財団はこれらの国への旅行に資金を提供しない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。万一、財団資金の受領者が、指示通りに当該国への旅行を延期しなかった場合、または当該国から避難しなかった場合、ロータリー財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金はロータリー財団に返還する必要がある。プロジェクトの実施とその成功が旅行禁止国リストに掲載されている国への旅行で左右される場合、その国への旅費がプロジェクト予算に含まれていなくても、ロータリー財団はこのようなプロジェクトに補助金を提供することはできない。

ロータリアン以外で、奨学金、職業研修チームへの参加、人道的プロジェクトの実施のための旅行を目的として補助金を受領する人には、以下が期待されている。

1. ロータリーに関する知識を有することを実証する。

2. 出発前にオリエンテーションに参加する（オンラインのオリエンテーション、または会場に集まって参加するオリエンテーションのいずれか）。
3. 提唱者に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加する（クラブや地区の会合における講演・プレゼンテーション、奉仕プロジェクトへの参加など）。
4. 活動実施国（または留学国）の言語に堪能である。

VI. 補助金の資金源

地区補助金

地区補助金は、地区財団活動資金（DDF）からの配分のみによってロータリー財団から支給されるものである。地区は、一つまたは複数のプロジェクトを支援するために、地区のシェア配分（地区の3年前の年次基金への寄付および恒久基金〔シェア〕収益を合わせた額の50パーセント）の50パーセントまでを使って、年に1口の補助金を申請できる。

グローバル補助金

グローバル補助金は、国際財団活動資金（WF）によって財団から支給されるもので、支給幅は15,000～400,000米ドルである。財団は、現金拠出に対しては50パーセント（半額）、DDFの寄贈に対しては100パーセント（同額）を上乗せして支給する。グローバル補助金の最低予算は30,000米ドルとする。

財団は、補助金に対するロータリアン以外からの寄付に対しても50パーセント（半額）で上乗せする。ただし、この寄付が補助金の協力団体もしくは受益者から寄せられたものである場合を除く。補助金による恩恵を受ける条件として、または上乗せの対象となる現金拠出に使用するために、受益者から資金を集めてはならない。人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、拠出金総額（財団の上乗せがあるすべての現金寄付ならびにDDFを含む）のうち少なくとも30パーセントが、プロジェクト実施国以外から寄せられたものである必要がある。人道的プロジェクトの実施地側提唱者は、補助金への資金供給に寄与することが奨励される。

補助金のための拠出金は、承認された後で変更することはできない。ポール・ハリス・フェロー認証に向けたポイントは、ロータリー財団に送られた提唱者拠出金のみを与えられるものであり、プロジェクトに直接送られた寄付には与えられない。提唱者は、補助金が承認される前に寄付を送金するべきではない。補助金の承認に先立ってロータリー財団へ送られた提唱者拠出金は、その補助金の申請書のためのもとなるが、申請書が承認されなかった場合、その寄付は年次基金に回されることになる。寄付が年次基金に回された後には、これを再配分することはできない。グローバル補助金への拠出金／寄付はすべて、取消しのできないロータリー財団への寄付とみなされ、返金されない。

ロータリーからの奨学金に加えて他団体からも奨学金を受領する奨学生は、ロータリー以外からの奨学金を利用しても構わないが、その場合、財団はその金額または個人的資金への上乗せは行わない。ロータリー財団は、米国内で就学するためのグローバル補助金奨学金（授業料、書籍代、必要備品代、手数料を除く部分）に源泉徴収税を適用することが義務付けられている（日本、カナダ、ドイツからの留学生の場合、協力財団を通じて資金が提供されるため、この法規は適用されない）。源泉徴収分は、奨学金の支払から差し引かれる。

VII. 協力団体

協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金プロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。協力団体は、ロータリー財団により義務づけられたすべての報告と監査要件を順守することに同意し、義務づけられた領収書または購入の証明書類を提出する必要がある。奨学生が留学する大学は、協力団体とはみなされない。

地区補助金

協力団体に提供されるすべての資金は、特定のプロジェクト費用のみに使用される必要がある。提唱地区はこれらの費用の詳細な内訳を記載した報告書を維持する必要がある。

グローバル補助金

補助金提唱者は、申請時に、援助国・実施国双方の代表提唱者と協力団体の署名の入った「覚書（MOU）」を提出する必要がある。「覚書」には、以下の項目を含めるべきである。

1. ロータリークラブまたは地区が補助金プロジェクトを開始し、指揮し、管理することの、援助国・実施国双方の代表提唱者による確認。

2. 協力団体が信頼と定評のある団体であり、適用される全法律の範囲内で活動することを確認する、代表提唱者からの推薦。
3. 各関係者の活動を明確かつ詳細に記述した補助金の実施計画。
4. 補助金に関連する活動についてロータリー財団による財務調査に協力することへの、協力団体からの同意。

VIII. 支払い

地区補助金

補助金資金は、申請書に地区が記載した地区または地区財団の銀行口座のみに支払われる。地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払われない。補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の5月31日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

グローバル補助金

補助金提唱者が補助金センターに銀行口座の情報を入力し、提唱者拠出金がロータリー財団に送られ、支払の全条件が満たされるまでは、補助金資金は支給されない。補助金資金は補助金センターに記入された口座に支払われ、プロジェクト経費の直接的な支払いに利用されるまで、その口座に維持される必要がある。直接的な支払いとは、プロジェクトの業者に対する直接の支払いまたは協力団体や受益団体が立て替えた経費をこれらの団体に支払うことを意味する。プロジェクト資金は、プロジェクトの経費またはサービスが発生する前に、業者、協力団体や受益団体に支払われることはない。プロジェクトの経費の支払いを受ける団体は、この支払いを受ける前に、提唱者であるロータリアンに、請求書または領収書の原本のコピーを提供する必要がある。署名の権限がある口座の署名人は、提唱クラブまたは提唱地区の会員である必要がある。補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。提唱者が補助金の支払いを受けてからプロジェクトが取り消しとなった場合、補助金の残金すべてをロータリー財団に返還する必要がある。返還された資金は国際財団活動資金（WF）に加算される。

WFからの上乗せが50,001ドル～400,000ドルの補助金は、使用計画に沿って分割で支払われる。2回目以降の支払いは、補助金提唱者が提出した中間報告書が不備なく受理され、財団専門家チームによる中間現地視察が終了した後に支払われる。

以下は、現金拠出によって資金を調達したグローバル補助金に適用される。

1. 補助金に関連したすべての資金のやりとりは、その時点の国際ロータリー為替レートを使用して記録する。また、補助金に関連したすべての資金のやりとりの公式な連絡は、米ドルを用いて行う。
2. 補助金承認時から為替レートが10パーセント以上変動した場合、10パーセントを超える差額は、提唱者は拠出する必要はなく、反対にロータリー財団は差益を提唱者に配分しない。
3. グローバル補助金への現金寄付はすべて、認証や手続きのコストを賄うため、5%を上乗せして送金する必要がある。ポール・ハリス・フェローの認証ポイントはこの5%を含む全拠出額に対して適用され、税制上の優遇措置を受けるための領収証にもこの5%を含む全額が記載される。追加分5%は、財団からの上乗せの対象にはならない。プロジェクト専用の銀行口座に直接送金する現金には5%を上乗せする必要はないが、その場合はポール・ハリス・フェローの認証ポイントの対象とならず、税制上の優遇措置のための領収証は財団から発行されない。
4. ロータリー財団に寄せられた現金のうち、補助金に必要な額として誓約された額を超える分はWFに充当される。
5. 取り消しとなった補助金用の寄付・拠出金は、WFへ充当される。寄付者は、承認されたほかのグローバル補助金やロータリー財団のいずれかの基金に寄付先を変える場合、90日以内にその旨を財団に通知する。

IX. 報告要件と書類の保管

補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する必要がある。中間報告と最終報告書を補助金センターから提出しなければならず、報告書が受理されるには、所要事項を不備なく記入する必要がある。期日を過ぎて未提出の財団補助金報告書がある提唱者から新規の補助金申請書が提出された場合、財団はそれを受理しない（*下記の例外を参照のこと）。財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、支払いを（一部または全額）保留する権利を有する。

補助金の受領者には、以下の方針も適用される。

1. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告する必要がある。
2. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される法律に従い、補助金の支出に関連する全領収書のコピーと銀行明細書を保管する必要がある。
3. 補助金プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を順守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還する必要がある、最高5年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。

地区補助金

以下の追加条件が地区補助金に適用される。

1. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後12カ月以内、または最後の支払を受領してから2カ月以内に、財団に提出しなければならない。
2. 地区補助金からの資金を利用したプロジェクトと活動はすべて、財団が支給してから24カ月以内、または地区がクラブあるいはプロジェクト実施地に支給してから24カ月以内に、完了する必要がある。
3. プロジェクトが完了した後に500米ドル以上の補助金資金が残った場合、プロジェクト関連の追加経費の利用を財団が承認する必要がある。500米ドル未満の未使用の補助金資金は、地区補助金の使用が認められている活動に利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、地区補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。未使用の補助金資金はすべてロータリー財団に返還されなければならない、この資金は地区のDDFに加算される。

グローバル補助金

以下の追加条件がグローバル補助金に適用される。

1. 最初の間接報告書は、補助金の最初の支給を受けてから12カ月以内に提出する必要がある。その後の中間報告書は、前回報告書の受理日から12カ月が期限となる。
2. 最終報告書は、プロジェクトの完了後2カ月以内に提出する必要がある。
3. プロジェクトが完了した後に500米ドル以上の補助金資金が残った場合、プロジェクト関連の追加経費の利用を財団が承認する必要がある。500米ドル未満の未使用の補助金資金は、グローバル補助金の使用が認められている活動に利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、グローバル補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。未使用の補助金資金はすべてロータリー財団に返還されなければならない、この資金は国際財団活動資金（WF）に加算される。

*実施国側と援助国側の双方の提唱者が、グローバル補助金の報告書を記入、承認、提出することが義務づけられている。ただし、人道的グローバル補助金の援助国側提唱者は、資金を受領しなかった場合、報告書が期日を過ぎて未提出であっても、新規補助金の受領を制限されることはない。

以下を含め、実施したプロジェクトの詳細な説明を含んだものが、不備のない報告書として受理される。

1. プロジェクトは、選択した重点分野の目標をいかに助長したか。
2. プロジェクトが、申請書に記載された個々の目標をいかに達成したか（達成を測るために使用した基準や収集したデータを含む）。
3. プロジェクトの成果が、長期にわたっていかに持続されるか。
4. 実施国、援助国双方の提唱者、および補助金に関与した協力団体がどのように参加したか。
5. プロジェクトにかかった費用の詳細な内訳とプロジェクト専用銀行口座の明細書さらに、財団は領収書を提出するよう提唱者に要請する場合がある。奨学生と職業研修チームは、75米ドル以上の経費について、提唱者に領収書を提出する必要がある。

プロジェクトが完了し、現地の地域社会がプロジェクトを継続していくため（持続可能性）の手段を備えたことが確認され次第、財団は、補助金を終了とする。

X. 小口融資（マイクロクレジット）

ロータリー財団は、経済的自立のための小事業の起業を支援するため、小口融資（マイクロクレジット）に取り組んでいる。グローバル補助金を申請するクラブと地区は、持続可能な発展のためのプロジェクトを実施する方法として、融資プログラムを運営する、登記され、少なくとも3年間運営されている小口融資機関と協力する必要がある。ただし、財団資金による小口融資プログラムは、借入資本の管理にとどまらず、例えば研修のような他の要素を組み入れる必要がある。さらに、以下が適用される。

1. 小口融資プロジェクトを支援するためにグローバル補助金を利用しようとするクラブと地区は、補

助金の申請書に添えて、グローバル補助金 小口融資プロジェクトに関する補足書式を提出する必要がある。

2. 小口融資の活動の監督と管理は、提唱クラブまたは提唱地区によって行われる必要がある。
3. 補助金資金は、小口融資機関の会計システムにおいて別個に記録される必要がある。
4. ロータリー財団からの小口融資の元金から発生した利子と手数料収入は、プロジェクトを直接支援するための管理運営費として使用できる。
5. 補助金の提唱者は、補助金の最終報告書とともにグローバル補助金 小口融資プロジェクト報告書の補足書式を提出する必要がある。
6. 財団の報告要件を満たす前に小口融資プロジェクトが終了となった場合、提唱者は補助金の資金を財団に返還する必要がある。
7. ロータリー財団は、融資保証システムに対して資金を支払わない。

XI. インドのロータリー財団に関する特記事項

他のすべての授与と受諾の条件に加え、インド政府の法律とFCRAを順守するため、インド国内のロータリークラブと地区に支払われる（全額・一部を問わない）補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従う必要がある。FCRAに関する一般的な情報は、<https://fcraonline.nic.in/home/index.aspx>を参照のこと。FCRAの登録を受けたクラブまたは地区は、FC-4書式と財務報告書をインド内務省（ニューデリー）に期限通りに提出する責務を負うものとする。

補助金の支払い

すべての補助金の支払いは、インドルピー（INR）の資金を受領するために特別に開設された銀行口座またはクラブが管理するFCRA口座に送金される。以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。インド国内からの拠出金から発生した十分な資金があると職員が判断するか、提唱者が銀行口座がFCRAの下に登録されていることを記した書類を提供する必要がある。そのほかの状況において支払いは待ち状態となり、（インド国内での）追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、FCRAの下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにする必要がある。

地区補助金

それぞれのプロジェクトや活動について内訳を詳しく示した支出計画が承認されることが、支給の条件となる。補助金資金は、地区の銀行口座のみに支払われる。地区の銀行口座の名称は、地区とプロジェクトが一目でわかるようなものでなければならない（適切な名称の例は、「Rotary District 0000 District Grant 12345」）。地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払われない。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の5月31日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

グローバル補助金

補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。

補助金の報告

毎年3月31日までにロータリー財団（インド）に送金された補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の5月31日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から2カ月以内が提出期日となる。すべての中間報告書には、第IXセクションに挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。

1. 中間報告をオンラインで補助金センターから提出する。
2. 中間報告書が補助金センターからオンラインで提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号を明記のこと）を提出する。
4. 銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネージャーまたは公認会計士が証明したもの）を提出する。
5. 補助金センターに請求書と領収書をアップロードする。

いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネージャー／公認会計士が証明し署名したもの）、ならびに、補助金資金が3月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金を使用されなかった理由を説明した文書。

すべての最終報告書には、第IXセクションに挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要

がある。

1. 最終報告をオンラインで補助金センターから提出する。
2. 最終報告書が補助金センターからオンラインで提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号を明記のこと）を提出する。
4. 銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネージャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
5. 銀行調整の明細書（複数の補助金の一つのFCRA口座に振り込まれた場合）。
6. 補助金センターに請求書と領収書をアップロードする。
7. 「原本はすべて8年間保管し、インドのロータリー財団から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を補助金センターにアップロードする。
8. 金額を問わず、残っている資金をロータリー財団（インド）に返還する。
9. 受益者に関する情報（写真、新聞の切り抜き、受益者または受益団体からの感謝状を含む）を保管する（インドのロータリー財団から要請される可能性があるため）。

XII. フィリピンに関する特記事項

他のすべての授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区に支払われた補助金は、フィリピンの規制を順守するためにより多くの実証を必要とする。フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法68（Securities Regulation Code 68）に改正通りに記載されている。財団がこの規制を順守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物／組織のいずれかが発行する証明書を取得する必要がある：

1. 市長室、公印が押されていること
2. 社会福祉・開発局（Department of Social Welfare and Development）長、公印が押されていること
3. 保健局（Department of Health）長、公印が押されていること
4. バランガイ議長室、公印が押されていること
5. 民間機関または実際の受益者の代表者／役員、公証人により署名されたもの

各プロジェクトについて、証明書の原本5通を、下記に送付すること：

Phil. Consulting Center, Inc.
c/o Erika Mae Bautista
2D Penthouse, Salamin Bldg.
197 Salcedo St., Legaspi Village
Makati City 1229
Philippines

証明書の見本テンプレートを、国際ロータリーの南太平洋・フィリピン事務局を通じて入手することができる。7月から5月までに支払われるプロジェクトの証明書は、同じ会計年度の6月30日までに受理されるべきである。6月に支払われる場合は、7月31日までに受理されるべきである。

XIII. プログラム参加者のための利害の対立に関する方針

ロータリー財団の補助金プログラムの高潔性を保証するため、補助金の受領や授与に関与するすべての人は、利害の対立を避けるような方法で行動することが義務付けられている。利害の対立は、ある人物が、本人、その直系家族、そのビジネスパートナー、本人、その直系家族、そのビジネスパートナーが相当な金銭的利害をもつ団体、または、本人、その直系家族、そのビジネスパートナーが管財人、理事、役員である団体に利する補助金または授与金について、決定を下す、または決定に影響を与える立場にいる場合に生じる。

実際および潜在的な利害の対立すべてを、事務総長に開示する必要がある。確信が持てない場合、利害の対立のいかなる可能性も開示すべきである。ロータリアンは、自身が利害の対立を有するいかなるグローバル補助金においても、補助金委員会のメンバーとならないものとする。グローバル補助金の資金調達は、その補助金と関連する利害の対立を有する寄付者からの寄付（冠名指定寄付、CSR寄付、等）によって行ってはならない。

事務総長は、利害の対立に関するこの方針の解釈と実施の方法について、補助金申請者に助言する。個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、事務総長および／または管理委員会が決定す

る。補助金またはその授与において利害の対立が存在する、または存在したと事務総長および／または管理委員会が結論を下した場合、事務総長は、補助金プロセスの高潔性を守るため、適切な措置を管理委員会に推奨する。このような措置には、当該ロータリアン、ロータリークラブ、ロータリー地区が関与する現在の補助金の受領・授与の取り消し、または将来の補助金の受領・授与の一時停止などが含まれる。

補助金の受領資格

ロータリー財団細則第9.3項に従い、以下に定義されている人は財団プログラム補助金の受領者または受益者またはその候補者となることができない：

1. 現ロータリアン
2. クラブ、地区、その他のロータリー組織（ロータリー章典1.040節に規定されている通り）、国際ロータリーの職員
3. これらのすべての人の配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員

元ロータリアンは、会員身分が終結してから3年間は、引き続き受領資格を持たない。元ロータリアンの家族であることを理由に受領資格がなかった人は、その家族の会員身分が終結してから3年間は、引き続き受領資格を持たない。ただし、そのような人でも、地区補助金やグローバル補助金による職業研修チームまたは（人道的奉仕プロジェクトのための）個人旅行に参加する資格があると認められた人は、その人の参加がほかの人への利点となる場合に限り、その職業研修チームまたは個人旅行への参加資格を持つものとする。

選考委員会の公平さ

クラブまたは地区レベルにおける財団プログラム選考委員を務めるロータリアンは、候補者との家族関係、私的関係、仕事上の関係について完全な透明性を保つ必要がある。また、候補者と委員との間に何らかの関係がある（例えば、同じ会社や組織に勤務したり、同じロータリークラブに所属または申請を推薦するロータリークラブに所属したり、家族関係があるなど）ために利害の対立がある（またはあると疑われる）場合は、選考が開始される前に、委員長にその旨通知しなければならない。

選考委員長は、利害の対立がある（またはあると疑われる委員が）、選考プロセスに参加すべきかどうか、また、参加する場合にはどのように参加すべきかを決定する。選考委員長に利害の対立がある（またはあると疑われる）場合、クラブ理事会またはロータリー財団委員長が、選考プロセスへ参加すべきかどうか、またどのように参加すべきかを決定する。

業者との業務取引

ロータリー財団、ロータリー地区、ロータリークラブ、ロータリアンが、ロータリー財団プログラム補助金と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行わなければならない。資金が、ロータリアン、ロータリアンが所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉ロータリアン、財団補助金の受領資格がない上記に記載された人びとに支払われるような業務をロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じる。

ロータリアンの利害の対立が存在しないことを確認するために審査する必要がある可能性がある業務取引の例には、協力関係を結んでいる非政府団体、物資・サービスの提供者、保険会社、旅行代理店、運送会社、教育機関、語学試験提供会社などの業務取引が含まれる。このような取引が公正な市場価格において最良の製品またはサービスをもたらすものであることが、見積書によって証明されている場合、または公平、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を経ている場合に、事務総長の承認を得た後にも、行うことができる。

事務総長は、利害の対立に関するこの方針の解釈と実施の方法について助言する。プログラム補助金の受領や授与にかかわるいかなる未解決の利害の対立も、関係するロータリアンまたはロータリー組織によって、選考プロセスまたは当該業務取引の少なくとも30日前までに、事務総長に報告されなければならない。個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、事務総長が決定する。補助金の受領や授与において利害の対立が存在する、または存在したと事務総長が結論を下した場合、事務総長は、適切な改善措置を講じるものとする。このような措置には、当該ロータリアン、ロータリークラブ、ロータリー地区が関与する現在の補助金の受領・授与の取り消し、または将来の補助金の受領・授与の一時停止などが含まれる。

13-3) ロータリー災害救援補助金授与と受諾の条件

本書は、2019年5月より開始されたロータリー災害救援補助金の申請に関する書類です。補助金の申請には定められた申請書と報告書の提出が必要になります。必要な書類はMy ROTARYの「ロータリー災害救援補助金」のページからダウンロードして使用して下さい。

<https://my.rotary.org/ja/take-action/apply-grants/rotary-disaster-response-grants>

ロータリー財団は、この授与と受諾の条件をいつでも変更、修正することができる。変更された文書は、ロータリーのウェブサイト (www.rotary.org/ja/our-programs/grants) に掲載されるほか、ロータリー財団の補助金担当職員から取り寄せることができる。

I. ロータリー災害救援補助金の概要

ロータリー災害救助補助金は、過去6カ月間に自然災害により被災した地域における救援および復興活動を支援する。補助金の資金は、水や食料、医薬品、衣服といった基本品目の提供のために使用することが認められる。地区は、被災地域のニーズを特定し、そのニーズに最大限に応えるために補助金をどのように活用するかを決定する責任を負う。地区は、財団から受領した資金を配分する権限を有し、災害救助プロジェクトまたは復旧プロジェクトに支出した資金の使途を報告する必要がある。

II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当しなければならない。

1. ロータリー財団の使命に関連していること。
2. ロータリアンが積極的に参加すること。
3. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないこと。
4. 米国および補助金の実施地の法律を順守すること、また個人あるいは団体に害を与えないこと。米国財務省外国資産管理局による制裁対象国でのプロジェクトや旅行を計画している提唱者は、追加情報の提供が必要な場合がある。
5. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区の活動や経費に充てる目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることが奨励されているが、承認前に経費が発生してはならない。補助金が承認された後にプロジェクト計画に変更を加える場合は、その変更について事前にロータリー財団の承認を得なければならない。
6. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
7. ロータリー財団章典の第30.040節に基づき、「プログラム参加者のための利害の対立に関する方針」を順守すること。
8. ロータリー章典の第34.040.6項ならびに34.040.11項に基づき、「“ロータリー”という名称またはその他のロータリー標章の使用に関する国際ロータリーの方針」を順守すること。
9. ロータリー財団章典の第40.010.2節に基づき、ロータリーの「『ボイス』とビジュアルアイデンティティのガイド」に従い、補助金提唱者とロータリー財団の役割を明確に示す表記をプロジェクトの標識・表示に含めるか、その近接位置に表示すること。
10. ロータリー章典の第26.080節に記述されたプライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。補助金の申請書と報告書は、(a) ロータリー財団から要請され、かつ (b) 受益者（あるいは親または法的保護者）の同意が書面で提供されていない限り、受益者の個人データ（氏名、年齢／生年月日、あるいは個人が特定されうるその他の情報）または受益者の写真を含むべきではない。そのような個人データが不適切に含まれている場合、ロータリーのプライバシーの方針への順守を財団が確認する間、補助金手続きの遅延につながる可能性がある。

さらに、ロータリー災害救援補助金は

1. 補助金の3パーセントまでを、補助金に関連した管理運営費（銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など）に充てることことができる。
2. 補助金の20パーセントまでを、臨時費に配分することができる。ただし、補助金の承認後にプロジェクトまたは活動を追加する場合は、資金を支出する前にロータリー財団の承認を受けなければならない。

医療従事者が補助金活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低500,000米ドルの職業賠償責任保険（別称、過失脱漏保険またはE&O保険）に加入するよう期待されている。この補償は、補助金活動参加者が、職業上の行為または不作為によって他人に害を与えた場合の法的責任を果たすために適用される。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人の責任である。

III. 制約事項

補助金は、いかなるグループも不当に差別したり、特定の政治的・宗教的見解を推進したり、完全に宗教を目的とした催し物を支援したり、妊娠中絶に関連する活動や性決定のみを目的とする活動を支援したり、武器や弾薬の購入資金に充てたり、ロータリー財団への新たな寄付またはロータリー財団の他の補助金への新たな寄付とすることはできない。

これに加え、補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。
2. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設。
3. 土地や建物の購入。
4. 募金活動。
5. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関連する経費。
6. 広報（プロジェクト実施に不可欠な場合を除く）。
7. 500ドルを超える、プロジェクトの標識。
8. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費。
9. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。
10. 既に経費が発生した活動。
11. 国境を越えて手ずから行うワクチンの輸送。
12. 全国予防接種日（NID）に出向くための旅費。
13. ポリオワクチンのみを含む予防接種。

IV. 申請方法

被災した地域または国にある受領資格のある地区は、ロータリー災害救援補助金を申請することができる。本補助金の最高授与額は25,000ドルとする。地区は、以前の災害救援補助金の報告書を規定通りに提出済みである場合に限り、追加の補助金を申請できる。申請するには、地区ガバナーと地区ロータリー財団委員長がロータリー災害救援補助金申請書に記入し、grants@rotary.orgに提出しなければならない。

地区ガバナーと地区ロータリー財団委員長は、財団補助金担当職員と連絡を保ち、支出計画を承認し、地域社会のニーズを特定して資金を分配する活動を監督し、政府への報告義務と財務要件をすべて順守していることを確認し、財団の報告要件をすべて順守していることを確認し、資金の財務管理状態を確認することが義務付けられている。

V. 資金源と支払い

ロータリー災害救援補助金は、ロータリー災害救援基金への寄付によって賄われている。

1. ロータリー災害救援補助金は、地区が管理する災害救助専用の銀行口座、または地区が管理する他の補助金口座のみに支払われる。個々のクラブに支払われることはない。
2. 口座の取引には少なくとも2名の署名を必要としなければならない。
3. 補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。

補助金は以下の条件が満たされた場合に支払われる。

1. 地区ガバナーと地区ロータリー財団委員長が承認したロータリー災害救援補助金申請書を財団が受領し、承認していること。
2. 記入済みのロータリー災害救援補助金受取人書式を財団が受領していること。

VI. 協力団体

協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金プロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。協力団体

は、ロータリー財団により義務づけられたすべての報告と監査要件を順守することに同意し、義務づけられた領収書または購入の証明書類を提出しなければならない。協力団体に提供されるいかなる資金も、特定のプロジェクト費用のみに使用されなければならない。提唱地区はこれらの費用の詳細な内訳を記載した報告書を作成し、維持しなければならない。

Ⅶ. 報告および監査要件

地区は、以下を行わなければならない。

1. 本補助金の最初の支払いを受けてから少なくとも12カ月ごとに、プロジェクトの進捗の詳細を記した報告書を提出すること。全活動の終了後、2カ月以内に最終報告書を提出すること。報告書には以下を記載しなければならない。
 - a. プロジェクトの詳細な説明
 - b. 関与したロータリークラブ
 - c. プロジェクト実施に関与したすべての協力団体
 - d. プロジェクトの受益者数
 - e. プロジェクトへのロータリアンの参加方法
 - f. 支出一覧
 - g. 支出一覧に関連する銀行取引明細書
 - h. 支出一覧と適切に相互参照できる領収書（財団に明示的に要求された場合）
2. 財団の監査に協力すること。
 - a. 財団は、規模に関わらずいつでもプロジェクトの監査を実施する、または監視要員を派遣する権利を有する。
 - b. さらに、財団はいつでもプロジェクトを評価し、追加書類の提出を要求し、進捗が満足のいくものではないと独自に判断した場合は支払いを（一部または全額）保留する権利を有する。
 - c. 地区は、詳細で正確かつ不備のない財務記録をプロジェクト期間中および補助金終了日以降5年間（現地法により定められている場合はそれ以上の期間）にわたって保持する。このような財務記録には、領収書原本、使用済み小切手、請求書などを含む。さらに、プロジェクトが監査対象に選ばれた場合、地区は財団が書類を破棄してもよいと助言する時まですべての書類を保持しなければならない。
3. すべての経済・貿易制裁に従うこと。これには、米国財務省外国資産管理局（OFAC）により発動されるものが含まれる。
4. 500米ドルを超える未使用の補助金資金を返還すること。残った補助金が500米ドル未満の場合、地区はこの資金を災害救助活動に使用しなければならない。

Ⅷ. インドのロータリー財団に関する特記事項

FCRAに関する一般的な情報は fcraonline.nic.in を参照のこと。他のすべての授与と受諾の条件に加え、インド政府の法律とFCRAを順守するため、インド国内のロータリー地区に支払われる（全額・一部を問わない）補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従うべきである。

1. 以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。また、銀行口座がFCRAの下に登録されていることを示す書類を提唱者が提出するか、インド国内の拠出金により十分な資金が得られると職員が判断をする。そのほかの状況において支払いは待ち状態となり、追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、資金が混ざらないようにしなければならない。
2. 毎年3月31日までにインドに送金された補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の5月31日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から2カ月以内が提出期日となる。補助金の提唱者は、FCRAの下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにしなければならない。
3. すべての中間報告書には以下が含まれていなければならない。
 - a. 第VIIセクションに挙げられたすべての一般的な報告要件。
 - b. 財団にデータファイルを提出した中間報告書のコピーを南アジア事務局に提出したことを示す

書類。

- c. 補助金資金が一部使用された場合は使用の証明書。ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号を明記のこと）。
- d. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネージャー／公認会計士が証明し署名したもの）、ならびに、補助金資金が3月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金を使用されなかった理由を説明した文書。

4. すべての最終報告書には以下が含まれていなければならない。

- a. 第VIIセクションに挙げられたすべての一般的な報告要件。
- b. 財団にデータファイルを提出した最終報告書のハードコピーを南アジア事務局に提出したことを示す書類。
- c. 以下の文書を含める。
 - i. 補助金使用の証明書、ならびに独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号を明記のこと）。
 - ii. 銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネージャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
 - iii. 銀行調整の明細書（複数の補助金が一つのFCRA口座に振り込まれた場合）。
 - iv. 支払いの証明書／経費の領収書の原本または複写。複写を提出する場合は、「原本はすべて8年間保管し、インドのロータリー財団から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文。
 - v. 受益者に関する情報（例えば、写真、新聞の切り抜き、受益者からの感謝状など）。
- d. 金額を問わず、残っている資金をロータリー財団（インド）に返還する。

5. FCRAの登録を受けたクラブまたは地区は、FC-4書式と財務報告書をインド内務省（ニューデリー）に期限通りに提出する責務を負うものとする。

IX. フィリピンに関する特記事項

他のすべての授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区に支払われた補助金は、フィリピンの規制を順守するためにより多くの実証を必要とする。フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法68（Securities Regulation Code 68）に改正通りに記載されている（19ページの第4項を参照のこと）。ロータリー財団がこの規制を順守できるように、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物／組織のいずれかが発行する証明書を取得しなければならない。

1. 市長室、公印が押されていること
2. 社会福祉・開発局（Department of Social Welfare and Development）長、公印が押されていること
3. 保健局（Department of Health）長、公印が押されていること
4. バランガイ議長室、公印が押されていること
5. 民間機関または実際の受益者の代表者／役員、公証人により署名されたもの

各プロジェクトについて、証明書の原本5通を、下記に送付すること：

Phil. Consulting Center, Inc.
c/o Erika Mae Bautista
2D Penthouse, Salamin Bldg.
197 Salcedo St., Legaspi Village
Makati City 1229
Philippines

証明書の見本テンプレートを、国際ロータリーの南太平洋・フィリピン事務局を通じて入手することができる。

7月から5月までに支払われるプロジェクトの証明書は、同じ会計年度の6月30日までに受理されるべきである。6月に支払われる場合は、7月31日までに受理されるべきである。

13-4) 地区補助金実績表

G	番号	クラブ名	2016-17		2017-18	
			プロジェクト内容	配分額(\$)	プロジェクト内容	配分額(\$)
第1グループ	1	市川			夏休み読書感想文教室	909
	2	市川東	老人ホームに音楽を(高齢者と中学生の交流)	427		
	3	市川南	妙典駅前への時計塔の設置寄付	2,727	市川市広尾公園へのベンチ寄付と清掃活動	1,493
	4	浦安	東京オリンピック、パラリンピックを夢見る子供達へ	2,090	キッズ柔道教室・試合大会	1,363
	5	市川ピック				
第2グループ	1	船橋			道徳の時間を使った出前授業	1,590
	2	船橋西	子供達を危険から守る活動(あんしん教室)	1,363		
	3	鎌ヶ谷				
	4	船橋東	気仙沼地区復興協力プロジェクト	2,727	船橋市文化芸術活動支援プロジェクト	2,727
	5	船橋南				
第3グループ	6	船橋みなと	船橋市立若松中学校・愛のコンサート	1,818	「船橋市立御滝中学校でのオペラ歌手コンサート・講演	1,818
	1	千葉	千葉市少年少女ミニバスケットチームとプロ選手とのふれあい教室	1,727	ウエルフェアラグビー試合観戦と体験会	2,727
	2	新千葉				
	3	千葉西				
	4	千葉中央				
	5	千葉幕張	千葉市立高等学校特別支援学校設備不足支援プロジェクト	2,454	千葉市の明日の教育を考える講演会	2,272
	6	千葉東				
第4グループ	7	千葉若潮	カンボジア教育支援プロジェクト	2,727	青少年ゴルフミーティング	2,272
	1	千葉南			千葉のまちの礎を築いた千葉氏の歴史を知り広める活動	2,727
	2	市原				
	3	千葉港	ラオス小学校への設備・図書支援プロジェクト	2,727	ラオス中等学校への図書室開設支援・図書贈呈	2,727
	4	市原中央	フィリピンに於ける歯科医療奉仕活動の支援プロジェクト	909	社会を明るくする運動『作文コンテスト』拡大支援プロジェクト	454
	5	千葉北				
第5グループ	6	千葉緑	安全な水の供与	2,636		
	1	木更津	平成28年度アクアマラソンに於けるロータリーデーの開催	545	木更津市民マラソン参加者へ特産品のPR及び広報活動	454
	2	上総	久留里駅前交流広場芝桜再生事業	1,363		
	3	富津				
	4	富津中央	小・中学校 花いっぱいプロジェクト	2,272		
	5	木更津東	木更津市太田山公園にベンチ寄贈	1,818		
	6	君津	君津駅クリーンアップ大作戦	2,272	ポリオ撲滅キャンペーン・親子枝豆収穫祭	727
	7	袖ヶ浦			少年野球山ゆり大会支援 拡声システム寄贈	1,217
第6G	8	富津シティ	桜の森プロジェクト	1,181	ベトナムの児童養護施設の子供達へ文房具寄贈	392
	1	館山				
	2	鴨川			ロータリー杯争奪オルカ少女サッカー大会	1,090
	3	勝浦	地元の食材を使った食育教室	909	障害児・健康者・幼児と施設入居独居老人の交流と相互理解を図る活動	2,727
	4	千倉				
	5	鋸南			鋸南ロータリークラブ映画祭	1,636
第7グループ	6	館山ベイ				
	1	茂原	茂原市内小中学校体育館扇風機寄贈	2,727	日本さくらの名所100選茂原公園へのベンチ寄贈と清掃活動	2,727
	2	東金	高校生の地域社会交流、支援プロジェクト	454	地域住民地域国際交流支援プロジェクト	454
	3	大原				
	4	大多喜				
	5	成田空港南	少年野球教室	1,818	JR横芝駅前時計塔設置	2,727
	6	茂原東				
	7	茂原中央	幼稚園・保育園周辺に交通安全看板を設置する	2,000	交通安全指導員へのパトロールベスト・横断旗提供	2,727
	8	大網				
第8G	9	東金ビュー				
	1	銚子	銚子駅前ロータリー友愛の広場プロジェクト	2,727		
	2	旭				
	3	八日市場	飯高楡林黄門桜周辺整備プロジェクト	2,727		
第9G	4	銚子東	市民防災啓蒙事業	1,909		
	1	佐原			佐原小・中学校の郷土芸能部へ楽器等寄贈・演奏会の設営	2,727
	2	多古	社会福祉法人 まつど育成会応援団	2,727		
	3	小見川				
第10グループ	4	佐原香取			小学生の交通事故防止・防犯キャンペーン	2,061
	1	成田	知的障害児用視聴覚機支援	909		
	2	八街				
	3	印西				
	4	白井				
	5	富里				
第11G	6	成田コスモポリタン	ホテルの里建設計画	2,727		
	1	柏			柏ふるさと公園の公衆トイレ改修および周辺美化活動	2,727
	2	我孫子			野鳥観察用据付大型双眼鏡設置プロジェクト	2,727
	3	柏西	高田緑地 大堀川リバーサイドパークベンチ寄贈	2,727		
	4	柏東	地域の子供達への教育支援とフットサル大会を通じて青少年育成プロジェクト	1,363		
第12グループ	5	柏南			独居老人宅へ『ふれあい訪問』プロジェクト	681
	1	習志野			やさしさでつながる社会奉仕プロジェクト	909
	2	八千代				
	3	佐倉	東邦大学医療センター佐倉病院ブラックジャックセミナー	1,818		
	4	八千代中央				
	5	四街道			セブ島デイケアセンター設備不足支援プロジェクト	909
	6	習志野中央	2018ソフトボール女子世界選手権大会開催応援プロジェクト	1,818	ソフトボール大会ならびに実技講習会を通じた青少年育成	1,818
第13G	7	佐倉中央				
	1	松戸	献血推進プロジェクト	272		
	2	松戸東	災害対策支援	補助対象外		
	3	松戸北				
	4	松戸中央	セブ島孤児院および障害者支援事業	909	米山奨学生南部ベトナム学友クラブ共同国際支援	1,363
第14G	5	松戸西	モンゴル井戸設置プロジェクト	2,727	モンゴル公衆トイレ設置プロジェクト	2,727
	1	野田				
	2	流山	介護施設慰問(春のふれあい)	1,181		
	3	野田東				
	4	流山中央	流山市子ども将棋大会	補助対象外		
2790地区	5	野田セントラル	深井戸ウォーターポンプの設置	1,727		
		青少年インターアクトフェローシップ	日・台 青少年奉仕委員会	補助対象外		
		青少年奉仕委員会				
		奉仕プロジェクト委員会				
		合計		69,959		58,606

2018-19		2019-20				
プロジェクト内容	配分額(\$)	プロジェクト内容	配分額(\$)	クラブ名	番号	G
		音楽と共に～彼らの世界を広げるMUSIC～	2,728	市川	1	第1グループ
常夜灯公園の照明灯への時計設置	1,718	妙典河川敷にベンチを設置	1,481	市川東	2	
				市川南	3	
小学生の食育を推進する運動	2,181	真間川河川浄化啓蒙運動植樹と標柱の設置	1,728	浦安	4	第2グループ
未来を担う青少年育成のためのプロジェクト	2,159	ダンスを通じた青少年スポーツ振興プロジェクト	2,728	市川シビック	5	
船橋西50周年記念事業 船橋障がい者支援ソフトボール大会	1,818	子供たちの健やかな学校生活を守る運動(あんしん教室)	2,182	浦安ベイ	6	第3グループ
船橋市植栽プロジェクト	2,727	ミャンマー ダーベイン村小学校舎改修及び学習用品・文房具寄贈事業	1,782	船橋東	3	
船橋市立宮本中学校・未来へつなぐ愛のコンサート	1,818	船橋市内公立中学校の生徒を対象にオペラ歌手佐藤則子さんの歌声とトーク	1,819	船橋南	5	第4グループ
千葉市少年少女ミニバスケットボール「ロータリーカップ」	909	子どもの貧困とフードロス対策のためのフードドライブおよびフードバンクPR	2,728	船橋みなど	6	
		千葉県立千葉壘学校運動部支援奉仕プロジェクト	1,546	千葉葉	1	第5グループ
		JR稲毛駅東口 ふれあい花壇の花、植替え並びに維持管理	253	千葉西	3	
千葉盲学校で体験学習	863			千葉中央	4	第6グループ
		千葉南RC・中国米山学友会合同 大連障がい者施設支援プロジェクト	2,728	千葉幕張	5	
ラオス国、図書館建設支援及び図書寄贈	2,727			千葉東	6	第7グループ
多言語紙芝居の普及	2,181			千葉若潮	7	
あけぼの園利用者と木更津ロータリーの交流	454	ベトナム国ハイノ市の3中学校へ教材支援と日本語コンテストの開催	910	千葉南	1	第8グループ
		久留里城と久留里城祉資料館を訪れる人のためのベンチを贈ろう	910	市原原	2	
		富津市少年野球大会を通じた子供たちの健全育成の啓蒙	610	千葉港	3	第9グループ
出前教室	1,045	太田山公園を桜でいっぱいしよう	1,000	市原中央	4	
袖ヶ浦少年野球連盟にテント寄贈	615	スリランカの子供たちにきれいな水を	5,455	千葉北	5	第10グループ
		児童養護施設「野の花の家」フェンス工事及び屋外時計寄贈	1,364	千葉緑	6	
				木更津	1	第11グループ
				上総	2	
				富津	3	第12グループ
				富津中央	4	
				木更津東	5	第13グループ
				君津	6	
				袖ヶ浦	7	第14グループ
				富津シティ	8	
				館山	1	第15グループ
				鴨川	2	
バスケットボール・ダンスを通じた地域小中学生の健全育成プロジェクト	2,727	フィリピン・ダバオ市の少年少女に楽しく安全な野球を！！	5,455	勝浦	3	第16グループ
				千倉	4	
				鋸南	5	第17グループ
				館山ベイ	6	
日本さくら名所100選の茂原公園にある老朽化したベンチの補修、修繕	2,727	茂原市内全中学校へ電子ピアノの寄贈	2,728	茂原	1	第18グループ
カンボジア・スマオン小学校教室の屋根修理	2,272			東金	2	
JR大原イルミネーション設置事業	2,727			大原	3	第19グループ
				大多喜	4	
				成田空港南	5	第20グループ
				茂原東	6	
茂原公園運動広場への電波時計設置プロジェクト	2,727	長生郡内町村、交通安全指導員用機材提供 & 安全指導プロジェクト	2,728	茂原中央	7	第21グループ
大網病院入口バス停 新設工事	2,727			大網	8	
ロータリー憩いの森プロジェクト	2,727			東金ビュー	9	第22グループ
				銚子	1	
未来へひらめきを掘り起こすサイエンスショー	595	「おとな」と「こども」をつなぐおもちゃ箱	910	旭	2	第23グループ
				八日市場	3	
				銚子東	4	第24グループ
				佐原	1	
多古町スポーツ少年団野球大会の後援、ロータリー杯の寄贈	1,643	新築多古町民体育館・入口周辺外部時計設置プロジェクト	2,182	多古	2	第25グループ
JR小見川駅前ロータリー整備プロジェクト	2,727			小見川	3	
プロバスケットボールチーム東京羽田vickiesによるバスケットボール教室の開催	2,318			佐原香取	4	第26グループ
日本ボーイスカウト成田第1団等広場利用者への衛生設備支援	2,727	第13回成田市近隣中学校剣道大会	2,091	成田	1	
				八街	2	第27グループ
				印西	3	
				白井	4	第28グループ
				富里	5	
カンボジア助産師養成支援事業	2,727			成田コスモポリタン	6	第29グループ
		アカ族の小学校補修と教室増設	5,455	柏	1	
		地域の宝を魅力的に伝えるプロジェクト	1,546	我孫子	2	第30グループ
		タイ北部アカ族の村及び学校に浄水設備支援と就学環境の支援プロジェクト	5,455	柏西	3	
道の駅しようなん 時計台修復	2,272	大津川をきれいにする会支援プロジェクト	1,137	柏東	4	第31グループ
米山奨学生及び外国人留学生 日本文化ふれあい交流	1,263	異国の文化と音楽を伝え、子どもたちに希望ある未来を！	5,455	柏南	5	
		交通安全・防犯について学び、地域の安全・安心につなげるプロジェクト	910	習志野	1	第32グループ
夢を持って強くなる！	2,727	みんなが待っている夢先生！	2,728	八千代	2	
歯ッピーかみんぐフェア	1,818	フィリピン歯科奉仕活動無料の歯科治療	2,728	松戸	3	第33グループ
		希望のプロジェクト	1,019	八千代中央	4	
				四街道	5	第34グループ
				習志野中央	6	
世界女子ソフトボール選手権大会支援及び「青少年に夢と希望を与える」プロジェクト	1,818			佐倉中央	7	第35グループ
				松戸	1	
				松戸東	2	第36グループ
				松戸北	3	
バリ州の地域型小規模事業化発掘支援フォーラム	2,727			松戸中央	4	第37グループ
		東京2020ホストタウン松戸 おもてなしシティ やさシティベンチ設置プロジェクト	2,728	松戸西	5	
				野田	1	第38グループ
		夏休み小学生交通安全教室交通事故防止のため、自転車の乗り方や講座を行う	557	流山	2	
				野田東	3	第39グループ
				流山中央	4	
移動車によるロータリー図書館	2,727			野田セントラル	5	2790地区
		スリランカの優秀な子供たちへの教材支援と日本文化の伝達	1,364	フェローシップ	1	
		希望の風チャリティコンサート	910	青少年奉仕委員会	1	合計
		2019年台風15号被災地域への復興支援プロジェクト	2,000	奉仕プロジェクト委員会	1	
	67,938		83,720			

13-5) 国際ロータリーのロータリー財団委員会の役割分担について

国際ロータリーのロータリー財団委員会	各種セミナーの開催 R I 及び財団室との窓口
財団資金管理・寄付推進小委員会	寄付金の推進及び寄付状況の把握 P H S、大口寄付の推進及び窓口
補助金プロジェクト小委員会	補助金プロジェクト担当
奨学生・学友小委員会	D G、G G 奨学生担当及び奨学生学友の窓口
ロータリーポリオプラス・ ロータリーカード小委員会	ポリオプラスへの寄付の推進及び寄付状況の把握 ロータリーカードの推進
ロータリー平和フェロシップ 小委員会	ロータリー平和センター担当

13-6) ポール・ハリス・ソサエティ メンバー

ポール・ハリス・ソサエティ メンバーリスト

当地区のポール・ハリス・ソサエティメンバーとなります。(2019年12月現在)

クラブ名	氏名
Chiba Chuo (15016)	増田 豁 Dr.
Chiba Makuhari (25626)	宇佐見 透
Chiba South (15017)	寺澤 一良
Chiba Wakashio (52192)	鶴沢 和広
Chiba (15015)	藤澤 武彦
Chiba (15015)	梶原 等
Chiba (15015)	大野 雅章
Chiba (15015)	長田 研自
Chiba (15015)	櫻木 英一郎
Chiba-Higashi (27858)	鳴海 寿裕
Funabashi South (15024)	川島 秀文
Funabashi West (15025)	森島 庸吉
Funabashi (15022)	狩野 文夫
Ichihara Chuo (25535)	大倉 崇
Ichihara Chuo (25535)	鈴木 雅博
Ichihara Chuo (25535)	田仲 正道
Ichihara Chuo (25535)	時田 清次
Kamagaya (15034)	清松 檜男
Kamogawa (15035)	伊藤 正人
Kashiwa Nishi (15038)	榎本 洋史
Kashiwa Nishi (15038)	日暮 肇
Kashiwa Nishi (15038)	金本 元章
Kashiwa Nishi (15038)	川和 弘行
Kashiwa Nishi (15038)	松本 ユミ
Kashiwa Nishi (15038)	飯合 幸夫

クラブ名	氏名
Kashiwa Nishi (15038)	水野 晋治
Kashiwa Nishi (15038)	水留 茂之
Kashiwa Nishi (15038)	岡島 昭信
Kashiwa Nishi (15038)	榊 隆夫
Kashiwa Nishi (15038)	鈴木 桂三
Kashiwa Nishi (15038)	鈴木 健吾
Kashiwa (15036)	今山 利猛
Kashiwa (15036)	中沢 由岐子
Kashiwa (15036)	寺嶋 哲生
Katsuura (15039)	漆原 撰子
Kisarazu East (15043)	山田 修平
Kisarazu (15042)	平野 弘和
Narashino-Chuo (24136)	崎山 征雄
Narashino-Chuo (24136)	朱 孝
Narashino-Chuo (24136)	高山 貴子
Narashino-Chuo (24136)	山本 美代子
Narita Cosmopolitan (29883)	沢田 克洋
Narita (15053)	平山 秀樹
Narita (15053)	神崎 誠
Narita (15053)	小寺 真澄
Sakura-Chuoh (30813)	橋岡 久太郎
Sawara (15060)	川原 勝壽
Tomisato (21881)	寒郡 茂樹
Urayasu (15068)	関口 徳雄
Yachiyo (15070)	飯生 高一郎

13-7) メジャードナー メンバー

(2019年12月現在)

氏名	レベル	クラブ名
相澤 友夫 / 相澤 はな子	M. D. L. 1	Funabashi East (15023)
青木 貞雄 / 青木 節子	M. D. L. 1	Narita Cosmopolitan (29883)
青木 忠茂	M. D. L. 1	Funabashi (15022)
遠藤 章雄	M. D. L. 1	Yachiyo (15070)
榎本 平男 + / 榎本 弘子	M. D. L. 1	Kazusa (15040)
衛藤 五郎 +	M. D. L. 1	Mobara (15049)
藤崎 壽路 / 藤崎 富美	M. D. L. 1	Narita (15053)
藤崎 康人	M. D. L. 1	Narita Cosmopolitan (29883)
五郎畑 巖 / 五郎畑 千勢子	M. D. L. 1	Matsudo Chuoh (15046)
原 勝美 / 原 みよ子	M. D. L. 1	Yotsukaido (15074)
橋岡 久太郎 / 橋岡 協美	M. D. L. 1	Sakura-Chuoh (30813)
林 正弘	M. D. L. 1	Chiba Minato (22333)
平野 弘和 / 平野 陽子	M. D. L. 1	Kisarazu (15042)
平野 勝也	M. D. L. 1	Futtsu City (28478)
平野 隆幸 +	M. D. L. 1	Funabashi South (15024)
平澤 規雄	M. D. L. 1	Narashino-Chuo (24136)
平山 秀樹 / 平山 紀代子	M. D. L. 1	Narita (15053)
市村 公道	M. D. L. 1	Narita (15053)
飯島 俊一	M. D. L. 1	Sodegaura (15064)
飯生 高一郎 / 飯生 恵子	M. D. L. 1	Yachiyo (15070)
池田 等 +	M. D. L. 1	Yachiyo (15070)
池田 勝 / 池田 順子	M. D. L. 1	Tateyama Bay (29636)
石井 博 / 石井 かをる	M. D. L. 1	Funabashi South (15024)
石井 伸一 / 石井 幸子	M. D. L. 1	Kamagaya (15034)
石橋 菊太郎 / 石橋 昭子	M. D. L. 1	Narita (15053)
板橋 良夫	M. D. L. 1	Funabashi-Minato (29586)
伊藤 正人	M. D. L. 1	Kamogawa (15035)
和泉 太郎	M. D. L. 1	Ichikawa (15029)
上代 修二	M. D. L. 1	Yachiyo (15070)
金本 元章	M. D. L. 1	Kashiwa Nishi (15038)
狩野 文夫	M. D. L. 1	Funabashi (15022)
神崎 誠	M. D. L. 1	Narita (15053)
川原 勝壽 / Kimie Kawahara	M. D. L. 1	Sawara (15060)
木村 仁 / 木村 直子	M. D. L. 1	Kashiwa (15036)
黒田 良一	M. D. L. 1	Sawara (15060)
増田 豁 Dr. / 増田 恵子	M. D. L. 1	Chiba Chuo (15016)
飯合 幸夫	M. D. L. 1	Kashiwa Nishi (15038)
三代川 利男	M. D. L. 1	Narashino-Chuo (24136)
森島 弘道 / 森島 由加	M. D. L. 1	Shin-Chiba (15061)
森嶋 康長 / 森嶋 美智子	M. D. L. 1	Funabashi (15022)
諸岡 邦彦	M. D. L. 1	Narita (15053)
諸岡 靖彦 / 諸岡 むつみ	M. D. L. 1	Narita (15053)
牟田口 義郎 +	M. D. L. 1	Kamogawa (15035)
中村 博亘 / 中村 良子	M. D. L. 1	Kashiwa Nishi (15038)
成田 温	M. D. L. 1	Narita (15053)
新倉 多久磨	M. D. L. 1	Chiba Makuhari (25626)
西村 芳雄	M. D. L. 1	Ichihara (15028)
織田 吉郎 + / 織田 悦子	M. D. L. 1	Choshi (15020)
岡崎 淳彦 + / 岡崎 京子 +	M. D. L. 1	Narashino (15052)
大原 俊弘 / 大原 好枝	M. D. L. 1	Funabashi East (15023)
長田 研自 / 長田 えみ子	M. D. L. 1	Chiba (15015)
齋藤 博昭 / 齋藤 和子	M. D. L. 1	Urayasu (15068)
榊 隆夫	M. D. L. 1	Kashiwa Nishi (15038)

氏名	レベル	クラブ名
櫻木 英一郎 / 櫻木 安子	M. D. L. 1	Chiba (15015)
関口 徳雄 / 関口 俊子	M. D. L. 1	Urayasu (15068)
設楽 正行	M. D. L. 1	Narita (15053)
四之宮 由己	M. D. L. 1	Oami (53122)
朱 孝	M. D. L. 1	Narashino-Chuo (24136)
鈴木 秀承	M. D. L. 1	Kamagaya (15034)
鈴木 桂三	M. D. L. 1	Kashiwa Nishi (15038)
鈴木 雅博 / 鈴木 聡子	M. D. L. 1	Ichihara Chuo (25535)
橋 昌孝	M. D. L. 1	Narita (15053)
高橋 賢	M. D. L. 1	Narashino-Chuo (24136)
高橋 昭二 / 良志江 高橋	M. D. L. 1	Sawara (15060)
竹尾 白	M. D. L. 1	Chiba South (15017)
瀧澤 弘隆	M. D. L. 1	Chiba West (15018)
田仲 正道	M. D. L. 1	Ichihara Chuo (25535)
寺嶋 哲生 / 寺嶋 智津子	M. D. L. 1	Kashiwa (15036)
寺澤 一良	M. D. L. 1	Chiba South (15017)
得居 仁 / 得居 美津子	M. D. L. 1	Matsudo East (15047)
鳥飼 三津男 / 鳥飼 玲子	M. D. L. 1	Narashino (15052)
土屋 亮平 / Masako Tsuchiya	M. D. L. 1	Matsudo (15045)
角井 宏	M. D. L. 1	Kashiwa (15036)
都筑 佳代子 / 都筑 文男	M. D. L. 1	Ichikawa East (15030) & Shiojiri, Nagano (14243)
畝本 一実	M. D. L. 1	Ichikawa East (15030)
漆原 撰子	M. D. L. 1	Katsuura (15039)
宇佐見 透 / 宇佐見 尚子	M. D. L. 1	Chiba Makuhari (25626)
渡邊 隆 + / Noriko Watanabe	M. D. L. 1	Narashino (15052)
山口 習明	M. D. L. 1	Funabashi East (15023)
山本 美代子	M. D. L. 1	Narashino-Chuo (24136)
山崎 義人 / 山崎 朝子	M. D. L. 1	Narita (15053)
安田 正男 +	M. D. L. 1	Kashiwa Nishi (15038)
安川 厚 +	M. D. L. 1	Funabashi South (15024)
吉田 裕成	M. D. L. 1	Chiba South (15017)
由川 久子	M. D. L. 1	Narashino (15052)
Pearl Giken Co., LTD	M. D. L. 1	Funabashi West (15025)
石川 邦紘 / 石川 絹子	M. D. L. 2	Narita Cosmopolitan (29883)
金子 研一 / 金子 雅恵	M. D. L. 2	Funabashi East (15023)
野間口 勉 + / 野間口 萬里子	M. D. L. 2	Narita Cosmopolitan (29883)
小高 由加里	M. D. L. 2	Kamogawa (15035)
白鳥 政孝 / 白鳥 信子	M. D. L. 2	Ichihara (15028)
田中 昭平 / 田中 祥子	M. D. L. 2	Kashiwa Nishi (15038)
山田 修平 / 山田 準子	M. D. L. 2	Kisarazu East (15043)
平山 金吾 + / 平山 裕子	M. D. L. 3	Narita (15053)
諸岡 孝昭 + / 諸岡 由紀子	M. D. L. 3	Narita Cosmopolitan (29883) & Narita (15053)
崎山 征雄 / 崎山 茂代	M. D. L. 3	Narashino-Chuo (24136)
山崎 敬生	M. D. L. 3	Ichikawa (15029)
森島 庸吉 / 森嶋 正子	M. D. L. 4	Funabashi West (15025)
諸岡 謙一 + / 諸岡 君代	M. D. L. 4	Narita (15053)
大倉 崇 / 大倉 龍子	M. D. L. 4	Ichihara Chuo (25535)
平山 金吾 + / 平山 裕子	B. S. L. 1	Narita (15053)
水沢 二郎 +	B. S. L. 1	Kisarazu (15042)
南部 裕 / Kazuko Nambu	B. S. L. 1	Togane (15067)

M. D. L. =Major Donor Level

B. S. L. =Bequest Society Level

